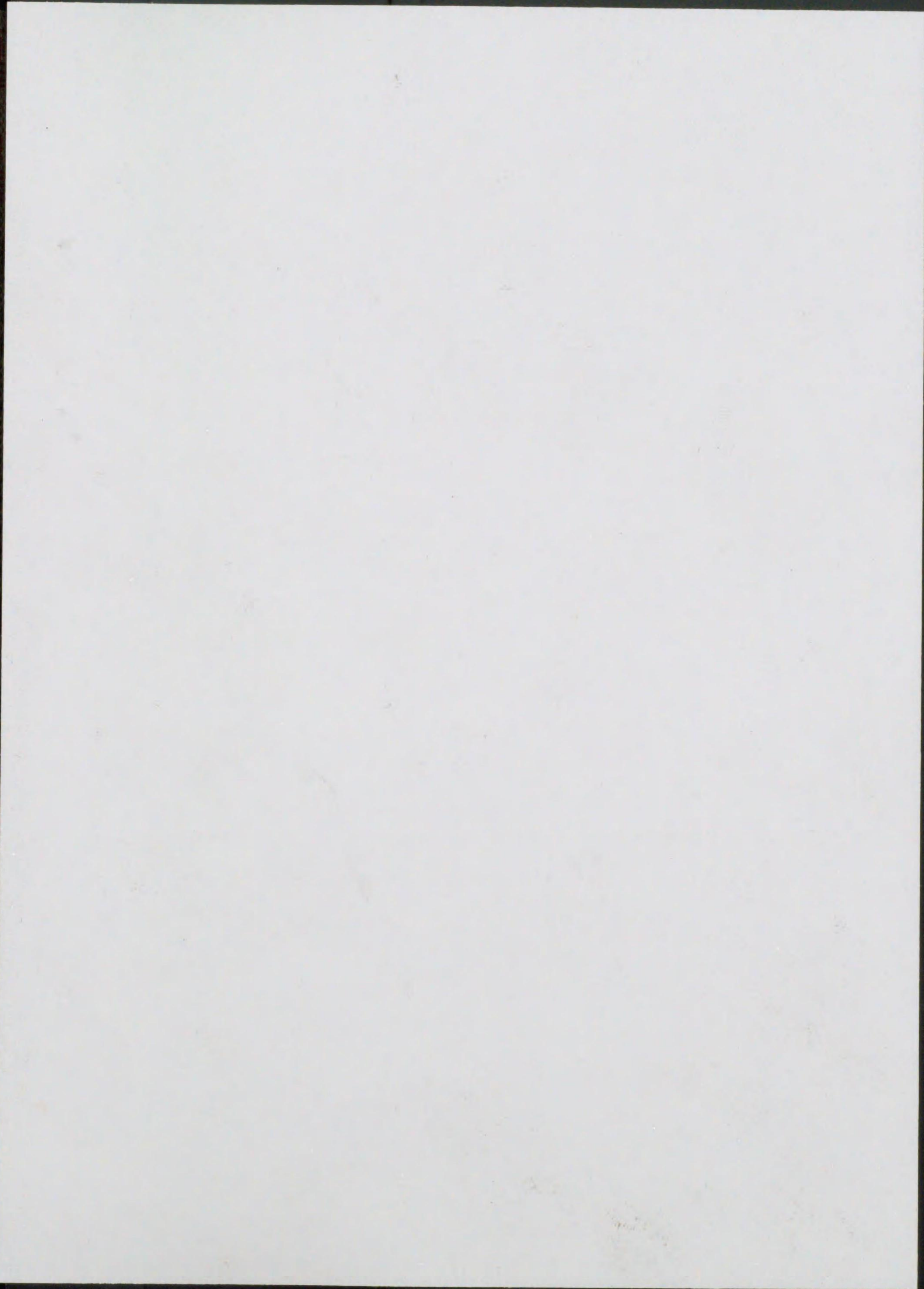
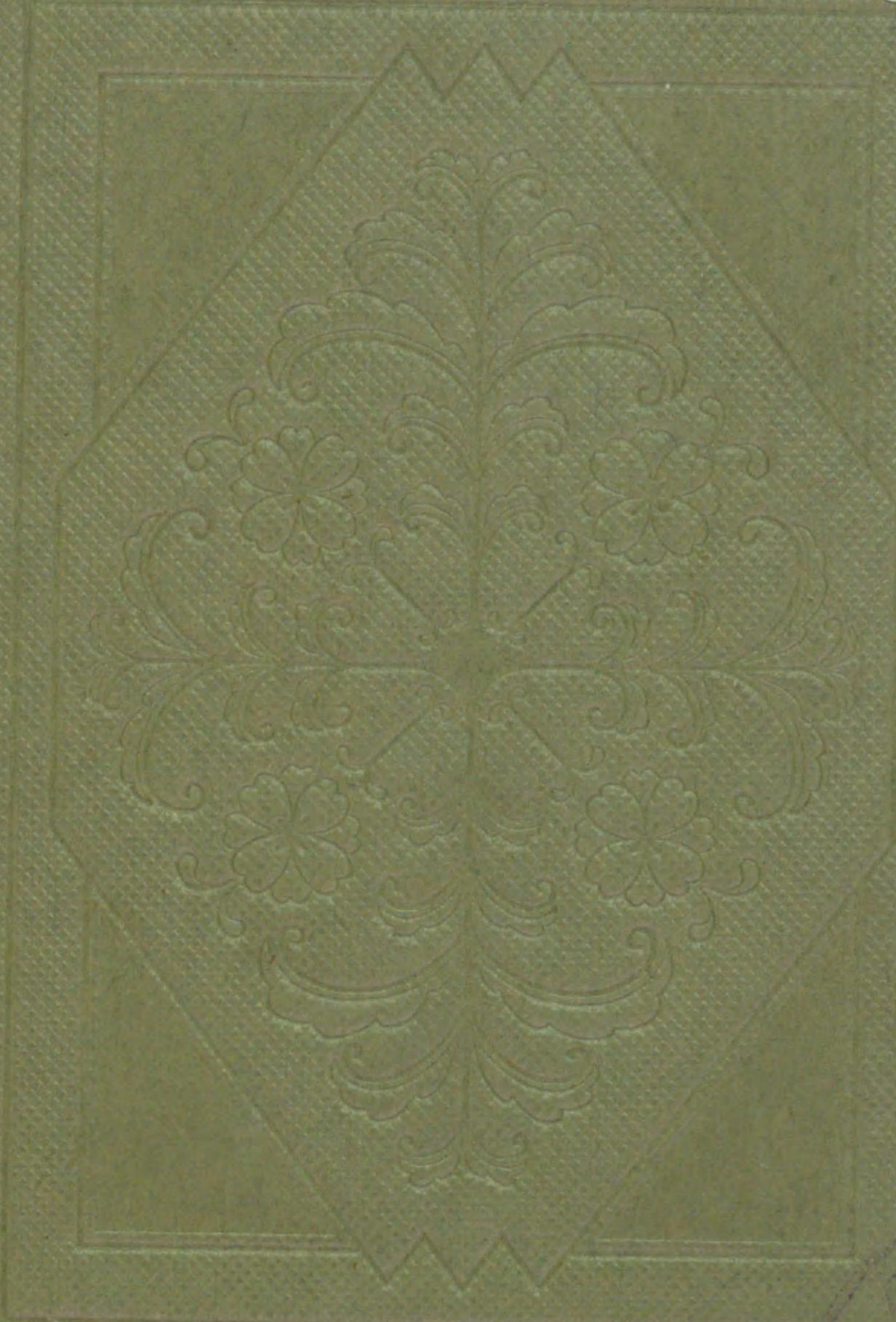
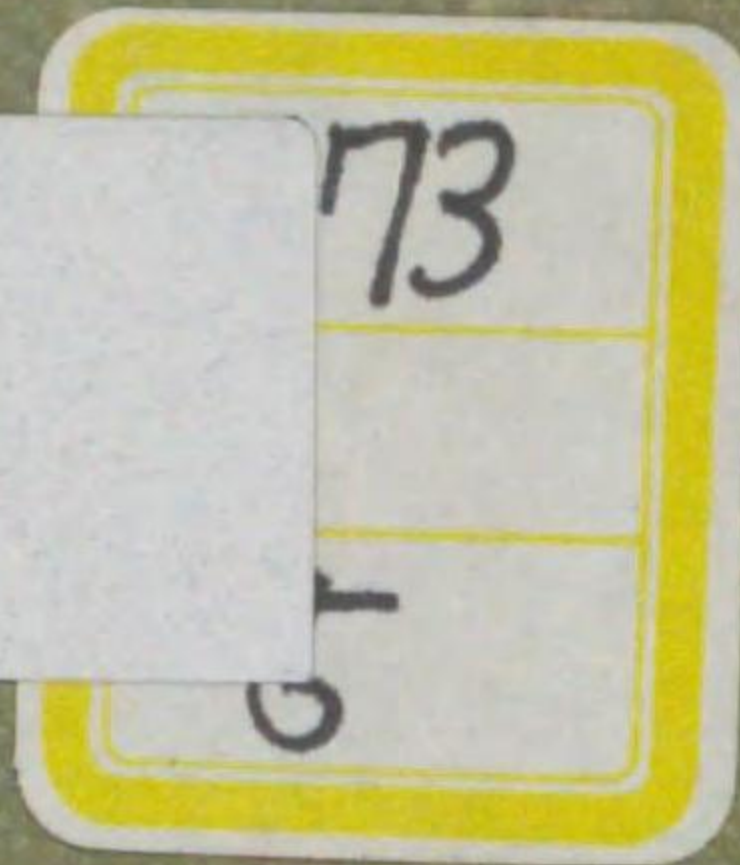


673-5



1200501575795



475

蘇峰德富猪一郎著

近世日本
國民史

明治天皇御宇史

第八册

〔新政内外篇〕





會盟式

一上ノ議事所ニ於テ

自上帝陛下臨御列侯會同ニ職由庶務
如ク坐配議事式ノ如ク々々總裁職盟約書ヲ捧テ
位下參典者帝列聖之ニ總裁職盟約書ヲ捧テ

詔之御詔々總裁列侯拜聽就約

一總裁職盟約書ヲ詔ニ於テ議定諸侯之帝

史ニ進ニ右印ヲ記テ會同ニ次ニ列侯同之

一盟約式終リ列侯退ク次日物書寫テ以テ

天下ニ布告ス

壇盟約

一列侯會議ヲ興ニ萬機公論ニ決メテ

一軍兵ニ途廢民ニ至レ途各其志ヲ遂ク人心ヲ

倦クカクニルヲ欲ス

一上心ヨクニ盛ニ終始ヲ行フ

一智識ヲ世界ニ求メテ

一徹主相限テ收申費外ニ概ナシ

右ノ條々公平簡易ニ基キ

取列侯庶民協心同力唯我日本ヲ保全ス

此ノ要ニ盟ヲ立ルノ如ク斯背クテ勿シ

會誓式草案加允孝戸木(の)の

新政内外篇 刊行に就て

五箇條の御誓文は、維新以前の標語たる「尊皇攘夷」を、維新以後の新時代に適應せしめたる、國家指導的の燈明臺である。江戸幕府を倒すには、「尊皇攘夷」の標語で澤山であつた。然もそれを其儘新時代に應用する事は、甚だ困難である。尊皇の大義は炳として日星の天に麗るが如くあるも、攘夷では一日たりとも政治の運用は出来ない。故に維新以後直ちに遭著したる難題は、攘夷である。

此の攘夷の舊看板を、新時代に適應する様に塗り換へるには、誰が最も當惑した乎と云へば、攘夷を利用して幕府を倒したる新政府の要人であつた。身から出たる錆と云へば、それ迄の事であるが、其爲に如何に維新政府が苦杯を満喫したる乎は、例へば神戸に於ける備前兵の主將日置帶刀の居留地通過事件、堺に於ける土佐兵と佛國水兵との衝突事件、京都に於けるパークス參内途中浪士の狼籍事件

673
用
難
5
通

看板塗換
の困難

杯、枚擧に違あらぬ。

所謂舊幕筋の開港論者は、之を見て、彼等が無暗に攘夷論を以つて人心を煽動し、幕府を窮地に陥れたる罰が、踵を廻らさずして彼等の身に振り掛りたるを見て、衷心これを欣ばざる迄も、寧ろ當然の事と眺めてゐたであらう。當局者自身としては、彼も一時、此も一時で、過去は過去であり、現在は現在であり、如何にして此の現在を切り抜く可き乎に、四苦八苦の思を爲したに相違は無い。

同時に又た舊秩序の破壊は出来たが、新秩序なるものは未だ跡型も無く、其間に於いて、若し一度其機を誤まるが如き事あらん乎、一方に於いては建武中興の武家政治に換るに、公家政治を以てするの轍を繰返さんとし、然らざれば一の幕府に換るに、薩長土肥其他數多の幕府を以つてせねばならぬ危険があつた。而して無秩序の中に其羽を伸ばすものは情實であり、舊習であり、若し新たな指導精神が出で來つて、國家の前路を照さざるに於いては、百鬼跳梁の世の中を現出

するに至らんも、未だ知る可からざる大なる危機に際會した。

此の如く舊幕府が顛覆する迄は、倒幕黨は尊皇攘夷の合ひ言葉で一致協力したが、幕府既に倒れたる後に於いては、幕府の背負つたる一切の外交の困難は、自ら背負はねばならなくなつた。然も幕府の從來維持したる政治の権力も、政治の機構も何一つ是れ無き場合に於いて、新政府の當局者が、如何に苦心したる乎は、今から是を想像するに餘り有りと云はねばならぬ。

斯る場合に於いて出で來りたるものが、即ち五箇條の御誓文である。此御誓文が何人に依つて草創せられ、將た何人に依つて討論、潤色せられたるにせよ、これは實に維新政府の前路を照らす天光であり、時代精神を宣示する天來の福音であると云はねばならぬ。而して此の御誓文は、當時の急場に處する對症投藥的法文であると同時に、又た實に我が過去三千年の歴史を一貫し、未來三千年の歴史を豫想したる、振古未曾有の一大憲章と云はねばならぬ。

* * * * *

五箇條御誓文は第一條

廣く會議を興し萬機公論に決すべし

公論尊重

に始まる。一切の難問は公論に依つて解決せらる。其の公論が如何なる組織體に依つて成り、如何なる人に依つて唱へらるゝ乎杯と吟味する迄も無い。公論そのものが總ての難題を解く一の大なる鍵であつた。必しもその内容が悉く公論と云ふ可きで無い迄も、一度公論の名に依つて行へば、一切の難題がそれに依つて解決することが、決して不可能では無かつた。

而して一步を進めて、第二條の、

學國一致
體制構成

上下心を一にして盛に經綸を行ふべし

より、第三條の

官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要すに至る。これを以つて學國一致の體制を構成して、進取の途上を濶歩するの規模

開國進取
皇謨決定

は定つた。更に第四條の、
舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

より、第五條の

智識を世界に求め大に皇基を振起すべし
に至つて、茲に愈々攘夷の二字に代るに開國進取の皇謨を明かにするに至つた。

肇國以來
國是發揮

されば五箇條の御誓文は、只だ單に攘夷の看板を、時勢の變遷に應じて塗り換へた杯といふ申譯的の文句で無く、大處高處より、我が肇國以來の國是を發揮し、所謂八紘爲宇の規模を示したるものにして、これが爲に萬重の妖雲を一掃し、再び天日の明らかなるを國民に見せしむるに至つた。これ實に千古の一大快事と云はねばならぬ。

* * * * *

攘夷精神

更に此の機會に一言す可き事がある。我國に於いて攘夷の精神が存在したる事は、

間違も無い事である。然も此の精神は徒らに外國人であるが爲に外國人を排斥する譯では無く、必らずそれ／＼の理由がある。維新以來内外葛藤事件を吟味すれば悉くとは云はぬが、十中の八九は皆外國人が自ら求めて攘夷の氣分を挑發したものである。例へば文久三年鹿兒島に於ける薩英戦争の原因となつた生麥事件の如きも、英人が日本の大名たる島津氏の行列を冒したるものにして、日本の流儀から云へば、之に向つて制裁を加へたのは當然の事である。其他神戸事件、堺事件杯も、公平に云へば、寧ろ此方より彼等に向つて談判を持込む可き理由も少くない。

攘夷は外人の挑發

要するに日本に於ける攘夷なるものは、悉くとは云はぬが、大概外國人が自ら好んで之を挑發したるものであつて、彼等としては固より日本の風俗人情を知らざるが爲に此の如しといふ申譯もあらんが、それよりも寧ろ彼等が東洋に來り、優越的地位を恣にし、日本人をなめて懸つた結果と云はねばならぬ。

* * * * *

パークスの横恣

パークスが我が高官大僚に對したる態度杯を、一々理窟攻めで談判したならば、とてもそれは數限りも無い事であらう。乃ち極めて沈著にして寛大なる大久保甲東さへも、パークスには困り抜いた。明治二年四月二十六日、大久保より岩倉に贈つた書翰の中に、

維新以來パークスの干涉甚しく、英公使要路の人を辱しめ、兒童の如く愚弄し、云々。

とあれば、其他は推して知る可きである。特に樺太問題に關し、露國と交渉するに際し、其事を彼に謀らざるを怒り、一日、三條實美、岩倉具視、澤宣嘉、大久保利通、木戸孝允、廣澤眞臣等と相會するや、パークスは、「樺太は古船一隻の價値だも無し。之を露國に與ふるに於いて、亦何の不可あらん」と云ひ、更に卓上のコップを三條輔相の脚下に抛ち、「強て露國と樺太問題を争ひ、一步を誤りて露國と衝突せん乎、日本の前途は此のコップの如くならんのみ」と痛言した。斯るパークスであれば、彼が我が攘夷家の刃に罹らなかつたのは、彼としては寧

外人多くは同規

八
ろ大幸と云はねばならぬ。これはパークス一人では無い。多くの外國人の我國に於ける行動は、大概此の類であつた。されば維新後に至つても、尙ほ攘夷論に執著したる人々を以つて、彼等が舊來の陋習に泥んで、我が國是の遂行を阻害する者として、之を罪するは、恐らくは決して平允の見ではあるまい。

昭和十七年六月初一

蘇峰八十叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち「近世日本國民史」著作の目的である明治天皇御宇史第八冊。織、豊、徳、孝明天皇時代以來、通算第六十九冊。
- 一 本篇は昭和十二年八月十日起稿、昭和十二年十月八日脱稿。
- 一 現在明治天皇御宇史第九冊「關東征戰篇」第十冊「奥羽和戰篇」第十一冊「奥羽戰爭篇」第十二冊「會津籠城篇」第十三冊「北越戰爭篇」第十四冊「奥羽平定篇」第十五冊「函館戰爭篇」第十六冊「明治政務篇」第十七冊「新政扶植篇」第十八冊「法度制定篇」第十九冊「薩長内政篇」第二十冊「内政統制篇」第二十一冊「廢藩置縣篇」第二十二冊「廢藩置縣後形勢篇」第二十三冊「内政外交篇」第二十四冊「歐米と東洋篇」第二十五冊「征韓論前篇」第二十六冊「征韓論後篇」第二十七冊「征韓論破裂後の形勢篇」を稿了し、今や第二十八冊「佐

賀の亂篇」を起稿中である。

一 予は昨年臥病以來、宿痾漸く癒えたるも、動もすれば再發の虞あり。其爲に史筆極めて遅々。加ふるに眼病の爲に更に一層の困難を感じつゝある。然も予の健康の許す範圍に於いて、完成の途上を安歩しつゝある。

昭和十七年六月初一日

蘇峰八十叟

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第八册 目次

第壹章 新政府の成立

一 新政府の組織

第一次官制發布〔二〕 八局制定〔二〕 行政經驗者皆無〔二〕 諸藩亦新人に乏し
〔三〕 何れも無經驗者〔四〕

二 制度と人物

總裁局官吏〔五〕 分掌なき議定參與〔六〕 八局官吏〔六〕 人物缺乏〔七〕 選敍の方法〔七〕 幾多の淘汰變遷〔八〕

三 外交の難局

皆日常政務に閉口〔九〕 面倒なる對外問題〔九〕 攘夷難題〔一〇〕 衝突事件の頻出〔一〇〕 播ける種の收穫〔一一〕 必要は人物を出す〔一一〕

第二章 土佐藩兵と佛人との衝突

四 泉州堺事件

遺憾なる事件〔一三〕 佛水兵の殺傷〔一四〕 土佐藩老届書〔一四〕 陸奥陽之助報告書〔一五〕 止むを得ず砲發〔一五〕

五 堺事件の顛末〔一〕

土佐藩兵の堺守衛〔一七〕 佛國兵通行差止の計〔一七〕 佛兵引返し〔一八〕 佛人海上より來る〔一九〕 町の中心まで侵入〔一九〕

六 堺事件の顛末〔二〕

市中恐慌〔二〇〕 市民の乞援〔二一〕 佛兵を捕ふ〔二一〕 佛兵の逃去〔二二〕 土佐軍旗を引抜き走る〔二二〕 土兵佛人追跡〔二三〕 土兵發砲〔二三〕

七 堺事件の顛末〔三〕

佛兵漸く逃げ去る〔二四〕 土佐兵憤激の因〔二五〕 佛人死傷〔二五〕 佛兵逃去の狀〔二六〕 咎なき異人を害せず〔二六〕 砲撃目標は亂暴佛兵のみ〔二七〕

八 箕浦、西村兩隊長の届書

大監察の箕浦詰問〔二八〕 土藩届出〔二八〕 届書本文〔二九〕 佛人暴舉〔三〇〕

九 佛國公使の掛合

伊達報告書〔三一〕 佛使憤慨〔三二〕 外使乗船出航の噂〔三三〕 佛使書簡〔三四〕 一切人員返還要求〔三四〕 條約背違〔三五〕

一〇 朝廷の態度

小松大久保宛書狀〔三六〕 大久保の下阪依頼〔三六〕 朝廷狼狽〔三七〕 山内容堂宛御沙汰書〔三八〕 同豊範宛御沙汰書〔三九〕

第三章 佛國公使の土藩兵士處罰要求

一一 佛國公使五箇條の要求

二月十九日朝廷御沙汰〔四〇〕 佛使要求狀〔四〇〕 要求條々〔四一〕 斬首要求〔四二〕 遺族扶助料要求〔四二〕 親王謝罪要求〔四三〕 土佐侯謝罪要求〔四三〕 條件適當〔四三〕

一二 英國公使等の勸告

パークス勸告書(四四) 英佛協同陣形(四五) パークス痲瘋(四五) 大阪退去通告(四五) 急速佛國要求承諾勸告(四六) 罪人差押勸告(四七) 諸外國公使勸告(四七)

一三 佛國公使要求緩和に關する三條岩倉の書簡……………四八

三條岩倉心配(四八) 下手人處罰難(四九) 内諭依頼(四九) 就刑人員省減策(五〇) 至密要求(五〇) 東久世宛別啓(五一) 懇親貫徹の緒(五二)

一四 東久世通禧の報告書……………五三

案外順調(五三) 生色を失ふ(五三) 發砲人數取調申付(五四) 就刑人員減少難(五四) 處罰決定(五五) 長谷佛艦に挨拶(五六) 自然に談判圓滑(五六)

一五 下手人の決定(一)……………五七

佛使申立聽納(五七) 自首申立者廿九人(五七) 自首者減省(五八) 自首者の憤慨鎮撫(五九) 申渡用意(五九) 下手人差出申渡(六〇) 關引にて處刑人決定(六〇)

一六 下手人の決定(二)……………六一

關引(六一) 死囚者(六二) 白くじ者(六二) 死刑願書(六三) 白顔面々解放(六四) 死は國家の爲(六五)

一七 屈從的解決……………六五

佛使に對する回答書(六五) 死刑報告(六六) 親王訪問通知(六七) 各國公使へ通告(六八) 普國使の回答書(六八) 屈從的處置(六九)

第四章 土藩兵士の處刑……………七一

一八 所謂る御沙汰書……………七一

刑名を確めんとす(七一) 重役に質問(七一) 小南に詰め寄る(七二) 御沙汰書を示さる(七三) 御沙汰書本文(七三) 諦觀理由發見(七三) 君國の爲の死(七四)

一九 二十士刑場に向ふ……………七四

最後の嘆願書(七五) 本分を盡せるのみ(七五) 苗字御免願(七五) 願意聽許(七六) 兩隊長に會ふ(七六) 妙國寺に護送(七七) 護送行列(七七)

二〇 妙國寺に於ける二十士……………七八

護送鄭重〔七八〕 道中状況〔七九〕 刑場到着〔七九〕 式場の装ひ〔八〇〕 辭世遺品〔八〇〕 酒肴饗應〔八一〕 介錯人〔八一〕

二二 妙國寺に於ける切腹(一)……………八三

妙國寺〔八三〕 切腹場の設備〔八四〕 式場につき一悶著〔八四〕 開式〔八五〕 切腹先登箕浦猪之吉〔八五〕 悠揚式場に入る〔八六〕 見事なる割腹〔八六〕 介錯〔八六〕

二三 妙國寺に於ける切腹(二)……………八七

西村左平次〔八七〕 從容割腹〔八八〕 池上彌三吉〔八八〕 大石甚吉十字割腹〔八八〕 最も目覺しき刀〔八九〕 第五番以下何れも立派〔八九〕 立會佛人立去る〔九〇〕

二四 殘餘九士切腹中止……………九一

佛使中止申出〔九一〕 橋詰控所に還る〔九二〕 中止説明〔九二〕 佛使正式中止請求書提出〔九三〕 伊達復書〔九三〕

二五 中止後の始末……………九四

小松帶刀報告〔九五〕 東久世等の報告〔九六〕 聊か佛人買被り〔九六〕 佛使提出

書〔九七〕 九士特赦〔九八〕

二五 神戸事件と瀧善三郎……………九九

神戸事件の落著〔九九〕 瀧日置に代る〔九九〕 岩倉池田宛狀〔九九〕 國家の爲に一死を依頼〔一〇〇〕 瀧届出〔一〇一〕 瀧の助命運動無効〔一〇二〕 從容死の座に就く〔一〇二〕 割腹〔一〇二〕

第五章 對外關係の一大轉換……………一〇三

二六 時局推移の犠牲者……………一〇三

日本國民の包容力〔一〇三〕 攘夷思想は外國の招きたるもの〔一〇三〕 日本國民の疑心暗鬼〔一〇四〕 攘夷論の鼓吹〔一〇四〕 外人優越感の結果〔一〇五〕 外人殊更難題持込〔一〇六〕

二七 攘夷看板の塗變……………一〇六

新政府の苦境〔一〇六〕 新政權を認めさする一法〔一〇七〕 泣顔に蜂〔一〇八〕 看板塗潰しの難〔一〇八〕 攘夷取消布令〔一〇九〕 取消無雜作〔一〇九〕

二八 六大藩主の開國和親に關する建白(一)……………一一〇

大久保の努力(一一〇) 大久保の建白勸説(一一一) 建白書起草者(一一一) 建白書本文(一一一) 對外交際の急務(一一二) 支那の前例(一一二) 開鎖の損益(一一三)

二九 六大藩主の開國和親に關する建白(二) 一一四

無法排外に非ず(一一四) 外人綏服前例(一一四) 鎖國の由來(一一五) 幕府の術策(一一五) 開國の要(一一五) 參朝下命の要(一一六) 大久保の識度(一一七)

三〇 各國公使謁見に關する東久世の書簡 一一八

外使參内の議決す(一一八) 東久世書簡本文(一一八) 參内日時指定の要(一一九) 儀禮の事(一一九) 謁見仰付京都たるの要(一二〇) 備前一件詫書(一二二)

三一 參内謁見に關し彼我代表者の會見 一二三

各國使への告知(一二三) 西本願寺の應接(一二三) 外國事務局設置告知(一二三) 外使新政府承認(一二四) 上京の命告知(一二四) 居留地安堵告知(一二四) 外使早く横濱に至らんとす(一二五) 期日決定の約束(一二五)

三二 各國公使參内謁見に關して小松、大久保の書簡 一二六

第六章 英佛蘭三國公使の參内 一三二

三三 各國公使召見の布告及副書(一) 一三二

外交の要は内交にあり(一三二) 公卿諸侯曉諭(一三二) 岩倉の具奏(一三三) 召見布告(一三三) 三職副書(一三三) 和親締結の次第(一三四) 苦しき申譯(一三四) 條約繼紹の要(一三五)

三四 各國公使召見の布告及副書(二) 一三六

國體と萬國公法斟酌(一三六) 膺懲の師曲直による(一三六) 外交朝廷取扱(一三七) 公使召見決定次第(一三七) 論理不徹底(一三八) 堺事件に就き御沙汰(一三八)

三五 異論百出の一例(一) 一四〇

評定の面倒(一四〇) 後宮の物議(一四一) 公卿中の反對論(一四一) 大原重徳の論(一四二) 人心攘夷實行を期す(一四二) 天下志士の志(一四三)

三六 異論百出の一例(二).....一四三

朝廷の不信(一四三) 神靈衆諸の水解難(一四四) 擾亂を虞る(一四四) 延期の申出(一四五) 従来偽言の疑(一四五) 延期交渉薩人に托するの案(一四五) 延日の利益(一四六) 慶喜異存の憂ひ(一四六)

三七 英、佛、蘭公使の入京(一).....一四八

警戒の嚴(一四八) 各藩の警備(一四八) 諸藩告諭(一四九) 不法外人取扱方(一四九) 途中警衛達書(一五〇) 佐賀藩へ告諭(一五〇)

三八 英、佛、蘭公使の入京(二).....一五二

佛使取扱訓令(一五二) 英人引請訓令(一五二) 佛使に特に懇切(一五四) 蘭人警衛訓令(一五五) 再び各藩訓示(一五五) 新政府の苦心(一五六)

三九 英、佛、蘭公使の入京(三).....一五七

警衛心得達書(一五七) 警衛取締方訓示(一五七) 乘馬與九門通行許可(一五八) 道饗祭修行(一五九) 總括的諭告(一五九) 佛使上京次第(一六〇) 宿所夜具(一六一)

四〇 公使等の参内謁見(一).....一六三

参内案内狀(一六三) 儀禮に嫻はず(一六四) 迎接順序書(一六四) 昇殿順序(一六五) 謁見順序(一六六) 待遇鄭重(一六七)

四一 公使等の参内謁見(二).....一六七

佛使参朝(一六八) 主上御言葉(一六八) 公使御答奏(一六八) 和蘭公使参朝(一六九) 京都参朝記聞記事(一六九) 接待官吏(一七〇) 参内模様(一七〇)

第七章 攘夷派英使を襲ふ.....一七二

四二 英國公使参朝途中の遭難(一).....一七二

英使参朝行列(一七二) 英の威嚴宣示(一七三) 行列の進行(一七四) 刺客躍出(一七四) 行隊散亂(一七五)

四三 英國公使参朝途中の遭難(二).....一七六

刺客の勇戦(一七六) 中井の奮闘(一七七) 官吏の醜體(一七八) 肥後藩士の態度(一七八) その不覺(一七八) 後藤の中井救援(一七九)

四四 英國公使參朝途中の遭難 (三) 一八〇

中井の談話「一八〇」 若干の相違「一八一」 中井後藤英使を宥む「一八一」 暴徒捕縛の命「一八二」 暴徒を銃撃「一八二」 暴徒捕縛「一八三」

四五 英國公使參朝途中の遭難 (四) 一八三

パークス宿所に還る「一八三」 中井後藤の負傷者手當「一八四」 暴徒奮闘の狀「一八四」 公使辛く免る「一八五」 中井後藤處置の妙「一八五」 暴徒の處置「一八六」 後藤中井の功「一八六」

四六 遭難餘聞 (一) 一八七

伊藤の機轉「一八七」 小吏の報告不得要領「一八七」 實を秘し謁見斷行「一八八」 謁見終る「一八九」 英使佛使の煽動に動かず「一八九」 後藤中井勇闘の効「一九〇」

四七 遭難餘聞 (二) 一九〇

接待官の見舞「一九〇」 勅旨を傳ふ「一九一」 各公使に陳謝「一九一」 當局の本意「一九二」 公使の辭令「一九二」 朝廷の恥辱「一九三」 各官謝過「一九三」

四八 遭難餘聞 (三) 一九四

パークスの犯罪者處分意見「一九四」 忠告と施行督促相兼「一九四」 負傷者點檢要求「一九五」 三枝翁處罰案「一九六」 三枝斬首「一九七」

第八章 英使の態度 一九八

四九 劍影錄の記事 (一) 一九八

江間政發劍影錄「一九八」 三國公使入京「一九九」 攘夷黨の憤激「一九九」 人心向背不定「二〇〇」 新政府官吏の奮勵「二〇〇」 暴徒斬込「二〇一」

五〇 劍影錄の記事 (二) 二〇一

中井の働き「二〇一」 宿所に還る「二〇三」 後藤臨機の指揮「二〇三」 伊藤の機轉「二〇四」 英使佛使煽動に乗らず「二〇五」

五一 劍影錄の記事 (三) 二〇六

三條橋頭潛匿の暴徒「二〇六」 林田三枝心情「二〇七」 政府必要以上の讓歩「二〇八」 亦止むを得ず「二〇八」 暴徒實は忠實者「二〇九」

五二 善後の措置……………二〇九

三枝の陳述(二〇九) 憤激の理由(二一〇) 禁内を汚すを憤る(二一一) 朝廷の
詫書(二一一) 養育料支給(二一一)

五三 パークスの答書……………二一三

パークス返事(二一三) 苦情不申立(二一三) 舊交持續の願(二一四) 注文的忠
告(二一四) 養育料満足(二一五) 中井後藤禮讚(二一六) 日本男子の面目(二
一七)

五四 英人側の觀察……………二一七

遭難者の語(二一七) パークス夫人宛書狀(二一七) 事件措置日本に一任(二一
八) ミットフォオールドの記事(二一八) 行列順序(二一九) 暴徒切倒し(二一九)
パークス日本大官訪問(二一九) 岩倉と語る(二二〇) 中井後藤暴徒斬倒しの状
(二二一) 三枝捕る(二二一) パークス態度(二二二)

第九章 英使参内と其結果……………二二三

五五 英國公使の参内……………二二三

パークスの満足(二二三) 参内案内狀(二二三) パークス謁見(二二四) 英使感
謝(二二五) 臨時蘭佛公使参朝(二二五) 商議の問題(二二六)

五六 参内後の評定……………二二七

布告案文送致(二二七) 布告草案(二二七) パークス注文通り(二二八) 三枝等
の餘黨處罰(二二九) 三條岩倉釋明書(二二九) 失體の詫び(二三〇)

五七 英國公使参内餘聞(一)……………二三一

政府慎重取扱(二三一) 参朝途中警衛布告(二三一) 往來心得(二三二) 羹に懲
りて膾を吹く(二三二) 開國國是表明(二三三) ミットフォオールド大阪常駐(二三
三)

五八 英國公使参内餘聞(二)……………二三四

英使侮辱問題(二三五) 伊達東久世の詫書(二三五) 餘儀なき叩頭(二三六) 更
に伊達東久世狀(二三六) 神戸長崎觸出請求(二三七) 同催促狀(二三八) 當局
當惑(二三八)

五九 對外人暴行と新政府(一)……………二三九

伊達東久世返事〔二三九〕 遷延理由〔二四〇〕 頑固者横行〔二四〇〕 揭示猶豫の建議〔二四一〕 五代派遣の理由〔二四二〕 ミットフォード猶豫承諾〔二四二〕

六〇 對外人暴行と新政府(二) 二四三

揭示決定〔二四三〕 右旨趣外使に報知〔二四四〕 右返事〔二四五〕 外使容喙の効果〔二四五〕 パークス逆縁的恩人〔二四六〕

六一 新揭示の高札 二四六

揭示改訂〔二四六〕 永年揭示の三札〔二四七〕 時々の御布令〔二四九〕 第四札〔二四九〕 第五札〔二五〇〕 意外の廻り合せ〔二五一〕

六二 各國の局外中立(一) 二五二

意外の局外中立〔二五二〕 從來朝廷外交無關係〔二五三〕 外使一時途方に迷ふ〔二五三〕 幕府の局外中立要求〔二五四〕 各國公使中立宣言〔二五四〕 新政府對
外使交渉の始〔二五五〕 新政府の中立懇請書〔二五六〕

六三 各國の局外中立(二) 二五七

米使中立宣言本文〔二五七〕 英使の公告〔二五八〕 禁止條項〔二五九〕 違犯者の

罰則〔二六〇〕

六四 各國の局外中立(三) 二六一

將來の害となる〔二六一〕 幕府外使を利用せず〔二六二〕 神奈川奉行の申立〔二六二〕 公示取消請求〔二六三〕 木梨英使と談判〔二六三〕 外人散步差控要求〔二六四〕 英使申立保證〔二六四〕

第十章 公議政體論の由來 二六六

六五 宮廷改革、君德養成 二六六

新政府の急務〔二六六〕 君德養成に焦慮〔二六六〕 新政府創立者の志〔二六七〕 政府眞諦の認識〔二六七〕 大久保宮廷改革意見書〔二六八〕 改正すべき第一點〔二六八〕 毎日出御の事〔二六八〕 侍讀を置く事〔二六九〕

六六 五箇條御誓文の前觸 二七〇

中興國是の宣揚〔二七〇〕 御誓文先容の詔勅〔二七〇〕 全國民奉戴すべき聖旨〔二七一〕 中興の眞諦〔二七二〕 氣魄動いて活氣生ず〔二七二〕

六七 公議政體と評定政治 二七三

衆議の傳統〔二七三〕 衆議の缺點〔二七四〕 寄合政治と代議政治〔二七五〕 舊制
新事體に應ぜず〔二七五〕 公議政體の開拓者〔二七五〕 井伊の大勢逆行〔二七五〕
幕末政治の無目標〔二七六〕

六八 幕府延命策としての公議政體……………二七七

政體變革意見の出所〔二七七〕 其理由〔二七七〕 佐幕派の前途打開策〔二七七〕
幕臣所論到著點の一致〔二七八〕 幕臣郡縣論者の眞意〔二七九〕 公議論者多くは
幕府中心〔二七九〕 武力派新政體に無關心〔二七九〕 土佐公議政體論の當然〔二
八〇〕

六九 公議輿論の大勢……………二八〇

慶喜返上論を喜ぶ〔二八〇〕 慶喜嘉納の理由〔二八一〕 朝廷の思惑〔二八二〕 土
佐派成功また失敗〔二八二〕 武力派の逆戻り〔二八三〕 公議は天下の大勢〔二八
三〕 維新の精神〔二八四〕

第十一章 五箇條御誓文の由來……………二八五

七〇 五箇條御誓文草案前記……………二八五

天人を假りて斯言を做さしむ〔二八五〕 由利の財政策〔二八六〕 三百萬兩調達内
定〔二八七〕 國是決定申出〔二八七〕

七一 五箇條御誓文の由來……………二八八

由利起草〔二八八〕 福岡に相談〔二八九〕 由利起草の原稿〔二九〇〕 其思想の根
元〔二九一〕 横井由利關係〔二九二〕

七二 由利公正と横井小楠(一)……………二九二

由利の學問〔二九二〕 横井の思想〔二九三〕 横井の特色〔二九三〕 本來の勤皇者
〔二九四〕 偏理論者ならず〔二九五〕 無理をせず〔二九五〕

七三 由利公正と横井小楠(二)……………二九六

横井君徳養成を主要とす〔二九六〕 民権主義者に非ず〔二九六〕 心主物從論者
〔二九七〕 由利の主張〔二九七〕 横井と合致〔二九八〕 根元小楠に出づ〔二九九〕

七四 福岡考弟の修正案……………三〇〇

修正を福岡に托す〔三〇〇〕 所謂福岡案〔三〇〇〕 由利福岡の異同〔三〇一〕 公
論の局限〔三〇一〕 貢士を徴士と改む〔三〇二〕 福岡支配階級のみを見る〔三〇

七五 由利福岡兩案の行衛……………三〇四

若干閉却さる〔三〇四〕 國是宣明の要〔三〇五〕 木戸新政府に出現〔三〇五〕 從來の木戸〔三〇五〕 經國濟民の上〔三〇六〕 木戸の漸進主義〔三〇六〕 安全なる進歩主義〔三〇七〕

第十二章 五箇條御誓文發表……………三〇八

七六 木戸孝允と五箇條御誓文(一)……………三〇八

木戸産婆兼保育役〔三〇八〕 木戸の意向〔三〇九〕 木戸國是確立建議〔三〇九〕 建議の目的〔三一〇〕 其經過〔三一〇〕

七七 木戸孝允と五箇條御誓文(二)……………三一〇

木戸の修正案〔三一〇〕 會盟式原案〔三一〇〕 福岡案盟約〔三一〇〕 木戸の修正〔三一三〕 横井意見加はる〔三一四〕

七八 五箇條御誓文構成の動機……………三一五

由利の根本動機〔三一五〕 福岡木戸の力の入れ所〔三一六〕 女官容喙を防ぐ爲

〔三一六〕 憲章の出る當然〔三一七〕 綜合的大觀の要〔三一七〕 國史の精神〔三一八〕

七九 天皇御誓祭……………三一九

御誓文異議者〔三一九〕 御誓祭舉行〔三一九〕 御祭文御寫〔三二二〕 天皇御親拜〔三二二〕 御誓文御寫〔三二三〕

八〇 五箇條御誓文と御宸翰(一)……………三二四

木戸の功績〔三二四〕 公卿諸侯就約〔三二四〕 御宸翰〔三二五〕 中世の衰微〔三二五〕 列聖萬機親政〔三二六〕 天下形勢の變〔三二六〕 天職御自覺〔三二七〕

八一 五箇條御誓文と御宸翰(二)……………三二七

御誓文發表大旨趣〔三二七〕 種々疑惑の非〔三二八〕 政治根本義包含〔三二九〕 親政の基調〔三三〇〕 御宸翰起草者〔三三〇〕 福岡談話〔三三〇〕

第十三章 大阪灣觀艦式……………三三二

八二 大阪行幸の前觸……………三三二

大阪行幸發表〔三三二〕 海軍に就いての御達〔三三二〕 出聲反對綏撫〔三三三〕

八三 新政府の果斷……………三三六

大阪行幸延引の理由(三三六) 島津伊勢書簡(三三六) 反對氣分横溢(三三七)
島津忠義留守取締下命(三三七) 島津への御達(三三八) 御乗船反對論(三三八)
一大果斷(三三九)

八四 大阪行幸……………三四〇

御發聲(三四〇) 石清水社御參拜(三四〇) 扈從者(三四一) 御回達書(三四一)
大阪御著聲(三四二) 天保山行幸仰出(三四二) 曠世の大典(三四二)

八五 天保山海軍親閲……………三四三

天保山に行幸(三四三) 海軍御親閲(三四四) 當時の海軍當局(三四五) 關東御
親征御沙汰(三四五) 參加艦船(三四六)

第十四章 徳川慶喜處分の決定……………三四八

八六 徳川慶喜處分問題……………三四八

當面最大問題(三四八) 江戸城攻撃延期布告(三四八) 西郷京都歸著稟議(三四

九) 勝提出の狀(三四九) 勝西郷默會(三五〇) 慶喜寛典決定(三五〇) 朝議
即決(三五二) 宸裁案(三五二)

八七 徳川慶喜處分問題の経緯(一)……………三五三

諸侯への布告(三五三) 慶喜との文通禁止(三五三) 福井藩疑はる(三五四) 土
佐と内調(三五五) 京都強硬の噂(三五五) 江戸落著の模様(三五六)

八八 徳川慶喜處分問題の経緯(二)……………三五七

木戸圓山會議(三五七) 木戸穩便論(三五七) 木戸の働き(三五八) 圓山會議模
様(三五八) 英使西郷を説くの噂(三五九) 西郷の慣用手法(三五九)

第十五章 木戸と新政府との關係……………三六一

八九 岩倉、大久保、木戸……………三六一

木戸樞機に加はる(三六一) 薩長人物(三六一) 木戸の人物(三六一) 木戸の政
治的性格(三六一) 木戸西郷の關係(三六三) 木戸岩倉關係(三六三) 木戸大久
保關係(三六三) 大政治家の風度(三六四)

九〇 時局に關し木戸より伊藤への書簡……………三六四

木戸の煩悶と憂慮〔三六四〕 官軍敗走の謬聞〔三六五〕 會津との戦豫期〔三六五〕 堂上悠々に困窮〔三六六〕 外國關係立法の要〔三六六〕 木戸の本領發現〔三六七〕

九一 木戸の總裁局顧問辭職

三六八

木戸の對時局態度〔三六八〕 薩に感謝〔三六八〕 宇内大勢追隨の要〔三六九〕 薩國非難の非〔三六九〕 周邊物情顧慮〔三七〇〕 斡旋依頼〔三七〇〕 罷免嘆願理由〔三七一〕 木戸眞意〔三七二〕

九二 木戸、大久保兩人、總裁局顧問となる

三七二

最も好く木戸を知る者〔三七二〕 大久保意見書〔三七三〕 慰留依頼〔三七三〕 爲政在人〔三七四〕 大久保の木戸傾倒〔三七五〕 奮然勤務の配慮依頼〔三七五〕 兩人並立に決す〔三七六〕

九三 薩長の離間と木戸の憂慮

三七六

獅子の分前薩に歸す〔三七七〕 長薩に援けらる〔三七七〕 薩長聯合最も恐れらる〔三七八〕 木戸離間策に乗らず〔三七八〕 薩長分解と抱合交錯〔三七九〕 長の反薩空氣〔三七九〕

九四 木原上申と大久保の覺書

三八〇

木原歸京趣意〔三八〇〕 進撃中止に不平〔三八一〕 薩長離間を待つ幕府の氣持〔三八二〕 岩倉大久保會談〔三八二〕 木戸大久保會談〔三八三〕 得能出府決定〔三八四〕

第十六章 朝廷の情勢

三八六

九五 岩倉具視議定參與に諮問す

三八六

各僚意見を徴する書〔三八六〕 專制非難逃避手段〔三八六〕 忌憚なき意見を求む〔三八七〕 岩倉政治要諦を會得〔三八八〕 蝦夷開拓問題〔三八八〕 木戸意見〔三八九〕 露國應接問題〔三八九〕 鍋島意見〔三九〇〕

九六 大久保一藏大阪に於て謁見仰せ附けらる

三九〇

大久保の新政要義〔三九〇〕 三條中山宛狀〔三九一〕 大久保召見の議〔三九一〕 中山の周旋を依頼〔三九二〕 右日時の間違〔三九三〕 大久保參内〔三九三〕 京都事情奏上〔三九三〕

九七 京狀を報ずる長岡護美の書簡(一)

三九五

新舊やゝ尅迫〔三九五〕 しかし革進氣分旺盛〔三九五〕 各藩集會〔三九五〕 關東情勢〔三九六〕 親兵と攝海防禦問題〔三九六〕 皆々意見一致〔三九七〕 種々の政

治的會合〔三九八〕

九八 京狀を報ずる長岡護美の書簡(二)……………三九八

洋學盛行〔三九八〕 國許一新の要〔三九九〕 薩の洋人雇入〔三九九〕 改新氣分横溢〔四〇〇〕 大久保の文筆〔四〇一〕 小松後藤等の横文字〔四〇一〕

九九 肥前勢力の出現(一)……………四〇二

鍋島閑叟の評判〔四〇二〕 鍋島の一藩獨立主義〔四〇三〕 割據獨立の口實〔四〇三〕 各藩の仕拂へる代價〔四〇三〕 肥前支拂絶無〔四〇四〕 閑叟新政府の強味〔四〇五〕

一〇〇 肥前勢力の出現(二)……………四〇六

佐賀藩の人物〔四〇六〕 鍋島父子入京〔四〇七〕 志士の眼に映じたる閑叟〔四〇七〕 鴻雪爪と語る〔四〇七〕 嵐山群飲〔四〇八〕 皆言はんと欲したる處〔四〇九〕 其日時〔四〇九〕 肥前の勢力〔四〇九〕

年表並人物概覽

其一年 表……………一—五

其二人物概覽……………六—二二

挿入繪圖

一 會誓式草案(木戸孝允加筆のもの)……………卷首

近世日本
國民史 明治天皇御宇史

第八册 (通第六十九册計)

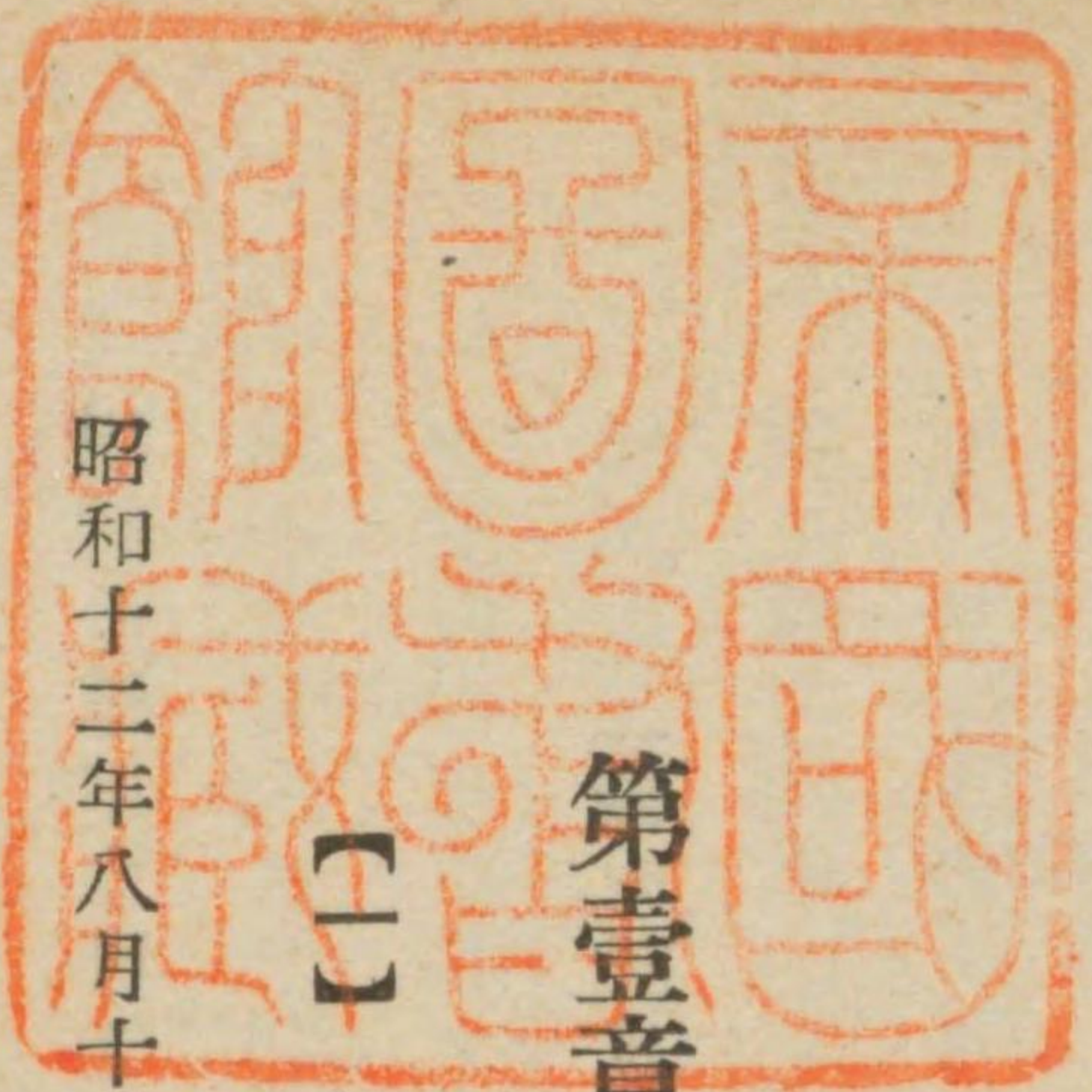
新政内外篇

蘇峰學人

第壹章 新政府の成立

【一】 新政府の組織

昭和十二年八月十日、青天白日の下、靈峰富士と相對して、近世日本國民史第六十九册、明治天皇御宇史第八册を書き始む。自から切に史筆の幸運を祈る。



第一次官制發布

所謂る公武合體派に反對して、大政革新を主張したる志士は、如何にして徳川政府を倒す可き乎を知つてゐた。然も如何にして新政府を組織す可き乎、將た其の組織を運用す可き乎に就ては、未だ十分の成竹は無かつた。岩倉具視が、慶應三年十二月九日、其の幕賓玉松操が起草したる改革案を、其の囊中に盛りて參内し、之を以つて革新大號令渙發の資となし、一切の朝廷の舊制度を革め、總裁、議定、參與の三職を設けた。此れが第一次の官制發布である。

八局制定

次で慶應四年正月十三日太政官以下八省を興し、以て古制に復せんとの議に據りて、正月十五日、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の六科を置き、議定をして之を分督し、參與をして之を分掌せしめ、又大中小藩徴士、貢士等の制を定めた。而して同月十七日に至り、更らに神祇の一科を加へて七科となし、總督及び掛を命じた。二月三日に至り、七科を改めて、總裁及神祇、内國、外國、軍防、會計、刑法、制度の八局とし、總裁局中に輔弼、顧問、辨事、史官等を置き、輔弼は議定より分掌し、辨事は參與より分掌し、七科事務總督を改めて、事務局督

行政經驗者皆無

とし、輔及び書記等を置き、掛を改めて判事とした。而して事務局督は、従前通り議定より分掌し、輔は議定參與より分掌し、判事は參與より分掌すること舊の如くした。以上は既述の通りである。(參照六七冊、八一、八二)
制度は此の如く追々と改定しても、其の人物は、概して當初より同一の人物だ。當時大政維新の際、天下の人材を拔擢して、天下と與に天下の政を經綸すると稱するも、總裁は申すも畏し、議定以下は、何れも舊時の公家及び武家にして、眞に其内に於て、宰相の器と稱す可きは、先づ三條、岩倉の二人に過ぎず。それにして三條は、元治甲子以來七卿の魁として、西國に奔り、爾來足掛け四年を、流寓の身として、世故風霜に打たれ、少からざる經驗を積みたるも、所謂る政治的の素養なるものは、殆んど皆無に庶かつた。岩倉は本來經綸の士にして、策謀湧くが如く、且つ膽氣群を超えたるも、是亦た行政上の經驗は皆無にして、普通の意味から云ふ政治家としては、是亦た素人と云はねばならぬ。

諸藩亦新
人に乏し

其他當時在朝の賢諸侯の名を博したる、山内容堂、松平春嶽、伊達宗城の如きも、

所謂大名中の錚錚者にして、新政府を切り盛りする程の大器では無かつた。而して民間の所謂る參與連中には、大久保一藏の如き、小松帶刀の如き、木戸準一郎の如き、廣澤兵助の如き、後藤象二郎の如き、三岡八郎の如き、其他若干の人材あるも、何れも各自の藩政に參與し、藩政を料理したる経験はあつても、決して天下の大政に關して——假令其の理想や抱負はあつたにもせよ——素養のある可き筈は無かつた。

何れも無
經驗者

要するに新政府の過大半は、名稱こそ新たなれ、其の人物は舊來の人物にして、固より新政府の建立に、何等貢獻し得可きほどの資格は無かつた。而して眞に恃みとするは、其の過小半の面々であるが、彼等は政治家たる可き素地の所有者であつたにせよ、當時は全く無經驗にして、唯だ新政府の要路に立つて、漸く政治家たる學習を爲す程なれば、其の新政府建立が、如何に容易でなかつたかは、固より想像に難くあるまい。未だ子を養うことを學んで嫁するものはあらずと云ふも、彼等は何れも實戰の經驗を以て、士官學校に代ふる如く、實際の政治を以

て、其の政治家たるの器を成すことを得た。但だ此中に於て、最も卓出したるは、公家に岩倉あり、藩士に大久保あり、此の兩人は幕政顛覆の張本人であつた如く、亦た此の兩人が新政府建立の大極柱であつた。彼等兩人も本來は大政料理には、素人であつた。然もやがて彼等は玄人となつて來た。

【二】 制度と人物

總裁局官

當時朝廷に其名を列したる大官は何人であつた乎。今ま慶應四年戊辰二月二十日に於て、其の名簿を掲げんに、總裁局の總裁は、有栖川宮熾仁親王にして、當時東征大總督を兼任せられた。副總裁は、三條實美、岩倉具視だ。而して其の輔は中山忠能、弼は正親町三條實愛にして、顧問は小松帶刀、後藤象二郎、木戸準一郎。辨事は東園基敬、松尾但馬、松尾伯耆、十時攝津、神山佐多衛、毛受鹿之助、田中國之輔、而して史官は生形三郎、菱田文藏。此れが先づ内閣と云ふ可き

ものだ。

分掌なき
議定參與

而して議定にして分掌なき者は、兼海軍總督嘉言親王、博經親王、島津忠義、徳川慶勝、山内豊信、松平慶永、長谷信篤だ。參與にして分掌なき者は、兼大總督府參謀西郷吉之助、荒川良知、三條西季知、丹羽賢、林某、坊城俊章、田中國之輔、兼大總督府參謀西四辻公業、正親町實徳、櫻井元憲、堤哲長、中院通富、久保田秀雄、長谷信成、五辻安仲、田宮彌太郎、兼大總督參謀林玖十郎、大原重徳、兼大總督參謀正親町公董、秋月種樹だ。

八局官吏

而して八局の冠たる神祇事務督は、有栖川宮幟仁親王にして、輔は白川資訓、吉田良義、判事は植松雅言、龜井茲監、平田鐵胤、權判事植松少將、谷森内舍人、六人部雅樂。内國事務督は徳大寺實則、權輔岩倉具綱、判事中山對馬、辻將曹、廣澤兵助、大久保一藏、中根雪江、青山小三郎、土肥謙藏、權判事五辻大夫、玉松操、山中靜逸、外國事務督山階宮晃親王、輔伊達宗城、權輔東久世通禧、判事岩下左次右衛門、町田民部(久成)、伊藤俊輔、五代才助、寺島陶藏、井關齊右衛

門、井上聞多。軍防事務は、督嘉彰親王(後に小松宮彰仁親王)權輔烏丸光徳、判事吉田遠江、吉井幸輔、津田山三郎、土肥典膳。會計事務督中御門經之、輔淺野茂勳(後に長勳)、判事戸田大和守、鴨脚加賀、三岡八郎、小原二兵衛、石山基正。刑法事務督近衛忠房、輔細川護久、權輔五條爲榮、判事溝口孤雲、木村得太郎、土倉修理介、制度督鷹司輔熙、判事松室豊後、福岡藤次、井上石見等にして、爾後多少の變更あり。例せば幟仁親王の神祇事務局督を罷め、白川資訓を議定兼帶となし、參與兼判事龜井茲監を議定兼輔としたるが如き、若干の出入進退はあるが、其の大概に於ては、先づ前記の通りである。

人物缺乏

「武藏野に草は品々多かれど、摘み菜にすれば、扱も少し」と云う如く、如上の人名に就て、仔細に點檢せば、眞に新政府を双肩に擔うて、其の政務を更張し、國民をして新政の澤に浴せしめんとする者、それ幾許かある。

選敍の方
法

元來此の選敍の方法も、極めて大雜把のものにして、例せば肥後は寶曆以來、治獄の事を忽にせず、刑律に就て、其の藩主及び執政者が、深く心を效したりとの

幾多の淘汰變遷

評判に據りて、直ちに肥後出身者、即ち熊本藩主の嗣子細川右京大夫を、刑法事務の輔、即ち次官となし、其の藩士溝口孤雲、木村得太郎を判事としたるが如き。彼等三人何れも刑法などには、極めて縁遠き者たるに拘らず、斯る理由もて、斯く選敍せられたるを見れば、其の孟浪、杜撰も、推して知る可きであらう。されば斯る組織と、斯る人物とを以て、新政府が其の内外の難題を切り開らき、切り捌くことの、極めて困難である可きは、固より想像するに難くあるまい。されば制度は制度、組織は組織、官職は官職として、眞に新政府の樞軸となり、其の大難を排し、其の大事を辨する者は、要するに其中の最少數者に過ぎなかつた。されど恰も粗鑛を坩堝に容れて溶解せしむる如く、明治新政府も、其の制度に於ても、其の選敍に於ても、幾多の淘汰、幾多の變遷、幾多の改更を経過して、而して後漸くそれが實行的機關と、實行的人物と、互ひに相ひ協調して、其の圓滑なる活動を見るに到る可きを、豫期せねばならぬ。

【三】 外交の難局

皆日常政務に閉口

天下を回轉する大力量あり、大材能ある人士も、不慣れの日常的政務には、閉口せざるを得ない。況んや從來絶て經驗なき外交事務に於てをやだ。大は小を兼ねると云ふも、二十日鼠の眞似は、象には出來ない。新政府の要路に立つ維新志士の當惑、亦た察すべきだ。されば西郷吉之助が、「纔一日の間、先鋒參謀の體を伺居候處、小朝廷にて、中々我式の不性もの、一日も堪へ候義に無之、あきれ果居候間、早々脱走と明め申候」と云うたのは、強ち矯飾の辭として解す可きものでなく、寧ろ其の言葉通りに、受取る可きであらう。果して然らば參謀部の小朝廷尙ほ然り。況んや眞成の大朝廷に於てをやだ。

面倒なる對外問題

然もそれより面倒なるは、對外關係だ。從來の政治は、内政ありて、外交無かつた。外交と云へば、朝廷と幕府の間柄か、左なくば諸藩相互に過ぎなかつた。然るに今や第三者として、諸外國がある。然も其中に於て、英國公使サー・ハリー

一・パークスや、佛國公使レオン・ロツシユの如き、銘々の流儀こそ相違あれ、何れも一通りでなき五月蠅き、六ヶ敷屋にして、只だ和親通商、儀禮一邊の外交官では無かつた。彼等を相手として、彼等に満足せしめんことは、尋常一様の事では無かつた。特に當時人心は激昂して、士民の血管が沸騰しつゝある際なれば、對外干係に於ては、寔に危険千萬の時節であつた。

攘夷難題

元來維新の合言葉は、尊皇と攘夷だ。尊皇には問題のある可き筈が無い。けれども攘夷に到りては、更らに容易ならぬ難題を惹起した。維新の志士は、當初は攘夷の爲めに、幕府を倒さんと欲し、やがては幕府を倒さんが爲めに、故らに攘夷説を高調した。然も一たび新政府が建立すれば、忽ち大廻轉を爲して、開國和親の政綱を發表した。然も攘夷の精神を鼓吹せられたる人心が、一朝にして急變するは、只少數優秀の士に期す可きものにして、之を一般に期す可きものでは無い。然も當時の外人は、何れも優越感を以て、我が日本の士民に臨み、隣國支那に於ける、若しくは印度其他亞細亞に於ける慣例を、我が日本に應用し來りつゝあつ

衝突事件の頻出

た。此れが爲めに左なきだに、攘夷敵愾の精神が内に燃えつゝあるに際して、外から之を刺戟したから、勢ひ内外の衝突事件が、續出するを免かれなかつた。中には双方の事情不通の爲めに、全く相互の誤解に出でたるものも少くなかつた。

播ける種の收穫

何れにしても播く者は穫らざるを得ず。飽迄攘夷論を鼓吹して、幕府を困めたる人士が、今は我身にふりかゝる心配の種子となりたるは、或は因果應報の律が觀面に出で來つたと云ふも、不可あるまい。何れにしても新政府は、建立は建立したが、その内外の政務を緒に就かしめ、其の基礎を鞏固にして、新政府の威信を中外に宣揚し、皇政維新の眞面目を發揮するは、決して一と通りや、二た通りの困難では無かつた。

必要は人物を出す

然も必要は發明の母にて、時局の艱難に際しては、その艱難に處して、時局を料理する人物も、自から輩出し、遂ひに中興の偉業を翼賛して、其の大成に幾らしめたるは、天命と云はん乎、人事と云はん乎。如何にも我が日本帝國に取りては、幸運と云はねばならぬ。然も要するに是亦畢竟我が萬世一系の皇室の存在す

るが爲めにして、如何なる人物あるも、彼等をして其力を、存分に致すことを得せしめたる所以は、決して彼等獨自の力ではない。是れは實に天皇御稜威の然らしむるところだ。乃ち如何なる内外の難題も、皇室の前には、宛も春水が、太陽の前に融解する如く、融解し去るを得たのだ。

第二章 土佐藩兵と佛人との衝突

【四】 泉州堺事件

遺憾なる
事件

新政府を惱したる一事は、神戸居留地に於て、備前國の家老日置帶刀の兵士と、外人との衝突であつた(慶應四年正月十一日)。それは既記の通りだ(参照第六十七册、六一七二)。而して此の一事漸く了せんとするに際して、更らにより大なる堺事件は出で來つた。此の事件は、今日から見れば、頗る遺憾の事が多い。遺憾と云ふは、其の事件よりも、其の事件の處分に就て云ふのだ。此れは新政府に取りては、決して手柄とも、功名とも云ふ可きものではない。否な自から正理なりと信じたるも、之を正理として立て透す能はず。寧ろ一時の便宜の爲めに、我が道理を屈して、彼の無理を伸ばさしめたるものだ。然もそれは今日から見たる判断にして、當時に於ては、良とに已むを得ざるものあつたことを恕せねばならぬ。然も遺憾

は何れにしても遺憾だ。

佛水兵の殺傷

事件は慶應四年二月十五日、泉州堺に於て、土佐藩士箕浦猪之吉、西村左平次が佛國水兵が堺港に上陸して、暴行を恣にしたるを取鎮めんとし、彼等の反抗の爲め、餘儀なく發砲して、十五六名を殺傷した。それが大問題となり、遂ひに彼等及び其の隊士二十名の切腹となつたのだ。今ま其の事件に就て、二月十七日付にて、高知藩家老山内隼人の名にての届書は左の通りだ。

土佐藩老届書

去十五日堺表新地と申處に於て、外國人上陸致亂妨候趣、土地之者より申來候に付、遂ニ應接制東方爲仕、人數を引、軍監之者、右亂妨之土地え立越候處、外國人貳人罷在候に付、應接可被致心得を以近寄り候得共、通辯官も付添不申故、言語對談不通、取調中、壹人逃去り候より、其人數之内、追掛行、猶も亂妨之事件可相糺心得に候處、小舟を可漕出一體に付、前件亂妨之仕業相恐、右等之爲體に可有之と隊長ども相心得、軍監之差圖をも不請、右小舟を目當に及二砲發一候中、軍監共立越、漸々砲發差留申候得共、前條廉々不行届之仕

業に付、不取敢軍監共并隊長之面々謹慎罷在候様申付御座候。此上御公許之品に寄、如何様共、所置可仕と奉存候。此段御届仕候。以上。

二月十七日

山内土佐守内

山内隼人

此れでは全く此方に過失がある如く、自認してゐる。

尙ほ陸奥陽之助(伯爵陸奥宗光)の報告書は、左の如し。

陸奥陽之助報告書

今二月十五日、佛人泉州堺え罷越候趣、外國掛役所より總年寄え直達有之候處、取締役場えは通達無之を以、町端大和橋に於て附添之役人え遂ニ談判、表向之御沙汰無之ては、警護手賦等不ニ相調を以、其儘爲致歸阪候處、同日夕七つ時(午後四時)頃港近邊町家え夷人立入致し居候旨、訴出候もの有之、銃隊巡邏掛を以、應接致し候得共、附添人も無之、言語通解不仕中、御印え手を掛候を以、二人差押應接中、壹人振放し逃去候を以て、銃手等追掛參り候處、已に小舟に取乗可漕出一體に見請より、不得已司令士より號令を下し、終に及二砲發、

止むを得ず砲發

四 泉州堺事件

一五

其砌疵人等少々有之候得共、其儘小舟に取乗、港外え漕出し、右混雜中、水中え陥り死亡いたし候ものも有之哉に相聞申候。然る處杉起平太、生駒清次儀は、應接中既に前隊に事起り候儀にて、未だ決議之處置に無之を以、先及三制止方、銃隊引上申候。然に不_レ俟_ニ決議_一砲發_ニ至_一候子細は、前條差押候もの、振放_ニ逃延_一、既に舟を沖合え可_ニ漕出_一體に有_レ之を以、不_レ得_レ已號令を下し候趣、箕浦猪之吉、西村左平次等申出、其他軍器に手を掛、且市中亂暴之儀、告訴いたし候事件も有_レ之趣候得共、未だ夫々之事實探索中に御坐候間、委細は取調之上、御達可_レ仕候。以上。

此れは山内隼人の届書に比すれば、やゝ事件の要領を得たるものがある。若し本文を仔細に吟味せん乎、曲直の何れにある乎は、自から分明であらう。

【五】 堺事件の顛末 (一)

土佐藩兵
の堺守衛

抑も堺は土佐藩兵によりて、管理せられ、土佐の六番小隊長箕浦猪之吉(元章)、八番小隊長西村左平次(氏同)が、専ら其の守衛の任に當つた。當初は六番小隊長箕浦猪之吉が、正月九日の晩、京都大佛の土佐本陣を發し、幕兵の死屍の尙ほ道路に横るを踏んで枚方に達し、此れより水路大阪に、而して十一日堺に到着した。然るに其の手薄の爲めに、更らに八番小隊長西村左平次は、隊兵を率ゐて二月七日京都守護土州下屋敷を發し、淀川を下り、大阪に一泊、翌八日堺に到着し、兩隊戮協して、治安維持の任に當ることとなつた。

此れより愈よ事件に就て、物語らんに、寺石正路氏の「泉州堺烈舉」の一書は、能く公平に、その事情を曲盡するを以て、専ら之に據ることとする。

明治元年(慶應四年)二月十五日拂曉、櫛屋町に在る土佐軍監府より、年寄役の急使もて、絲屋町なる土佐兵隊の本陣に達し、兩隊長速かに出頭すべしとあつた。そこで六番隊長箕浦猪之吉元章、八番隊長西村左平次氏同の二人は、急ぎ出府したところ、大軍監杉紀平太申しけるは、只今佛國兵士共、大阪より陸路を取

佛國兵通
計行差止の

り、當地に通行の趣相聞へたり。然るに當地は條約以外の地にて、未だ外國事務係(當時は宇和島侯之に任ず)より、何等の通知も無ければ、無論通行差止むべし。依て時刻を量り、大和橋迄出張あるべしとのことであつた。そこで兩隊長は、直ちに武裝の兵士を引率し、大和橋に出張なした。

此の如く兩隊長は、上長官の命令を奉じて、出動したのだ。

佛兵引返

暫くすると、案の如く果して重役と思しき佛人二名、他同國人數名、宇和島藩吏兩三名、通辯一名附屬して出で來た。かくて兩隊長は、兵士を橋の北方に整列せしめ、嚴重の警戒をなして居たが、土佐藩主重役大軍監杉紀平太、小軍監生駒清次の兩人は、橋上に進み、通辯に向ひ、堺は外人遊歩の區域外の地なれば、之に入るには外國係證明書の携帶を要す。先づ之を示すべしといふに、彼應答曖昧にして要領を得ず。されば重ねて、若し證明書を携へざれば、決して通行許すべからず、速かに引返すべしと詰りけるに、彼辭屈し、左視右顧、佛人と何か私語しつゝ、遂に大阪路指して引返した。此に於て、一同も亦た安堵

し、再び本陣に歸陣なした。

若し此にて了らしめば、何等事件の出來す可き筈がなかつた。

然るに同日夕方七時(午後四時)に際し、一大事變が湧き起つた。そは佛人性懲りもなく、今度は海路を取り、船に乗り、堺に來り、守備隊の見える居ないを幸と、擅まゝに市内に上陸し、老若婦女を驚かし、大騒となつた。此時佛人の乗船並人員左の如くであつた。

- 一 小蒸汽船デュプレイ號(Dupleix)
- 見習士官 グリヨン(Guilion) クワルトル・マストル・ロミユール
- 二等工師 デューレル 外十二人 合計十五人
- 一 端艇ウユニユス號
- 旗手パリス 醫官 トパリスト ベチトアルス 外四人 合計七人

元來堺港は有名の良津であつたが、寶永元年大和川開鑿の爲め、土砂を押し寄せ港口を塞がれてゐた。天明八年吉川俵右衛門の再築に依て、略現形をなし、縦

佛人海上より來る

町を中心
まで侵入

三町横五町の小築港となつてゐた。偕て佛船は、大阪より海濱をたどり、北の湊に入津し、岸壁に横付をなし、船を石垣に繋ぎ、乗組は續々と上陸したものである。港は大通り櫛屋町の土佐軍監府や、絲屋町の土佐兵士陣營まで相應の距離もあれば、市民は只驚きて、右往左往に散亂し、誰一人行て、誰何する者もなければ、佛人は無人の地を行くといふ有様で、づかづかと堺の町の中心まで侵入したものであつた。

佛人既に市街の中心まで闖入す。此にて事件が出来せねば、寧ろ不思議と云はねばならぬ。

【六】 堺事件の顛末 (二)

市中恐慌

佛人堺の市街に闖入の記事は、尙ほつゞく。

此の時先づ眞先に進みたるは、小蒸汽船乗組のクワルトル・マストル・ロミュー

市民の乞

ルと二等工師デュレルの二人であつたが、偕て市民は、異人來ると騒ぎ立ち、恐怖する者は、早くも店を閉ぢ戸を打ち、大變の起つた如き恐慌を來した。形勢此くの如くなれば、勢ひ土佐兵の掩護を乞はざるを得ず。

かくて其の急報、土佐本陣に達し、市民陸續驅付け、救助を乞ふにぞ、六番隊長箕浦元章、八番隊長西村氏同の二人は、すは敵來ると叱咤して起ち、居合の兵二十八人、從者十七八人、鳶の者十人程を引率し馳向ふた。折柄軍監府よりも、速かに出張すべき命令ありしかば、軍監人々共に現場に立向ひ、佛人暴行の場所等、順次檢閲しつゝ進み行きたが、道案内を呼ぶに未だ來らず。其内市民も只どやどやと何共知れず、大勢西に走り行くより、土佐兵も其跡を慕ひ西に行きしに、忽ち二人の佛國兵士を見出した。即ち一人は右のロミュールと一人はデュレルであつた。

此の如くして愈よ事件は出來した。

佛兵を捕

かくて土佐兵は、二人を取圍み、談判應接せんとするも、通辯付き居らず、言

語不通にて要領を得ず。其中二人は逃げ走らんとするより、一旦捕縄を掛け捕縛し置き、而る後應對せんとしたるに、ロミユールは幾回も逃れんとし、ヂユレルが其儘に置けと言ひしにも拘はらず、ヂユレルに徐々に小蒸汽船の方へ退却せよと暗示した。

事件は此れが爲めに、愈よ擴大した。

かくてロミユールは、少の隙を窺ふて、土佐兵の手を振り放し、港の方へ逃げ行いた。

斯くなれば追はざるを得ず。

土佐兵は一齊に聲を上げ之を追ひ行いたが、何分西洋人は皆身幹長大で、脚長く、走る力疾き飛ぶ如くなりければ、追及ぶ能はず。此時ロミユールは、街上に立てある土佐兵士の目標に立てる中白の軍隊旗を引抜き取り走るにぞ、之を洋夷に取られては國辱なりと、其時土佐兵の中に抱へ置きたる江戸の鳶梅吉といふは、極めて健足輕捷者にて、従前江戸の火事に駿馬の後に付き走るに、三

佛兵の逃去

土藩軍旗を引抜き定る

尺と後れたこと無いといふ剛の者であつたが、直に追ひ付き、鳶口にて擲ぐり、旗を奪回した。

佛人は何故に土佐兵の軍旗を奪ひたる乎。或は誤つて之を以て、安全の護符としたる乎、將た土兵に對する面ら當てざあつた乎。

此の時群集は、益殺到し、只西へ西へと、港の方へ押し行くにぞ、往來もなり難き有様にて、土佐の兵士は、皆な服装は、上筒袖、下ズボン、これに左の腰には一刀を佩き、右の手には小銃を携へ、寄せ來る人浪を押分けて、のいた、のいたと叫びつゝ、進み行くに、市民は皆兵隊さんぞと、颯と左右に押開き、其の通路を開いた。

此の如く土佐兵は、佛人を追跡し來つた。

斯くて港口へ來て見れば、前刻のロミユールは、早や已に小蒸汽船に飛込み、ステムの繩を切り、火夫に蒸汽を起さしめ、正に逃がれ行かんとし、土佐兵の追掛け來るを見て、拳銃を放ちかければ、土佐の兩隊長も、今は此迄なり、佛

土兵佛人追跡

土兵發砲

人の傍若無人惡むべしと大喝一聲し、指揮旗（中白）を振りつゝ、打てと號令すれば、三十餘人の兵士、何か猶豫すべき。或は立ち或は折敷し、立ろに丸を装し打出せば、銃聲爆然、港内に響き、硝煙目を掠め、暫し黑白も分からなかつた。

【七】 堺事件の顛末 (三)

佛兵漸く
逃げ去る

此の如く土佐兵士三十餘人の一齊射撃を受けたる彼等は、皆な當然の運命に片附けられた。

此時先のロミユールは、眞先に打たれて、船中に斃死し、其外立ろに傷を負ひ、死者六七人に及び、餘れる人々は、ザンぶザンぶと海に飛び込み、飛丸を避け、片手に船舷を攫み、片手に水を掻き、船を港外に引き出し、漸く難を免れ、逃げ去つた。

此れも當然の結果であつた。

土佐兵憤
激の因

始め堺の街上で、土佐軍旗を一時横奪し去つたは、或はロミユール以外であつたとも云ふ。然も其の経過より云へば、全くロミユールにして、此の事は非常に土佐兵士を憤激せしめ、遂に意外の激禍を招いたとも見らる。ヂユレルは、混雑の中、水に飛込み、泳いで船に達し、辛じて命を全ふした。

軍旗を奪ふたことが、其の理由の如何を問はず、土佐兵士を憤激せしめたるは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

佛人死傷

他の一艘の端艇ウユニユス號の方は、乗組士官グイリヨン留守となり、旗手パリス等上陸し、近傍を測量中、大變起り、パリスは急ぎウユニユスに歸り、急を告げ、醫官トパリストと共に小蒸汽ヂユープレイ號の方へ漕ぎ行たるに、船中には生残りたる人七人あり。皆傷を負ふ内、一人疵なし、外に二人の死骸あり。其他は皆溺死したる者の如くなりしとぞ。實際此時の佛人死傷は、諸記録異同あるも、大體左の如きを正確と認む。

ヂユープレイ號 銃死二人 士官ロミユール

ウユニユス號 溺死一人 士官グイリヨン(原本七人とあり、一人の誤か)
乗組合計二十二入内 負傷七人 無事六人

佛兵逃走
の状

以上は「明治元年土佐藩士泉州堺烈舉」に掲ぐるところ。尙ほ當時に於ける兵士の一人土居盛義の語る所によれば、

此際我藩兵士の砲撃せしは、單に彼の亂暴人を乗せたる端艇たんていのみにありて他艇に及ばず。彼等は海中に飛入り、隻手せきしゆを端艇たんていに掛け、足を以て艇を回轉くわいてんし、彈丸ぐわん來れば、身を沈まして之を避け、再び浮き上りて汐を吐く。如斯ごとなしつゝ逃去りたりと。又砲臺の下にて銃撃せし時は、岸和田藩は、臺上に在り。堺市人は始より此所彼所に來集して、見物せしが、我兵一齊に砲撃し、彼を打仆うちたふしたときの如きは、同音に聲を揚げて、我勢ひを助けしと云ふ。

と云ひ。又た同じく兵士の一人横田辰五郎の手記には、

谷なき異
人を害せ
ず

一同下知に従ひて、剛勇力の筒先つゝさきを揃へくゝて打折。異人は仕様もなく、漕ぎ逃げんとは思へども、砲火の強き玉先きに、叶はず打たれ、聲を揚げ、啼き沈

みたる海の中、泳ぐ心の思案なし。船のこべりに取りすがり、浮きつ沈みつ流れ行く。陸には見物おびたゞし。残る壹艘の異人等も、打拂はんと思へども、谷なき異人は、其儘に助けのこして勇ましよう、高々聲を發ししも、晴々敷く引取て御本陣へぞ達しける。

砲撃目標
は亂暴佛
兵のみ

とある。斯る次第なれば、當初から土佐兵の砲撃目標は、亂暴佛兵の飛び乗りたる小蒸汽船デューブレイ號にして、他の端艇ウユニユス號に及ばなかつた次第はデューブレイ號は、一人を除けば、其の全員皆な死傷したるに、ウユニユス號はグイリヨンを除けば、自餘の者は皆な無事であつた事實を見ても、前二兵士の云ふ所の信するに足るや明けし。

事變の報を聞くや、土藩大監察杉紀平太は、息せききつて驅付け、直に砲撃を止め、即時本陣に引取る可しと命じ、箕浦、西村の兩大隊は、各々部下を率ひきゐて本陣に歸つた。

【八】 箕浦、西村兩隊長の届書

大監察の
箕浦詰問

土藩監察杉は、箕浦、西村の兩隊長に向つて、何故に命令を待たず、發砲したるかを詰問した。彼等は何れも焦眉の急、固より下知を待つに違あなかつた旨を答へた。然も杉は其の專斷を詰りたるに、箕浦は、事の急なる場合に、君命を待たずして戰爭に及びたる近例は、鳥羽、伏見の役にあり。然も之を以て君命違背とは認められなかつたではない乎と辯じた。此れは既記の如く、當時の土藩兵士が、專斷にて、薩長兵と與に、其の行動を一にした事を云ふたのだ。固より箕浦、西村の兩隊長は、斯く固く信じてゐたに相違あるまい。されど當時外人を見る虎の如き新政府は決して之を尋常の事とは認めなかつた。

土藩届出

在堺土藩軍監府よりは、小監察生駒清次が、即刻立を以て、當日事件の次第を在大阪なる宇和島藩主伊達宗城に届け出でた。伊達はその當局者だ。同時に下横目一名をして京都なる土佐藩邸に註進せしめた。而して何れも事の意外なるに愕然とした。

とした。

乃ち翌二月十六日拂曉、當時大阪裁判所副總督伊達宗城は、土州軍隊の堺守備を免じて、之を大阪に引揚げしめた。而して同夜箕浦、西村兩隊長は、左の届書を認め、之を伊達宗城に呈し、尙ほ訊問の筋あらば、何時でも罷り出で、上申す可しと申し立てた。

届書

届書本文

泉州堺取締の爲め、被差立罷在中、昨十五日外夷海濱に於て亂暴致候趣、市人より訴出候に付、直様立越候含にて、人數相調候處、御軍監府より配下引率し、急々出張可仕様御沙汰に付、即ち罷出候處、御軍監府中御出張に相成居候て、道中に於て、外夷亂暴場所御尋申候處、手引の者差出候様、御演舌有之中、市人我藩御人數も、西を目懸けて走り行候より、手引來るを不待、跡を追て濱邊市中に參候處、戸を閉ぢ、門を鎖し、恐怖の模様有之、訴の如く夷人亂暴致居候と相心得走行候中、同處にて則夷人兩人（ロミュール、ヂュレル）へ御人

佛人暴舉

數の中、應接に及び否や、組内共に應接致候得共、通辯の者付居り不_レ申、彼勿論言語不_レ通、逃去の形有_レ之候より、先づ相執_レへ、然る後談判を遂げ、可_レ撃を討つ合に御座候處、果して兩人中一人(ロミュール)脱走致し、剩_レへ其筋御印の幟(土佐藩旗中白印)を横取し、稍_レにして取返し候得共、右等現在の暴舉、況や最初より外國奉行の命を傳へず、通辯をも隨へず、我政府の許しを不_レ受、率然と入港致し、終に上陸、其後猥りに婦女子を驚怖せしめ、或は社閣を曼りに穢し候段、一々言語に絶し候次第に付、彼逃るを追ひ、同港に到り候處、彼等兩人にては無く、十餘人許りバツテイラに乗り居り、同船へ彼の夷人も乗移り否や、出船の形相顯れ候處、如_レ此大暴發の夷人、其儘返候ては、第一御國辱に相成り、不_レ得_レ止、取締の兵として、右様の如く返し候には、私共職掌も相立不_レ申と存居、不_レ得_レ止御軍監府の御下知をも待たず打拂ひ候間、此段御達仕候。以上。

辰二月十六日

六番隊長 箕浦猪之吉源元章

八番隊長 西村左平次源氏同

右要領

以上が兩隊長の自から其の行動を正認したる所以を陳述したるものにして、無届、無許可にて、條約不許可地に侵入し、殊にロミュール、ヂュレル二人は、堺市街に深入し、市民を驚かし、或は神社の扉を開らき、神體を探り、或は土佐の軍旗を奪取する等、種々の暴行を逞うするを以て、之を制せんとするも、逃れ去りたるが爲めに、之に向つて發砲したと云ふ譯合だ。

【九】 佛國公使の掛合

伊達報告

此の事件が、如何に多大の衝動を當局者に與へたるかは、左の一書が明白に語りてゐる。此れは伊達宗城が、三條實美、岩倉具視宛にての報告書だ。

以_レ飛檄_レ得_レ貴意_レ候。然ば昨夜以來返々及_レ報告_レ候於_レ堺佛と土藩之事、今朝に至り、土藩方爲_レ取調_レ候處、何分佛へ答に及び候様明白に不_レ至、無_レ止東久世一同、佛公使宿寺へ罷越、及_レ應接_レ候心得之處、多用云々にて不_レ致_レ面會_レ候。

佛使憤慨

佛國公使レオン・ロツシユが、如何に憤慨したる乎。伊達宗城、東久世通禧の面會を謝絶した。

尤無レ程書通に而懸合越、通辯(原註、徳川臣鹽田三郎也)を以申候故引拂、英公使宿寺に參居候處、別紙翻譯相添差越候故、寫差出し候。

此の佛國公使の別紙は、別項に掲ぐるごととした。

實に不_レ容易_一大危急に至、焦慮當惑此時に御座候。勿論無_レ他策_一故、五名之者、存亡に不_レ係相渡儀緊要に付、追々手配之上、東久世にも行向相成候。此上兩三人にても尋出候はゞ、亦談判之手懸出來可_レ申、萬一不_レ尋出_一時は、必ず開_レ事端、右可_レ及_レ力平穩に應接は可_レ致心得候處、全可_レ相整_一甚懸念仕候。先々不_レ取敢_一此段申上候。

如何にも當局者周章狼狽の狀、紙表に躍如たりだ。此處に五名とか、兩三人とかあるは、佛國側の死傷者、若しくは失踪者に就てのこと。

一 上京之時も、此事件發候に付、取消之姿に相成候。是まで_一以_二御鼎力_一日頃迄御沙汰相成、今一步之處にても、意外之憂患と相至、御互に切齒痛憤に不_レ堪、乍_レ然此時も嚴當然之御裁斷届候はゞ、右挽回も可_レ仕、尙是相伺可_レ申候。當時外國諸公使、京都入朝の事も漸く定り、其の日取り迄も取極められたるに、此の事件の爲めに、それが取消となりたるは、遺憾千萬と云うことだ。然も其の下手人共を嚴科に處したらんには、或は外使入朝も、亦た取り直しが出来るであらうとのこと。

外使乗船
出航の噂

一、佛、伊、李(普魯西)、亞は、第二時乗船、佛之外、明朝出帆之由。英、蘭は明早天乗船。出港は未だ不_レ相分_一候。

概略右之趣申上候。恐々。

二月十六日

二 伸、今堺表より家來壹人歸候處、申出候處、二人は死骸海中より尋出候趣、又來書之翻譯二人は、木戸輩、小松より相廻候方に仕候條、此段御斷申上置候。以上。

佛使書簡

而して其の所謂る別紙、佛國公使の書簡は左の如し。

御門政府

外國事務掛

東久世前少將 兩閣下へ
伊達 伊豫守

一切人員
返還要求

昨日（西曆三月八日）佛國コルウエツト・エツト・デュブレツキス船乗組候者、右船指揮之命により、士官兩人附添、堺港へ相越、港内深淺之測量致居候處、土佐之人無^レ故此ものえ間近に迫り、鳥銃を以て、俄に襲ひ打、拾七人之内三人既に即死、七人手疵を負ひ、纔に壹人無^レ難脱遁れ、其他之者は、（但し士官一人附添）、何處え行きしや、更に不^ニ相分^一候。如^レ此之事件は、世間稀に見聞致候事にて、最戰狹（原文のまゝ）之所行と可^レ申、就ては佛國ミニストルウエヌス船中へ一先引取居。尙右行方不^ニ相知^一人々残らず死生に拘はらず、此方え御差返し被^レ成候様、明朝第八時迄猶豫致居候間、此段大阪を領せらるゝ當時之政府え申進置候。明朝八時までに、一切の人員を其の生死如何に拘らず、返還せよとのことだ。

條約背違

萬一右之通御處置無^レ之に於ては、何様之御譯御申入被^レ成候とも、夫に係らず、かゝる文明國之法則に違^レん事、（原註 原書不明）なはず。殊に此程取極めし約定及條約之文に背違し、又當今御門政府近傍において重役を勤め、本と其大名之家來之處置行はれ候。是に對し相當と心得候所置に及候事に有^レ之候間、此段申進置候。謹言。

於^ニ大阪^一千八百六十八年三月九日（二月十六日）

日本在留

佛國全權ミニストル・レオン・ロセス

前文は如何にも拙劣なる譯文にて、意義明快を缺くも、意を以て迎へ來れば、如何に佛國公使が、威丈高に新政府に怒鳴りつけたかゞ想像せらるゝ。

〔101〕 朝廷の態度

小松大久保宛書狀

當時外國事務掛として、大阪に在りたる參與小松帶刀は、在京參與大久保一藏に當て、左の一書を發送した。

御用封を以申上候通、土州、堺表にて云々之儀は、誠に不_ニ容易_ニ重大之事件に付、自速に御評議、總裁並内國事務、外國事務、早々御下阪相成、深く御手不_レ被_ニ召付_ニては、實に不_ニ相濟_ニ義は勿論之事にて、則御吟味相打決候之儀者、急速相片付不_レ申候ては、以來之爲、夫限之事と奉_レ存候。小松も亦た頗る周章狼狽した。

是故是非、參與之内よりも、四五人之處は、下阪被_ニ仰付_ニ度候。

若し總裁、内外事務督、及び參與四五人の下阪とならば、維新政府を傾けて、此の一件に奔走することとなるのだ。

大久保の下阪依頼

佛國之事には御座候得共、ケ様之事に相成候と、各國公使も議論も致し候事に御座候得ば、久世公(東久世通禧)、宇和島公(伊達宗城)御出には御座候得共、下之處甚無人、五代(才助)壹人にて、誠に込入候付、速に御下阪之處、御周旋被_レ下度

奉_レ願候。

如何にも小松は五代才助一人では心細く感じたものであらう。

晝夜外國人え曳合、内國之人數取鎮方は勿論、難_ニ捨置_ニ公事訴訟も有_レ之、壹人にて實に致方も無_レ之、誠に苦慮千萬御推察可_レ被_レ下候。只今より佛公使等え談じに出掛、差急ぎ用向迄早々如_レ此御座候。何卒御執_ニ計_ニ可_レ然御頼申上候。早以上。

二月十六日

朝廷狼狽

一人の佛國公使に止らず、之を潮合に、各國公使からドシ_ク抗議や、苦情や、難詰を持ち込まれては、到底やりきれないとの心配よりして、斯くは申したものだ。斯る次第なれば、大阪も、京都も、新政府が如何に此の事件の爲めに、周章狼狽したるか_ゞ思ひやらる。其の第一は、漸く各國公使をして、新政府を認めしめ、其の入朝の期限までも、漸く取り極めたる箭先に、斯る事件が出来し、それが全然水泡に歸するとの心配だ。其の第二は、當時關東は依然徳川氏に屬し、

天下の大勢は、未だ全く定らざるに際し、斯る事件の爲めに、各國公使の同情が、新政府を去りて、徳川氏に復歸するが如きことあらんには、それは由敷大事である。されば新政府の上下が、此の事件に就て、特別の焦慮を做したるも、決して偶然では無かつた。されば朝廷に於ても、左の如く山内容堂（豊信）に對して、二月十七日付にて、御沙汰書が下つた。

一、左之通、於ニ京都ニ御沙汰

昨十六（十五）日於ニ堺港、佛國人深淺之測量致居候處、其藩士無レ故砲撃候趣、不ニ容易ニ儀は申迄もなく、各國新に御交際之儀は、先般御布令も有レ之、萬國之公法に依り、參朝等之儀も自分及ニ建言、御採用も被レ爲レ在候折柄、右様之次第出來候ては、被レ對ニ各國、信義不レ被レ爲レ立、殊朝廷御興廢にも拘リ候危急之大事、全於ニ其藩ニ醸成之儀、於ニ前少將（山内容堂）格別盡力、至當之應接所置可レ致候。別紙佛國公使より差出候間、申達候事。

但病氣之趣には候得共、皇國浮沈之大重事に候間、精々所勞相扶、下阪可レ致

候事。

同豊範宛
御沙汰書

此の如く「危急之大事、全於ニ其藩ニ醸成之儀」と、殆んど一切の責任を土藩の上
に歸し、其の下阪を促し玉うた。而して同時に當主山内豊範にも、
別紙之通、同姓前少將え御沙汰被ニ仰出候。此度之事件、實以不ニ容易ニ次第に
て、新に各國御交際被レ爲レ在、先般御布令有レ之候得共、未萬國之國法に依り、
御交際之御規則も不ニ相立、殊に御國內も未御平定に立至らず、内外之事件日
夜御寢食も不レ被レ爲レ安候之折柄かゝる患害を醸成し、深く宸襟を被レ爲レ惱候
少將（山内豊範）事は、當主之儀にも有レ之、皇國之御艱難、厚く相心得、父子同心
速に奉レ安ニ叡慮ニ候様、被ニ仰出候事。

此にて何故に當時の新政府が、此の事件に就て、周章狼狽したる乎の理由が、明
白となつて來た。彼等は徒らに周章狼狽したるものではなかつた。

第三章 佛國公使の土藩兵士處罰要求

【一】 佛國公使五箇條の要求

二月十九日
朝廷御沙汰

當時の新政府が、如何に此の堺事件に就て、心配したるかは、二月十九日付にての御沙汰書が出で來りたるを以て知らるゝ。

御沙汰

今般御一新に付、各國御交際之道も大略相立、既に近日參内の儀も被_レ仰出_一候處、不_レ圖も土州家來法外之所業に及び、深被_レ惱_二宸襟_一候。素より皇室に於せられては、御交親之外、更に御他意も不_レ被_レ爲_レ在候事に候條、此度之儀は、如何様にも、御取糺之上、至當之御處置被_二仰付_一候間、御交際之儀は、聊違亂無き様被_レ爲_レ成度叡慮候間、此旨相心得、各國公使え可_二申達_一候事。

此れは當時内は關東の形勢未だ定らず、外は外國公使の向背、未だ明らかならざ

佛使要求
狀

る際なれば、斯る御沙汰の出で來つたことも、決して不思議の事ではなかつた。而して同日を以て、佛國公使レオン・ロツシユは、愈よ左の要求を持ち出した。

御門マセステ之外國事務掛

伊達伊豫守閣下呈

佛國帝マセステ全權 ミニストルより

御門政府へ充て指出せる書面

於_二大阪港_一佛國ソンゼツリウエヌス船中

千八百六十八年三月十二日

皇曆二月十九日

當時の外國公使は、何れも局外中立を宣し、一方をば御門政府と稱し、他方をば大君政府と稱してゐた。要するに彼等は未だ新政府が日本に於ける統一の政府であることを認めてゐなかつたのだ。

要求條々

三月八日(二月十五日)堺表に於て、土佐の人、佛國海軍之者に對し、暴戾舉動に

一一 佛國公使五箇條の要求

及び候に付、其償として、佛國ミニストル、其國帝政府に代り、左に擧る個條通り所置あらん事を、御門マテステ政府に請ん。

等一ヶ條

堺に於て、土佐の人、兵隊指揮せし士官兩人、並佛人を殺害せし者残らず此書面京師へ届きし後、三日の内、右暴行に及びし場所に於て、日本の官員並佛國海軍兵隊の眼前に於て、首を打斬候事。

但當節大阪にある土佐の家老其場に立會可レ申事。

所刑を要求するは、兎も角も、「佛國海軍兵隊の眼前に於て、首を打斬候事」との注文は、何たる殘忍の事であらう。

第二ヶ條

殺害に逢し士官並水夫の家族等扶助の爲として、十五萬ドルラルの高を、土佐侯より差出し、是を佛國政府へ可ニ相納事。

第三ヶ條

親王謝罪
料要求

親王の内、朝廷の外國事務第一等の執政たる人、佛國兵隊の指揮官へ、其政府よりの詫辭を申入るゝ爲め、ウエヌス船中に來り可レ申事。

此れも常理もては考へられない。殊更らに親王を船中まで呼び寄せて、謝辭を徴するとは、餘りにも要求が過酷だ。

第四ヶ條

土佐侯自分ウエヌス船中に來り、堺表に於て、自國人、佛人に對し暴行に及びし事、如何にも氣の毒に存候。就ては宜く寛恕せられ度候との趣を、自分申述べられ候事。

尤之が爲め、土佐の城下近邊に右船を相廻べく候事。

第五ヶ條

以來土佐之者、兵器を帶、外國人の爲、開たる港を通行し、又は爰に滯留する事を嚴敷禁する事。

條件過當
要するに以上の條件は、何れも過當にして、元來事件の根原に溯りて吟味すれば

其の曲直何れに在る可き乎、容易に知り難きものがある。假令土佐兵士の行動が、正軌を逸したりとするも、之を挑發したる者は、佛人であつた。

佛國ミニストルには、右三(五)ヶ條に一々所置あらん事を望む。此公平なる申立を、其通所置せられ、事落著する上は、此程悄然離間せし懇情平和の交際を、改めて速に取結ばん事を望む。
「公平なる申立」とはよくも云うたものかな。

【二】 英國公使等の勸告

バークス勸告書

佛國公使の要求は、豫じめ其の同僚の諸外國公使とも、打合せの上であつたと見え、英國公使バークスは、同月同日(二月十九日西曆三月十二日)付もて、佛國公使申立を承認せんことの勸告書を、左の如く提出した。

以ニ書狀一致ニ啓上ニ候。然ば去る十六日(十五日)午後堺表に於て、佛國軍艦附屬

英佛協同陣形

川蒸氣乗組人數、非道之殺害に及候段、同日夜中第一時頃、拙者並各國同列聞及候時、皆一同憤怒致候事、閣下達御承知之通御座候。
平生は仲悪しき英佛の公使も、斯る場合には、協同陣形を張るのも、利害干係の然らしむるところだ。

夫より十一ヶ時を相經候(原註、右殺害に及候よりは、凡十八ヶ時)節、閣下達より各國公使え始末を被ニ申述ニ候言譯は、全く詐言にて、行衛を不レ知佛人之義に付、注進無レ之を聞き、猶一層公使共憤怒致し候事に候。

バークス癩癩

本文に付ての下げ札に、「始末を被ニ申述ニ候言譯は、全く詐言云々。右は佛ミニストルより懸合候時刻及ニ遅々一候故、兩人より十五日土藩届出候書面之主意を及ニ陳述ニ候也」とあれば、それにて其の所謂る詐言なるもの、所由は判知る。

要するに例のバークスの癩癩が、其の癩癩を起したものと察せらるゝ。

右強惡を惡むは勿論、且御門政府に於て、夫迄之取計方不レ宜を満足に不レ思情を示さんが爲、拙者並各國公使共、大阪を退去致候。

大阪退去通告

何れも新政府へ抗議の爲め、大阪を引上ぐることにした。

猶引上候節、閣下兩人（東久世、伊達）え申進候には、行衛不_レ知_レ佛人精々探鑿_レを遂_レ、萬一彼等殺害に逢候はゞ、必ず包み隠し無_レ之様との事は、閣下達も定て記憶せられ候事と存候。

此れは引上ぐるに際しての忠告。

然るに右非命に逢候佛國人の死骸を引渡せし手數も、最早今日に至て全く相濟候上は、佛國公使より、右無_レ故國民を殺害し、政府並國章を侮れし段、御門政府より、十分に其處置に及び可_レ申様、佛國公使より申立候筈に候。國章とあるは、國旗のこと。

急速佛國
要求承諾
勸告

右申立候大意、佛國公使より聞及候處、無理無_レ之、全く公平之義と存候間、成_レ丈遲滯無_レ之、早速朝廷に於て、御承諾有_レ之候様致度候。

「全く公平之義と存候」とあるが、それは同穴の狐たる者の申す文句にして、事實は決して公平とは云ひ難い。若し之を公平と云はゞ、公平は泣くであらう。

罪人差押
勸告

右様之暴惡所業を捨置候時は、御門汚名を受候故、早速十分なる處置を以て、汚名を雪ぎ、悪人を差押る權威有_レ之證據を被_レ立候事、朝廷之大事に存候。右に非れば、外國於て朝廷を尊崇するを得_レ不得候。此段可_レ得_レ貴意、如_レ斯御座候。以上

二月十九日

ハリエス、バスケル

大阪在留

外國事務總督

東久世前少將兩閣下
伊達伊豫守

諸外國公
使勸告

同時に亞米利加辨理公使ハルケンベルグ、普魯西代理公使フォン・ブランドよりも、佛國公使の申立通り、速に實行せんことを勸告するの書簡を提出した。特に普魯西代理公使フォン・ブランドは「故に御門政府は、佛公使の望たる満足すべき所を、速に決し玉ふべし。若し之を拒み、或は遲滯せらるゝに於ては、以來日本を、世界中にて文明なる國とは謂ふべからず」とまで斷言した程だ。而して二

月二十日(三月十三日)付にて、伊太利公使よりも、同様の勸告書を送つた。此の新政府は、佛國公使ばかりでなく、各國公使の包圍攻撃に遭ひ、今更ら之に服従するの他に、何の術も無かつた。

【二三】 佛國公使要求緩和に關する三條岩倉の書簡

三條岩倉
心配

日本新政府に於ては、是が非でも佛國公使の要求を、其儘承認するの他は無かつた。然も當時の副總裁三條實美、岩倉具視の兩人は、當時の外事掛、即ち外國事務局輔伊達宗城、東久世通禧に當て、二月二十一日付にて、何とか其の要求を緩和する方策は無き乎と、左の一書を送つた。

至急要用、略札高恕、頃日來佛土混雜之一條に付ては、兩臺不二方御竭力にて、先々大難にも不_レ至、程克相濟可_レ申、爲_ニ皇國_一大慶之至奉_レ存候。實に御配意御拮据之程奉_ニ遙察_一候。

下手人處
罰難

先々大難にも不_レ至と申す程にて、三條、岩倉等の心配の程も、想像が出来る。

儲今度佛人より被_ニ差出_一候書面之義、已に昨日被_ニ仰出_一候通、土藩に於ても、御請に相成候。然に佛人差出候書面之中、第一ヶ條士官並佛人を殺害せし云々(參照一一)、右殺害せし者一隊砲發に及候上は、某と相定候事も分明に難_レ辨、左候得ば一隊之兵卒、悉所置不_レ致候ては不_ニ相濟_一次第にも可_レ至候歟。實に方今之内地之形勢といひ、人心之所_レ向、只管外國人を惡候事、一般之習氣にて、甚不_レ居合に有_レ之候得ば、事情不_レ得_レ止とは申しながら、數多の兵士を、斬戮致候事、頗天下之人心に關係いたし、國情實以難_レ溢之義、無_ニ此上_一候。

成る程一隊を擧げて、死刑に處すること如何にも其の影響は深甚だ。此の如くならば、彌よ以て外人に對する敵愾心に、油を澆ぐこととなるであらう。「只管外國人を惡候事、一般之習氣にて」の一句は、畢竟攘夷論者の前年來刺戟し、鼓吹したるものにて、云はゞ新政府の自業自得と云はねばならぬ。

内諭依頼

殊御新政之折柄、兎角人心動搖にて、被_レ惱_ニ宸襟_一候處、如_レ此所置に相成候は

ば、彌以人心之居合をりあひは附申間布つきまをすまじく、不測之内憂ふそくを生候ては、誠不_レ安次第、爲_二國家_一苦心此事に御座候得ば、何卒兩公之御賢考を以、外國事務掛の中え御内諭ごないゆ有_レ之、何とか周旋は相成間敷哉。

此れは三條、岩倉としては、尤の事である。

就刑人員
省減策

英サトウ杯へ内談にて、實に内地之人心不居合ふをりあひのじやうじつ之情實、懇々示談致、周旋を以、士官兩人計にて相濟候様には相成がたく候哉。若夫も難_レ叶ば、責_二隊長之内五_一六人位、惣て十人を不_レ出候て、相濟候様には難_二成申_一哉。

乃ち最少限度に、就刑の人員を省減せいげんせんとのことだ。本文を見ても、如何に英國公使館通譯官サトウが、新政府當局から認識にんしきせられつゝあつたかゞ判知る。

至密要求

實以此度之所置、誠内地之情實、千萬不_二容易_一候間、不_レ堪_二苦慮_一、密々以_二書中_一御談申候。何卒足下格別かくべつ之御配意を以乍_二此上_一御盡力之程、爲_二天下_一奉_二懇禱_一候。尤此等之事漏洩ろうせつ候ては、甚以不_レ宜候間、吳々至密_二御勘考御周旋可_レ被_レ下希上候。先は急々要件而已得_二貴意_一候。仍如_レ是御座候。頓首。

二月二十一日戌半刻(午後九時)

實 美
具 視

東久世前少將殿

宇和島少將殿

二伸、後藤象二郎にも下阪仕候。猶土藩所置之義は、同人え御下問可_レ被_レ下、急々亂書失敬之段御海涵ごかいかん可_レ被_レ下候。

東久世宛
別啓

尙又た三條、岩倉の東久世に與へたる別啓がある。

別啓

第一ヶ條文中「佛人を殺害せつがいせし者残らず云々」。右に候得ば、土州より某と解死人差出候て、三人にもあれ、五人にもあれ、夫にて可_二相濟_一道は無_レ之哉。又内情之上にも大に御懇親云々之事に候得ども、從來朝廷攘夷じやうい之義に付、今度御親政に付ては、必攘夷云々と、天下衆庶見込居候折柄、此度之義は固より我之暴動とは乍_レ申、六十餘人命を斬戮候はゞ、如何之變態大患を可_レ生も難_レ計。實に

二三 佛國公使要求緩和に關する三條、岩倉の書簡

内情難澁之事に有之候。

全く此の通りだ。

懇親貫徹の緒

一體之處は、此處之所置、程克相濟候はゞ、國內に於ても、以後外國人に對し、
龜暴無禮之亂行も、自然相止可申歟。左候はゞ、却て御懇親之道も克貫徹致
し、爲他日一兩國之大事にも可有之候。

此れも一應の道理。

何卒此等之趣意を以、御内談に相成候はゞ、如何哉。尤外國之情態は、更に辨
知不仕事故、可否之程は不存候得共、愚意之儘、密々申述候。猶宜御賢考を
以御盡力之程、千祈萬禱仕候。

實美
具視

東久世賢兄

至密別啓

三條、岩倉の苦心、之を見ても、亦た想ふ可しだ。

【一四】 東久世通禧の報告書

案外順調 更らに外國事務輔、東久世通禧より、三條、岩倉へ、二月二十三日（三月十五日）の

報告書がある。

通禧

副總裁

兩公閣下

芳札謹誦候。御多祥抔悦存候。然ば佛土之一件、頃來御焦念之程奉察候。先
便より申上候通、誠以程克談判に相成、爲皇國大幸同慶之儀に候。

三條、岩倉兩人の心配ほどではなく、案外談判が順調に濟んだ。
付ては、土州人刑罰の義に付、御懸念被成候儀、萬機敬承候。尤發砲之人と
生色を失ふ

一四 東久世通禧の報告書

五三

申て、貳中隊を極刑之目的には無之、乍去十六日之佛人之勢にては、皇國百萬之生靈之塗炭に關係し、王政復古の盛典も、既に地に墜可申と、實以失生色一次第

其の周章、狼狽の狀ばかりでなく、當局者の心理状態、上記の文句にて、一切描寫し盡してゐる。

幸哉今日之勢に立到り、誠以皇運之盛なるを感佩するの期に御坐候。爾後之憂戚も御尤に存候得共、目前之困難に比すれば、如何様にも處置可付存候。

此によれば東久世等は、現行の處分を以て大出来と信じてゐたのだ。

尤外國局において、土州へ發砲人數相調可申出。一昨日申付候處、昨日二十七人號令官貳人、合貳拾九人申出候得共、多人數に付、猶亦發砲に及候者、篤と取調候様申付候處、號令官共に合貳拾人に取調申候。

以上は土藩よりの取調報告。

右人體簿書を以、今日十二時より發船、伊豫守(伊達宗城)兵庫表にて談判致候心

發砲人數
取調申付

就刑人員
減少難

得に御坐候。今度之處先日之備前之儀と相違にて甚だ暴戾を極、且佛之死人合十六人に付、士官兩人位にてはとて不_二相濟_一、重而談判に立到り候ては前日よりの手つゞきも、水泡と可_二相成_一、重て夫より減少之談判之義は難_二相成_一候。此れはとて三條、岩倉の注文通りのことは、出来ない旨を云ふ。

處罰決定

一 土州人士法を以て、割腹に治定、明二十三日、堺妙國寺において刑之。

打首でなく、割腹だ。士法を以て處分せられ、土藩士の面々も、此にて安心して伏罪せん歟。

一 土人帶_二兵器_一候者、開港場指留之事。

右御所置相濟後、期限相立候様、談判可_レ致候事。

處置濟迄は、咄出来かね候。

御懸念之筋、御尤に存候得共、右等より外國局において取計出来かね候間、左様御承知可_レ被_二成下_一候。

外國局では、如上の事以外には、措置が出来ない。云はゞ此れも最大限度の努力

の結果だ。

長谷佛艦
に挨拶

一 英蘭兩公使上京拜謁、委曲長谷相公(長谷信篤)え申置候。今日兵庫表談判之様子、後藤象二郎、明日上京可申上候。

一 長谷下阪、兵庫にて、佛軍艦え乗込、挨拶有之。朝廷より御丁寧之義と、西洋人申居、至極之都合に御坐候。猶委曲儀、長谷より御聞取可被下候。今日上阪に相成候。

右之件々、荒増及三貴報候。早々大亂毫、海怒萬禱候也。

二月二十二日十二字(時)

自然に談
判圓滑

此の如く京都、大阪、兵庫と三方にかけて此の事件は夫から夫へと轉々したが、京都に於ける掛念ほどではなく、流石の佛國公使も當初の權幕ほどでなく、漸次其の平常心を取り戻し來り、その爲め自然に其の談判も、圓滑に進行したるものと察せらるゝ。それにしてもこれは必竟日本側が、殆んど無條件的に佛國側の要求を聽入れたるが爲めにして、内外餘義なき情勢とは申しながら、叩頭外交の結

果と云ふの他はあるまい。

【一五】 下手人の決定 (一)

佛使申立
聽納

新政府は、愈よ佛國公使よりの申立の條件を、聽納することとなり、差し當り第一一個條の佛人砲擊の人員を、嚴科に處することとなり、その旨を土佐藩隱居山内豊信(容堂)、當主山内豊範に達した。而して土藩に於ては十八日下横目を以て、六番、八番兩隊七十三名に向て、其の砲擊者と否とを區別し、其の姓名を相認め、差出す可き旨を達した。此に於て一同下横目の前に於て、姓名を名乗り、其の尋問に答うることとなつたが、其内に於て、奮然身を挺して、佛人を砲擊したりと

自首申出
者廿九人

六番隊

隊長 箕浦猪之吉
小頭 池上彌三吉

一五 下手人の決定(一)

五七

兵士	杉本廣五郎	勝賀瀨三六	山本哲助	森本茂吉	北代健助
	稻田貫之丞	柳瀬常七	橋詰愛平	岡崎榮兵衛	川谷銀太郎
	岡崎多四郎	水野萬之助	岸田勘平	門田鷹太郎	楠瀬保次郎
	以上十七人				

八番隊

隊長	西村佐平次
小頭	大石甚吉

兵士	武内民五郎	横田辰五郎	土居八之助	垣内徳太郎	金田時治
	竹内彌三郎	榮田次右衛門	中城惇五郎	横田静治郎	田丸勇
	六郎				
	以上十二人				

此に於て下横目は、其姓名をそれぞれ区分して、之を大監察小南五郎右衛門に差出した。

自首者減省

斯くて自白したる面々は、大阪藩邸に禁監せられたが、砲撃せずと言ひ出したる

者共は、二月十九日之を商家に引取られ、廿日長堀藩邸前より乗船、直に出帆し、讚州丸龜を経て北山通りより、土佐に歸國し、何れも遠足留め申渡されたが、やがて解放せられた。而して自首者二十九人は、土佐藩より其の姓名を添へて、外國掛に提出したところ、外國掛にては餘りに多きに過るとて、再調査を命じ、遂ひに二十人として提出せしめたる次第は、既記の通りだ。(参照一四)

自首者の憤慨鎮撫

扱も二十九人の面々は、當初打首云々の評判を耳にし、此上は一同佛艦に切り入りて死せんなど、敦固きたる者あつたが、年長の土居八之助が、其の無謀の舉を制止し、一同之に服した。されど其の餘憤猶ほ止まず、或は差し違へて死せんと云ふものあつたが、武内民五郎は、それでは犬死同様であると制止し、何れも佩刀を脱して護衛者に渡し、其の處分の日を待った。

申渡用意

斯くて二月二十二日、大監察小南五郎右衛門は、御隠居容堂公の達を、一同に申渡す可き旨、横目をして之を告げしめ、六番、八番兩隊兵士一同二十五人(兩隊長、兩小頭を除く)即刻殿内大廣間に罷り出でた。小南は一同に向ひ、只今御奉

行（家老）より重き御意を仰渡さるゝと披露するや、殿内正面の金襴を押開らき、土佐筆頭家老深尾鼎は、出で來つた。

下手人差
出申渡

斯くて深尾は一同に向ひ、此度の事件に就ては、御隠居様（容堂）御下阪被_レ遊候て、御直に被_二仰渡_一答の處、御所勞を以て、拙者御名代相蒙り、下阪なしぬ。達旨讀上ぐ、承はれとて、

此度堺事件に付、佛人より、朝廷へ下手人死刑の儀相逼り候を以て、朝廷御處置被_レ爲_レ在、下手人貳拾人差出候様被_二仰付_一候。御隠居様には、此儀甚以て御心痛被_レ遊候に付、何れも生命差上可_レ申旨仰出され候。

と申渡終り、直ちに坐を起て内へ入り、之に次で大監察小南は、左の如く藩主の命を傳へた。

關引にて
處刑人決
定

此度朝廷御處置に依り、人數二十人差出す様、被_二仰付_一候處、何れを取り何れを除くこと、不_二相分_一候に付、一同稻荷宮神前に於て、關曳被_二仰付_一候條、何れも神明を拜し、生死の差別相定む可し。即ち白關に相當る面々は、被_二差除_一

上裁可_レ受關に相當候面々は、死刑に可_レ被_レ處候條、左様相心得、直様是より神前へ罷越す可し。

とのことであつた。神前に關を曳いて、死生を決することは、決して尋常一様の業では無い。されど海南男子の面々は、豫て覺悟の前なれば、委細長まりぬと受を致して殿を下つた。

【一六】 下手人の決定 (二)

關引

箕浦、西村の兩隊長、池上、大石の兩小頭は固より責任者として、關の仲間に加はらなかつた。斯くて兵士二十五人の面々は、一同稻荷神社に到れば、社壇神鈴の下には、大監察小南五郎右衛門二十五本の籤を持して着座し、目附役一名、其右に控へ、下横目二名は、名簿を携へて階前に立つ。社壇十歩前には、京都より下阪した銃砲二隊の兵士相詰めてゐた。かくて小南の指揮に隨ひ、下横目は名簿

の順をもて、二十五名の姓名を、一人づゝ高らかに読み上ぐれば、二十五名交もく、出で闇を抜き、披見の上、之を下横目に渡し、下横目は、一々之を點檢した。此時參拜の老若男女は、此の様子を怪しみ、其の所由を聞き、何れも佇立して之を眺め、中には落涙する者も鮮くなかつたと云ふ。斯くて點檢の結果は、左の十六名が死闇を曳き當てた。

死闇者

六番隊 十人

北代健助 稲田貫之丞 柳瀬常七 橋詰愛平 勝賀瀬三六

杉本廣五郎 山本哲助 森本茂吉 岡崎榮兵衛 川谷銀太郎

八番隊 六人

武内民五郎 横田辰五郎 土居八之助 垣内徳太郎 金田時治

竹内彌三郎

白くじ者

而して白闇に取り當りたる面々は左の九人であつた。

六番隊 五人

岡崎多四郎 水野萬之助 岸田勘平 門田鷹太郎 楠瀬保次郎

八番隊 四人

榮田次右衛門 中城惇五郎 横田靜治郎 田丸勇六郎

死刑願書

然るに此の九名の中、中城、横田、田丸、榮田の四名は、同志と生死を共にせんとて、左の嘆願書を差し出した。

私共先達於三堺表司令士中の命令を以て、佛夷を打攘候處、一同御預被ニ仰付一謹罷在候中今日に到り、於三稻荷神前御闇相取り、可受ニ上裁ニ御闇相當候者のみ、御處置被ニ仰付一候段、一同奉畏、御闇相取候處、私共白闇に相當り候。然るに神前に於て被ニ仰付一候儀、一々奉承畏と雖ども、今日迄同腹一心罷在候上は、仲間の情に於、如何にも忍び難く候間、何卒可受ニ上裁一御闇に相當居候仲間共同様の御處置に、被ニ仰付一度奉存候。

二月二十一日

八番隊組付 中城惇五郎

横田靜治郎
榮田治右衛門
田丸勇六郎

白鬮面々
解放

然も其の人員は、既に勅裁決定の後なれば、今更ら變更す可き様なく、此の嘆願書は却下せられた。

斯くて二月廿二日兩隊長、兩小頭、兵士十六名は、何れも藩邸内に引移り、其の處刑の日を待つこととなつたが、白鬮の面々は、隊付除名の上、土藩兵隊中に預けられ、宰領下横目の護送にて、土佐へ下着し、類族預となつたが、幾許もなく解除せられた。

尙ほ八番隊の當籤者の一人、横田辰五郎の日記に、
稻荷宮御神前御鈴の下に、小南五郎右衛門殿、御鬮被^レ持著座あり。縁脇御用役著座、下横目役名順帳を以て呼出し、壹人宛御鬮拔取生死分れ、御神前左右に立ち分れる。此時詰合御人數並神前參拜の人々、眉をしはめ、涙の袖を内々

しぼる也。諸人鬼は無くして、此段聞く人冷汗をかく。神州初めて生死の御下知、鬮取を以てすること、夢にも聞者なし。何れ聞人々、内々鬮取をさゝやかぬ者はなき也。末世の手本とは、此時を云也。

死は國家
の爲

と記したるは、如何にも其通りであらう。
彼等は當初から國家の爲めと信じて、佛人を砲撃したるもの。今更ら此れが爲めに死するは、決して其の本意ではあるまい。然も其死することが、果して國家の爲めならば、是亦た一死惜しむ可きでは無かつた。彼等は佛人に對する罪の報償として、死を擇んだものでは無い。但だ此れが爲めに藩主及び其藩に累を及ぼすを慮り、而して其の朝命に依りて、從容死に直面することとなつたのだ。

【一七】 屈從的解決

佛使に對

二月二十二日 (西曆三月十五日) 外國事務局輔伊達宗城、同東久世通禧は、佛國公使

答る回答

より提出したる要求に就き、左の廻答書を與へた。

西曆三月八日(二月十五日)堺表におゐて、貴國軍艦より、士官並水夫拾七人沿海淺深測量之爲め、於二堺表一上陸いたし候を、發砲に及候段、實以暴激之所業に立到り、實以是迄皇帝政府より各國に對し、信實を盡され候交際之主意にも相背き、別而慚悔之至候。

如何にも謝罪的文句だ。

死刑報告

依レ之一同會議之上、萬國の公法に依り、今後遺念無レ之様、篤と衆議を盡し候上、皇帝政府へ言上致し、約定之日限を誤らず、別紙土佐兵隊暴行に及候人數、士官貳人、兵隊拾八人、都合貳拾人不殘、明廿三日、我日本之刑法に基き、於二堺表一刑罰に可レ處候。

此の如く其の要求を、無條件に聽納した。

就ては貴國は勿論、各國之檢使立合之上、處置可レ致候。

如何にも笑止千萬の事だ。

親王訪問
通知

但殺害逢ひし士官並水夫之家族扶助金として、拾五萬ドルラルを、佛國政府へ土佐國より差出候義は、堺表之處置、落著之上、其期限を相定可レ申事。土佐侯兼て皇帝政府より上京いたし候様、申達置候に付、不日著阪之上、速にウエヌス船中に來越相成可レ申、右に付土佐海邊へ貴船相廻され候に不レ及事。外國總裁之親王山階宮、堺表落著之上、土佐人暴行挨拶、且は皇帝政府より、今後益外國交際上に付、信義を被レ盡、兩國人民之爲め、實意相顯し度、應接之爲め來訪可ニ相成一事。

土佐人兵器を帶し、開港内を徘徊差止置候事。

此の如く佛國公使よりの要求條件(參照一一)は、一議にも及ばず、悉皆その儘呑込むことゝなつた。佛國公使の得意想ふ可し。

右之通に候間、疑念なく篤斗了解せられん事を希ふ。謹言。

伊達 伊豫 守

東久世前少將

佛國

モンシユア・レオン・ロセス閣下

各國公使
へ通告

而して同時に此事に就ては、各國公使にも、同様左の如く通知した。

西曆三月八日、於^{さかひおもてにおいて}二堺表^二佛國人に對し、土佐兵隊之者、暴發に及候儀に付、過日、貴翰^{きかん}を以被^レ仰聞^一候趣^{ひさい}委細^二致^三承知^一、右事件早速衆議を盡し、萬國之公法に依り、皇帝政府え言^二上^一之。則明二十三日、右暴行に及たる士官貳人、兵隊拾八人、都合貳拾人、我日本之刑法^{けうほう}に基き、刑罰可^レ處候。委細之儀は佛國公使え申遣置候に付、猶同人より御聞取可^レ被^レ下、此旨如^レ此御座候。以上。

二月廿二日

普魯西の
國答書

而して其の連名は、英國、伊國、米國、和蘭等の公使等にして、同時に普魯西代理公使フォン・ブランドにも、同様通知したることは、同人が横濱より三月四日付(三月二十七日)にて、左の返書を與へたことにて分明だ。

呈

外國事務宰相

東久世前少將閣下

伊達伊豫守閣下

以^二書翰^一申進候。然ば二月廿二日出之貴翰^{きかん}落手仕候。堺於て佛國水夫を殺害致し候者を、皇帝政府に依て、刑罰^{けいばつ}に被^レ行候由、承知いたし候。此段大慶存候。右此科に依て、速に御所置を行ひ候義は、孛漏^{ぼろ}生^{はら}皇帝政府に於ても満足と被^レ存候。右皇帝政府於て、定約^{ぢやうやく}通り相被^レ行候義は、證據に相成候と被^レ存候。第一定約面の廉^{かき}には、外國人之命を守り給ふ事に御座候。恐惶^{きようわう}謹言^{きんげん}。

千八百六十八年第三月廿七日

於^二横濱^一 三月四日

チャルジ・ダアフェル・フラン・ブランド

屈從的處
置

此の如く新政府に於ては、事件發生後殆んど一週間以内に、一切の難關を片附けたるは、手際と云ふも差支ないが、其の一切屈從^{くつじゆつてきそち}的措置^ちは、當時内外の事情、已

一七 屈從的解決

む可からずとは云へ、決して自から誇りとす可きものではあるまい。

第四章 土藩兵士の處刑

【一八】 所謂る御沙汰書

刑名を確
めんとす

扱も稻荷神社前に於て、死闘を曳當てたる十六人の面々は、何れも最後の一夜を送り、種々死別の覺悟や、準備を爲しつゝある際に、藩邸警戒の五箇小隊の將士は、訣別の爲めに酒肴を運ばせ來り、十六人の連中に杯を侑めた。何れも其の厚意を満喫し、酔臥したが、獨り土居八之助は、平生酒を嗜まず、此際も一滴も口にせざりければ、一同を呼び起して曰く、明日は公裁の日である、然るに未だ刑名も判然しない。若しや打首ともならば、豫ねて相談したる手段をも取る可く、先づ之を確かめ置く必要があらうと云へば、杉本廣五郎尤もなりと起き上り、一同亦た之に次ぎ、重役に向つて、其儀を承ることとなつた。

重役に質
問

かくて一同はそれぞれ羽織袴にて、取次役の詰所に至り、御奉行中に面謁の取次

を申入れたところ、取次役數多立ち出で、其方共は御構の身、拜謁成らずと斥け
たれば、十六名は何れも血色を變へて、よし然らば貴君等を頼むに及ばず、直に
奥へ通らん、其所退き候へと敦圀き、疊を蹴立て、將に奥坐敷に闖入せんとし
たるに奥から、

兵士の面々、姑らく其處に相控へ候へ。重役中面會致さん。

と呼ばり、やがて大監察小南五郎右衛門、林龜吉、其他下横目等が出で來つた。
仍りて一同は小南に向ひ、我等は外國人の狼藉を制せんが爲め、隊長の命を奉じ
て其の職分を盡くしたる者だ。然るにそれを死刑に處せらるゝとは、如何なる理
由に候やと疊みかけて質問した。

小南に詰
め寄る

小南は一同を睥睨し、非理の命を受け、非理の事を行ふ。死刑は其方共の自業自
得だと言ひ放てば、一同は悲憤禁じ難く、膝を前めて、兵士は隊長の命に従ふを
以て、本分とす。其の本分に殉へたる者を罰せば、今後の軍紀、軍律は如何にす
るやと、小南に詰め寄つた。

御沙汰書
を示さる

小南は顔色を和らげ、前言は聊か其方共の心中を試みたるに過ぎない。實は此度
の事御兩所様(容堂、豊範)とも、非常の御心痛だ。太守公(豊範)には、病中に拘ら
ず、長髪の儘汽船にて土佐より大阪に到着し、直に佛艦に赴き、砲撃の儀に付、
御挨拶あり、又た其儘歸國せらるゝ筈だ。君辱しめらるれば、臣死すとは此事だ。
されば一同君公の御沙汰書を拜見せしむれば、難有く御受け致せとて、小南は左
の沙汰書を讀上げた。

御沙汰書

御沙汰書
本文

此度堺表の事件は、即今各國御交際御一新被_レ爲_レ在候折柄に付、公法を以て御
處置被_二仰付、明日於_二堺表一切腹被_二仰付旨、御沙汰有_レ之候條、孰も皇國の御
爲めと存じ込み、難_レ有御受可_レ仕候。

但歷々御役人、各國公使も罷越候上は、皇國の士氣、各國に相顯候様、覺悟
可_レ有候。以上。

堺事件に關する内外の文書は、夥多あるも、其中に於て、出色の一は、正さに之

發見
辭觀理由

を推さねばならぬ。「即今各國御交際御一新被_レ爲_レ在候折柄」と云ひ、「皇國の御爲めと存じ込み」と云ひ、「皇國の士氣各國に相顯候様、覺悟可_レ有候」と云ひ、如何にも彼等の死を國家の爲めに、餘儀なく犠牲とするものとの深き洞察と、大なる同情とが、文字の中に隱躍してゐる。此れでは縱令死す可き理由は無しとしても、死も亦た悔ゆる所なきものと諦らむ可き理由が、新たに發見せらるる心地を、彼等十六人に與へたものと察せらるゝ。

日本人は決して徒らに生命を輕じない。死を視る歸するが如しとの文句は、決して日本人には通用しない。けれども君國の爲めとあらば、彼等は何時たりとも一命を獻ぐることを遲疑しない。彼等十六人が、此の御沙汰書を難_レ有御受けしたるは、正しく此の心事であらう。

【一九】二十士刑場に向ふ

君國の爲
の死

最後の嘆
願書

十六名の就死の兵士は、切腹の御沙汰書に満足して、何れも御受けをしたが、其の一人武内民五郎は進み出で、せめて死出の餞けに、恩典に預りたき旨を、同志に代りて申し出でた。大監察小南五郎右衛門は、點頭して、何なりと遠慮なく申出でよと答へた。仍りて左の嘆願書を差出した。

本分を盡
せるのみ

私共先達堺表へ御差立被_二仰付_一相詰候中、於_二御詰所_一異人亂暴之趣き、市人よりの注進あり。直様隊長の命に従ひ、馳せ付け取締る中、一通りならざる振舞仕るに付、隊長の下知に従ひ打拂候。依_レ之夷人逃去り否や引取被_二仰付_一候處、彼等より奉_レ對_二天朝_一、頻りに何か嘆願の仔細に因り、司令士中始め、私共御構ひ被_二仰付_一候得共、私共に於ては、隊長の下知相守り、身命を抛ち相働き、職掌の根元を盡候儀と奉_レ存候。

如何にも道理至極である。

然るに此度銘々被_二召出_一、被_二仰聞_一候儀、輕輩の身分とは乍_レ申、私共一命差上候事、實に切齒の至りに存候得共、爲_二皇國_一と一同奉_レ畏_一候。然るに古來よ

苗字御免
願

り、右等の御處置は、稀なる事と奉_レ存候。此迄仲間共、身體の儀に付、愁願の筋も御座候處、此度斯く相極候上は、存慮の筋、毛頭無_ニ御座_ニ候得共、何卒積年の宿志に候得ば、向々惣體の仲間共、一同苗字御免の儀、是れ一つの遺言に候得ば、即命を以て、御指明被_ニ仰付_ニ度、乍_レ恐願上候。

願意聽許

此れが彼等の最後の嘆願だ。元來土佐藩では、足輕は苗字を公稱するを得ず、双刀を帶するを得ず、絹布を著するを得ずとの掟である。されば彼等は輕輩ではあるが、せめて士分の待遇もて、死出の花を咲かしたいと、斯く申し出たのだ。小南は此の嘆願書を受取り、此上は屹度御詮議を仰ぐ可ければ、一同安心せよと坐を起ち、やがて下横目役より、此度の事件に就きては、出格の御詮議もて、一同士格の御取扱ある可きに付き、左様心得可しと相達し、直に一人に絹衣一襲つ賜はつた。

兩隊長に會ふ

箕浦、西村の兩隊長は、固より本來の士にて、事件以來、互ひに相見るを得なかつたが、切腹の宣告を受くるや、漸く十六人は、兩隊長を見るを得た。彼等は殿

内の別室に於て、兩隊長に向ひ、宣告の旨を告げたが、兩隊長は責任は我等兩人にあり、足下等は兵士の身分、只だ隊長の命に服従して、其の任務を盡したるまでにて、固より何等の咎を負ふ可き譯合はない旨、豫て論辯し措きたるに、扱も斯る始末に到りたるかと、兩眼に涙を浮べて語りたれば、十六人は何れも兩隊長の誠意に感激して、更らに其の決心を同ふした。

妙國寺に護送

斯くて慶應四年戊辰二月二十三日、泉州堺に於て、土佐藩二十人即ち兩隊長、兩小頭、十六人の兵士の宣告實行の期となつた。而して朝廷よりは肥後安藝兩藩に命じ、大阪長堀土佐藩邸より、二十名を護送せしめた。兩藩では歩兵隊三百人を派し、土佐藩邸前に到らしめ、隊伍を組んで、出立の時刻を待つた。而して兩藩よりは、二十挺の轎を並べ、箕浦、西村兩隊長を首として、何れも轎に打乗り、警固の士六名は左右より之を固め、大阪長堀土佐屋敷を出で、堺妙國寺を指して出掛けた。

護送行列

彼等の護送は、嚴重でもあり、且つ鄭重でもあつた。其の行列は、左の通りだ。

發先 肥後、安藝兩藩下役數名。

次 兩藩重臣三騎、肥後藩留守居役馬場彦右衛門。

同隊長山川龜三郎、藝州藩重役渡邊競（陣笠小袴持槍を立つ）。

次 兵士數名 大砲二門。

次 轎二十挺、壹挺毎左右同六人各携銃

次 轎前後固百二十人各携銃。

次 後押二騎、兩藩高張灯燈拾張、兩藩士以下百數十人。

次 土佐重臣深尾鼎、大監察小南五郎右衛門以下百二十人。

如何にも仰山なる行列にて、大阪から堺まで隊伍肅々、三里の路を練り行いた。

【110】 妙國寺に於ける二十士

護送鄭重

肥後藩警固の隊長山川龜三郎は、二十士の轎脇に近づき、轎内狭ければ定めて窮

屈にて候はん。苦しからずば、轎簾を捲かせ申さんとて、彼等をいたはり、又た一町計り行く毎に、彼等に物欲しくはなきや、菓子是如何、茶は如何と、様々に心を配つた。其中の一人横田辰五郎の日記に曰く、

道中状況

行列は四五丁も續く。道筋泉州の堺の町へ三里なる所、名高き妙國寺、割腹御場所に定まりて……死出の旅路に急ぎ行く。乗行加籠は明放し、皆一樣に晴々敷、今日一日の命をも、更に思はん笑顔にて、心涼しく擔がれ行く。

と。又た曰く、

三里の道の其中に、住吉、新在家町筋に、續く有文け家々より老若男女立出て、袖を絞りつ見物す。

と。同所は十年來、攝海防禦の爲め、土佐藩の陣營を建てたる、舊縁の地なれば、斯くある可き筈である。又た曰く、

刑場到着

安立町も過行きて、大和橋にぞ掛りけり。越せば堺の町となり、異人を拂ふ夫迄は、巡邏致しし所にて、爰も又同じ事ぞかし。……ようよう長き道も果て、

行著く先の妙國寺、内外幕を打廻し、美々敷備へて有ぞかし。此の如くして彼等は愈よ就刑の場所に到達した。

式場の装

一行は妙國寺に著し、西門より寺内に入れば、大門内は式場となり、正面本堂前には、菊花の御紋幕を張り、其外三面には、細川の九曜、淺野の鷹羽違の紋幕を張り、切腹場の附近には、特に山内家の三柏紋幕を引廻はした。斯くて一先づ轎を細川家の天幕の下の、新蓆敷並べたる上に、順次に並べさせ、兩藩士の案内にて、再び内庭に昇ぎ入れ、書院即客殿の縁へ横付にした。而して二十士は、兩藩士に導かれて書院に通れば、兩藩士數百人、始終詰め切りて、二十士の中一人坐を起てば、必らず四人附添うて其傍を離れず、警固は頗る嚴重であつた。尙ほ此際彼等の中には、細川藩警固隊長山川龜三郎の請に應じて、其の遺物として、川谷銀太郎重政は、死生の晴著の絹小袖の裏を裂き、

辭世遺品

川谷銀太郎 行（年字を脱す） 廿六歳

と書して贈り、又た八番隊小頭大石甚吉良信は、紙片に左の辭世を書して贈つた。

神と成りまた鬼と成我魂は赤心の有る人や守らん

大石甚吉良信

快よく一つのぞみは叶つれさかい（堺）の露と消ゆる のうへ

大石 甚吉

又た竹内彌三郎榮久も、左の辭世を書した。

君のため死亭魂は神となり早く攘夷のなるを守らん

土藩 竹内彌三郎藤原榮久

酒肴饗應

偕て此日晝頃となれば、細川、淺野兩家より、鄭重なる酒肴の饗應あり。町人手傳とも覺しきもの數十名給仕し、接待懇切を極めた。二十士何れも大飲満喫し、何れも人々の請に任せて、辭世の文字、若しくは身に附けたる物品など分ち與へた。而して彼等の介錯人は、大阪邸にて別杯を酌交はす時に、それ／＼其の約束が出来てゐた。

介錯人

一 六番隊長 箕浦猪之吉源 元章 介錯 馬淵桃太郎

一	八番隊長	西村左平次源	氏同	右同	小坂乾 <small>ツル</small>
一	六番隊小頭	池上彌三吉藤原光則	右同	北川禮平	
一	八番隊小頭	大石甚吉藤原良信	右同	落合源六	
一	六番隊兵士	杉本廣五郎源義長	右同	池七助	
一	同	勝賀瀨 <small>しょうがせ</small> 三六平	右同	稠迅	
一	同	山本哲助源利雄	右同	森常馬	
一	同	森本茂吉藤原重政	右同	野口喜久馬 <small>きくま</small>	
一	同	北代健助源正勝	右同	武市助吾	
一	同	稻田貫之丞藤原楯成	右同	江原源之助	
一	同	柳瀨常七藤原義好	右同	近藤茂之助	
一	同	橋詰愛平紀有道	右同	山田安之助	
一	同	岡崎榮兵衛藤原重明	右同	土方要五郎	
一	同	川谷銀太郎藤原重政	右同	竹本謙之助	

一	八番隊兵士	武内民五郎藤原都榮	右同	楠瀨柳平 <small>くすのせ</small>
一	同	横田辰五郎源正輝	右同	松田八平次
一	同	土居八之助越智盛義	右同	池七助
一	同	垣内 <small>かきうち</small> 徳太郎藤原義行	右同	公文左平
一	同	竹内彌三郎藤原榮久	右同	北森貫之助
一	同	金田時治藤原直政	右同	谷川新次

【二二】 妙國寺に於ける切腹 (一)

妙國寺 抑も妙國寺は、堺に於ける日蓮宗の大寺にして、寺内境域殆んど四千坪、其の南面本堂前の大庭廣約八百坪、此れが二月二十三日土佐藩士二十名割腹くわつぷくの式場である。而して其の時刻は同日正午よりの開始と豫定せられてゐた。其の準備として、表門より入る北方面面には、菊御紋幕を張り、左右兩面東方には細川家九曜くわがう

紋幕と、西方には淺野家鷹羽違紋幕を打廻はし、而して南東西の三門は、堅く閉された。而して西方が上座となつてゐる。

切腹場の設備

切腹場は庭の中央稍北に構へ、四本竹を建て、上に葦簾を張り、下に荒蓆二枚を敷き、其上に新調の疊二枚を並べ、之を裏向に敷き、白木綿を覆ひ、猶ほ其上に赤毛氈を展べ、皆一人毎に全部取替ふることとなつてゐる。傍に白木三寶（實際は四寶）の上に、短刀を載せたるもの二十個を並べ、二十士の名札を付けてある。介錯人は、式の如く刀の下げ緒を纏となし、三尺後へ退き控へ居り、而して幕外には、二十挺の轎を据ゑ、死體は瓶に入れたるまゝ、一旦此の轎に載せ、墓所たる寶珠院に送り、墓所には大なる坑を二筋に掘り、玆にて死體を容れたる大瓶を埋め、切石をもて蓋となし、此の坑中に葬る用意をしてゐる。場内には東南の角に、土佐幕下と稱する小者が控へ、其數二十五人、背中に團子紋の服を着け、白襪淺黄半臂（はつび）を着け、總て式場に於ける一切の準備は出来てゐる。

式場につき一悶着

時刻は正午が豫定であり、佛國將校は、護衛兵二十人を伴ひ、已に堺に到着して

ゐた。然るに彼等は曰く、行刑の地は、佛人の殺害せられたる海濱の場所であらねばならぬ。それが約束であると。我は曰く、日本では武士は道路に於て切腹する例は無い。乃ち日本の舊例に仍りて、妙國寺に其の設備が整うてゐると。然も佛人は之を聽かない。此に於て佛人を妙國寺に誘ひ、休息せしめ、外交事務官五代才助は、馳せて大阪の佛艦を訪ひ、稍く其の諒解を得た。

開式

如上の経緯にて、空しく時間を費し、漸く午後四時をもて、其の式場を開くこととなつた。乃ち臨場檢視の日本重役並外國監視立會人は、皆床机に掛り、其他は起立の儘にて、銘々の任務に當つた。

切腹先登之吉箕浦猪之

切腹の先登第一は、六番隊長箕浦猪之吉だ。彼の家は代々儒者にして、藩主の師範であつた。祖先以來山崎闇齋の學統にして、然も淺見綱齋の統流を傳へ、年少にして藩主容堂に認められ、容堂の扈從たる七八年、祿秩を進め、馬廻格に列し、又た藩學致道館に教授たり。屢ば容堂の賜題にて詩を賦し、旨に叶ふ。其人學問才識あり、資性沈毅、識量明敏、文武兩道の士にして、決して匹夫の勇者では無

悠揚式場
に入る

かつた。然も當年二十五歳の青年である。

係りの役人は、聲高らかに六番隊長箕浦猪之吉出ませーと呼び上ぐれば、箕浦はおうと答へて立ち上り、書院の縁下より轎に乗りて、左右六人の武士に警護せられ、式場に入る。此處にて六人の警護は代りて、場内には又二人の武士左右より之を護り、いよ／＼割腹場に著いた。彼は總髪にて、束結びて後に垂れ、黒羅紗の陣羽織に、錦の小袴を著け、左手に徐却妖氛の詩を大書せる紙を結び付けたる指揮旗を携へ、英姿颯爽として、準備の毛氈の上に、泰然として坐し、先づ我國檢視其外臨場官に目禮を施し、指揮旗を坐側に突立て、白木の三寶を引寄せ、短刀右手に提げ、並びるる佛人を礎と睨み、徐ろに衣を開らき、短刀逆手に取る見えしが、忽ち左の脇腹に力を籠めて、深く突立て、三寸ばかり切り下げ、右手へきりりと引廻はし、又三寸ばかり切上げ、見事十文字形の切方をなしたが、腹部口を開き、迸る血潮は瀑布の如く、其時箕浦は隻手を腹中に押入れ、臍腑を掴み、方さに佛人に擲たんとするの容姿あるを見て、介錯人馬淵桃太郎は 急ぎ

見事なる
割腹

介錯

寄り、拔手も見せず斬附けたが、手元狂ひて、項の上部を斬りたるのみにて、淺手なれば、箕浦は靜かに靜かにと聲掛けた。馬淵は更らに氣を焦らち、再び斬るに、此度は項より氣管まで深く斬込み、首は「かつ」と音して前に垂れたが、猶ほ落ちず、鮮血淋漓として、満身朱に染つた。其時箕浦は忽ち大聲を發し、「まだ死なん、切るべし、切るべし」と叫んだ。斯くて馬淵は三回目に、漸く首を斬り落し、介錯人の任務を果たした。

【二二】 妙國寺に於ける切腹 (二)

次 西村左平

箕浦の死は悲惨中の悲惨であり、同時に豪快中の豪快であつた。次には八番隊長西村左平次だ。彼も亦た家格馬廻にして、性淳良、謹直にして勤勉。箕浦より一歳少く、二十四歳の青年であつた。彼の辭世の歌に、「風に散る露となる身はいとはねど、心にかゝる國の行末」と。而して其の割腹の前夜、鼾聲雷の如く快

從容割腹

眠したりと云へば、彼も亦た其の素養の尋常でなかつたことが判知る。彼は徐ろに座に就き、從容として落付き拂ひ、軍服の釦を一々順々に外づし、腹を開き、やがて短刀を執て微笑しつゝ、左脇に軽く突き立て、右の方へ切り廻す。刃少しく淺かつたから、再び刀を深く突き立て、ふりりと引き廻はし、既に半に及びし時、介錯人小坂乾、やや氣を急ぎけん、三尺の秋水閃めくと見れば、西村の首は、一間ばかり前に飛び墜ち、美事の介錯であつた。

池上彌三吉

次は六番隊小頭池上彌三吉にして、彼は瞬もせず、佛人を睨み付け、腹眞一字に搔切れば、介錯人北川禮平は、手元鮮かに一刀にて、其頭を打落した、享年三十八。第四番は八番隊小頭大石甚吉だ。彼は幹軀長大にして、威風凜凜。初め妙國寺書院の控室にて、傍人に語りて曰く、予は今日の切腹には、十字法を用ふべし。又た切腹して首を打たれたるとき、姿態崩れざる時は、魂魄ありと知る可しと。かくて彼は設けの席に著き、佛人を睨め付け、而して兩手及び腹部を摩撫する數次の後、短刀押取り式の如く、左の脇に右手をもて突き立て、左手にて刀

大石甚吉
十字割腹

の柄を押して之を切り下げ、再び刃を轉じ、左手を添へてきりきりと引廻し、右脇に於て又刀の棟に左手を加へて切り上げたるに、毫も滯なく、實に目覺しき十字の割腹であつた。而して短刀をば、坐右に措き、兩手を前に突き介錯頼むと呼ばはつた。

最も目覺
しき刀

介錯人落合源六、大刀振りかざし、エイと聲掛け、斬り付けたが、手淺くして骨に達せず、再び切るに猶淺く、再三再四之を斬るに未だ首を落す能はず、遂に七太刀にて打果した。大石當年三十八歳。十一士中、割腹の式に依り、目覺ましき刀を用ひたるは此の人であつた。而して屍體崩れず、其の豫言の通りであつた。以上四人は、兩隊長、兩小頭何れも圍を引くまでもなく、當初から責任者として、自から一死を分としたるもの。而して自餘兵士の十六名も亦た立派なる覺悟ある人々であつた。

第五番以
下何れも
立派

乃ち第五番は杉本廣五郎三十四歳、介錯池七助。第六番は勝賀瀬三六廿八歳、介錯吉村材吉。第七番は山本哲助廿八歳、介錯森常馬。第八番は森本茂吉卅九歳、

介錯野口喜久馬。第九番は北代健助卅六歳、介錯武市助吾。第十番は稻田貫之丞、介錯江原源之助等、何れも潔ぎよく其死を遂げた。此れより第十一番兵士柳瀬常七の切腹は、實に凄慘を極めた。柳瀬は先づ式場に著き、設けの席に坐し、礮と兩眼を見張り、佛人を睨みつけ、先づ短刀を右手逆まに握り、左腹に突立て、右に切り廻し、再び又刃を左に取り、左へ引廻せば、潑と迸ばしる血潮と與に、臍腑だらりと溢れ出でた。其狀到底目も當てられぬ凄さであつた。介錯人近藤茂之助一刀に首を斬り落した。

立會佛人
立去る

斯くて第十二番に兵士橋詰愛平の順番となり、橋詰は式場に著き、短刀を執り身構へて介錯人山田安之助、一刀を掲げ、今一振と背後に立つた。時に暮色蒼然正面の席にある佛國使臣等、左右と或は耳語し、或は席を立つて何等か語り合ふ態たらくであつたが、やがて蒼皇として逃ぐるが如く、式場を立ち去つた。是れ果して何事を意味する。

【二三】 殘餘九士切腹中止

佛使中止
申出

何故に監視の佛人等は、式場を出で去りたる乎。立會の外國事務局判事五代才助は、その後を追掛くれば、佛人は曰く、斯る壯士を無慘に殺さんは、心外である。死者は致し方なし、殘る者には、無事である様取り計らはれたしと。言葉もそこそこ退場した。五代は其旨を臨場日本首席宇和島少將代理と、土佐重役深尾鼎に告げた。深尾は曰く、今更ら殘者を助くるも、彼等の本意にあらじ、二十人は一體である。且つ死者の家族に取りては、必らずや遺憾の情を免れざる可し。寧ろ此際既定の如く執行するに若かずと。五代は曰く、是等有爲の壯士は殘して國家の御用に立つ可きもの。死者の遺族の如きは、慰諭の手段ある可しと。深尾曰く、萬一本艦に於て異議あり、再び刑の執行を促すが如きあらば、國家の體面を如何と。五代曰く、外國の使臣は、全權であるから、さる心配は斷じてなしと。斯くて一同安心し、其後の所置に取り掛つた。

橋詰控所に還る

扱も橋詰愛平は、式場の光景には眼をも觸れず、從容襟を披らき、短刀を突き立てんとする刹那、二三の役人飛びかゝりて之を押留めたが、橋詰は容易に肯んぜず、漸く其の理由を説明せられ、客殿控席に還つた。残りの八士は、何れも最後の呼出を待つところに、橋詰が警護の武士に擁せられ、悄然として還り來りたれば、彼等一同は之を見て、且つ驚き、且つ怪しみ、然も式場に著坐し、其の衣服の裾に血の染みたるを見て、扱ては腹切り損じて生命惜しくなり立ち還つたのであらう、さりとは土佐人の不面目、大恥辱であると罵りたれば、辛うじて其の所由を釋明した。

中止説明

仍ほ彼等は小南大監察の許に赴き、既に朝命をもて割腹を命ぜられたるに、何故に御差止めあるやと、質問すれば、小南は先刻橋詰愛平、將さに切腹せんとするとき、佛人俄かに手を振りて、其儘立去れり。是れ必ず故あらん。今ま檢視の佛人一人も居合はさねば、割腹の儀は姑らく中止せよ。只今薩、長、土、因、備、肥、藝七藩家老中、其の理由を詰問す可く、佛船に立越したれば、元の席にて待

佛使正式中止請求書提出

つ可しとのことにて、彼等は肥後、安藝兩藩より鄭重の夜食を備めたるに拘らず、箸をも著けず、終夜を待ち明かした。

扱も當日佛國全權代理として臨場したるデュブレ艦長デュブチット・トゥアル (Dupetit Thouars) は其の夜大阪に碇泊する佛國軍艦ウエヌス號に到り、全權レオン・ロツシユより、早速左の公文書を提出した。

此程堺表に於て、佛人を殺害せしに付、死刑に處せらるべき土佐二十人之内(原註、此内三人の首長を籠る) 拾壹人めに到り、暫く見合せられん事を、日本在住佛國全權ミニストルより、宇和島少將閣下に願ふ。

日本在住佛國全權ミニストル・レオン・ロツシユ

於ニウエヌス船中

千八百六十八年三月十六日(慶應四年二月廿三日)

原註に三人とあるは、固より二人の誤りである。

伊達復書

此に於て翌廿四日、宇和島少將即ち伊達宗城は、左の通り復書した。

二三 殘餘九士切腹中止

九三

昨夜被_レ差立_二候貴翰致_二拜見_一候。然ば昨日堺表において、佛國人を殺害せしに付、死刑に處すべき土藩人二十人之内、十一人處_二死刑_一候處、殘る九人は見合吳候様被_レ願候に付、得_二其意_一候。右に付朝廷へ言上致置候。堺出張役人へも、右同様申渡候。以上

外國事務總督

宇和島少將

佛國公使

モンシユア・レヲン・ロツシユ閣下

此の如く悲壯、痛烈なる土佐人士の割腹は、遂ひに佛人をして兜を脱いで、其の刑の執行中止を請はしむるに至つたのだ。

【二四】 中止後の始末

小松帶刀報告

扱も堺妙國寺に於ける殘餘九士割腹中止の一件に就ては、在大阪の小松帶刀は、左の如く在京の同僚に報告した。

堺之義、追々申上候通にて、及_二發砲_一候人數二十人、昨日割腹之御運に相成候半として、佛公使より申出候趣有_レ之、趣意は別紙を以申上候。差向き之儀久世公(東久世)宇和島公(伊達)にて御裁決、御答相成申候。一人にても助命之事にて、無_二此上_一仕合、御同慶奉_レ存候。山階宮、伊豫守(伊達)様御同伴、今日佛之軍艦へ御出相成申候。細事可_二申上_一候得共、過刻後藤氏(象二郎)出立上京相成候に付、同人委細心得相成候趣に付、筆略仕候。佛より昨日差出候書翰は、後藤氏持參故、別段不_二差上_一候。此旨要詞迄如_レ此御坐候。以上。

二月廿四日二字(時)

小松帶刀

木戸準一郎様

廣澤兵助様

二四 中止後の始末

大久保一藏様

東久世等の報告

此の如く小松は経過の案内良好であつたことを報告した。而して東久世通禧、伊達宗城は、又た左の如く三條實美に報告した。

一 山階宮今廿四日、於三堺表佛軍艦へ御乗込御挨拶、明二十五日、於三神戸一英之甲鐵艦へ御出、御挨拶之事。

一 土州刑人之儀、九人丈命乞之儀、佛之見證人より申立候。右は朝廷之權威を見る爲、始めは強く申立、始めて威權の行はるゝを見て、又自國の仁恕を示すならん。何にしても、九人之命を助け得て、御同慶之儀に御座候。委細象二郎より可奉申上候。勿々大亂臺、海怒是祈。

二月廿四日第七字(時)

聊か佛人買被り

此れは佛人の意衷を揣摩しての見であるか、新政府の實力如何を試験す可く過酷の申立をしたと云ふことは、或は當れるかも知れないが、仁恕を示す爲めに、殘餘九人の生命乞をしたことは、或は聊か買被りかも知れない。佛人は其の餘り

に悲壯、痛烈、目も當てられぬ光景に勝へかねて、此に出でたものとするのが、正しき觀察かも知れない。

佛使提出書

尙ほ佛國公使は、左の一書を提出した。

戊辰二月廿四日

譯文

於三大阪港ウエヌス船中一

千八百六十八年三月十七日(二月廿四日)

御門陛下に呈す。

陛下並貴政府高位之諸有司等、此程堺表に於て、土佐之人佛國海軍之者へ對し、極めて兇暴之所業に及びしとの報を聞き、深く憂戚せられし趣を以て、佛國帝に代り、余申置たる償之個條を、急速其通り處置ありしは、偏に貴國政府外國人及び國民に對せられ、公平、友睦、且果斷あるの趣意を示めざる、確證なり。右様之證を示めされし上は、余においても、余が淑徳なる皇帝之厚意を表し、

死刑に處せらるゝもの、内、拾壹人既に其刑に處せられ、其餘九人之ものは、今當港にある余が國海軍之指揮官等之求請によりて差留めし趣、余も不取敢是を聞届けたれば、右九人之人者、助命之義を許容し給はんことを、爰に願ふなり。

陛下には愛民之心情深きを以て、必ず此事を許容し給はんこと、更に疑を容れざる處なり。左するときは、此事をして全日本國へ遍く知らしむることに至るべき哉。是迄外國人を以て仇讐の如く思ひし人々等も、向來右等之誤惑なき様盡く心意を氷解せしむること出來すべき哉。外國人には唯其兄弟たらんを欲するのみなり。謹言。

日本在留佛國全權ミニストル

レオン・ロセス

九士特赦

此の如く佛國公使より、公文を以て、九人の生命乞を申出でたるに就ては、固より異議の出で來る可き筈もなく、此の如くして殘餘の九士は、何れも細川、淺野兩藩へ引渡し、やがて二月廿九日を以て特赦に決し、其旨佛國公使に通知し、翌三十日土佐藩へ下渡し、流罪申し附く可しと達した。

【二五】 神戸事件と瀧善三郎

神戸事件の落著

堺事件は、十一士の割腹にて、其の局を了した。而してその以前に出で來りたる神戸事件も（參照六七册六三―七一及び、八三、八四）亦た瀧善三郎の割腹によりて、其局を了した。今ま此の機會に於て、少しく瀧善三郎に就て記するであらう。

瀧日置に代る

元來當初は當時の隊長、備前藩家老日置帶刀が、割腹す可きであつたが、瀧善三郎が之に代はることとなつたのだ。當時岩倉具視が、岡山藩主池田茂政に與へたる書中に曰く、

岩倉池田宛狀

此度神戸の一條に付ては、嗚々其藩一統、苦心の程察申候。然る處於朝廷も、御同様の事に候。就而は彼是三日も御評議に相成、遂に徹夜に及候得共、兎角

不_レ決、最早此上は、主上御_ご叡_{えい}斷_{だん}之外無_レ之と存、即相伺候處、實に其邊被_レ爲_レ惱_{なご}二_ご叡_{えい}慮_{りょ}候義に御座候。就_{ついで}而は彼是事情言上も仕候上、如_レ此御_ご叡_{えい}斷_{だん}御沙汰に相成申候義に有_レ之、實に如_レ此立至り候も、全く先帝攘夷の叡慮、茂政に於ても、深く遵奉_{じゆんほう}し居申候に付、其旨士民迄も徹底_{てつてい}し、彼を悪居申處より、此度の一舉にも立至り候義と、深く御酌取被_レ遊、御感心の御事に有_レ之候。

乍_レ併形勢一變致居申義は、素_{もと}より承知の事に候得ども、往古は三韓あるを知て、萬國あるを不_レ知。然るに當今萬國並立候上は、同じく日下の民に有_レ之候間、彼の四方の國を以て、我が九州、四國_{なご}杯の如く見申場合に候間、猶又其邊深酌_{くみごり}取、國論一變可_レ致、扱_{あつか}此度當人の義、彼の爲に死_しると思候ては、如何にも殘念に被_レ思候得共、實に皇國更始御一新の折柄、右之次第にては、如何様の大害を可_{かもすべき}醸_{はかり}も難_{はかり}計候に付、無_{よんごころなく}據_よ公法を以て、御處置被_レ仰候間、何卒天朝の爲、皇國の爲、次は備前一國、日置一家の爲、右四ヶ條の御爲筋と存じ、死を甘_{あま}じ度云々。(神戸事變と瀧善三郎)

國家の爲
に一死を
依頼

如何にも情理兼ね至りたる文句にて、此の文意は同時に、堺事件に於ける土佐の二十士にも適用す可きものだと思はるゝ。

瀧届出

新政府は、備前藩家老日置帶刀に對し、發砲號令者を申出よと達したるに就き、相談の結果、瀧善三郎を指定して届出をなし、その結果として彼が割腹することとなつたのだ。彼は三十二年、備前國老日置帶刀家來馬廻_{うままはり}にして、伊達宗城御手許_{もこ}日記には、「正月十一日神戸にて佛人を槍にて刺候處、逃去_{にげま}候故、銃隊へ申付、濱邊に居候異人爲_{うた}打_せ候由、元來物頭_{ものがしら}には無_レ之、有志の者故、新に百石遣候趣なり」とある。

瀧の助命
運動無効

惟_{おも}ふに身代割腹_{くわつぷく}に酬_{むか}ふ可く、新知百石を與へたものであらう。二月七日五代才助寺島陶藏等は、英國公使パークスに面會して、同人の助命運動をせんとしたが、面會を得ず、館員ラウダーに面會して交渉_{かうせう}した。伊藤俊介も亦たそれぞれ心配した。されど遂ひに其の目的を達成せられなかつた。而して期日は二月九日、場所は兵庫仲町永福寺と定つた。

この日瀧善三郎は、死を目前にひかへた人とも見え、平日と何の異るところなかつた。導かれて、奥座敷へ食事が運ばれ、食事は平常通り、酒は一滴も飲まなかつた。酒力を假りて、元氣をつけたとありては、最後の恥辱と考へたからだ。而して從容として謠曲の俊寛の「飲むからに」の一節を、節調も正しく、音吐朗々と謠つた。斯くて彼は割腹の式場に就くや、「去月十一日神戸通行の節、異國人より無法の所業に及ばれ、據るなく兵刃を加へ、その擧に乗じ、發砲號令致したる者は、拙者に相違之れなく、然る處今般復古御一新の折柄、宇内の公法を以て、御處置遊ばされ、割腹仰付けられたるにより、割腹仕る間、篤と御檢證下されたし」と慥なる聲にて、謝罪の辭を陳べた。

聽て笹岡八助が、白木三實に卷脇指をのせ、恭しく本人の前に置くと、彼は坐を正して兩肌をぬぎ、脇差をとつておし戴くや、宮崎慎之助は、蹶起拔刀、介錯の座を正す。瀧は自若として腹を撫し、左脇腹に突立て、右脇腹までひき、手もと確かに切留め、頸を差伸ると見る間に、秋水一閃、首はどたりと前に落ちた。

第五章 對外關係の一大轉換

【二六】 時局推移の犠牲者

時勢の變化は、大なる犠牲者を出だした。日本國民は、世界古今の凡有る國民に比して、最も寛裕の國民である。所謂排外精神が皆無と云ふ能はずんば、最も稀薄なる國民である。而して寧ろ外來の思想も、文物も、生活情態も、將た外來人物をも、之を驩迎し、之を招徠し、之を包容するに尤も熱心なる、時としては餘りに熱心に過ぎる程の國民である。それは我が肇國以來の國史の證明する所である。

然るに嘉永、安政以來、攘夷の思想が、全國に漲るに到つたのは、何故である乎。此れは全部とは云はぬが、半ば以上、外人が自から要めたものと云ふが、穩當の見解であらう。何故に自から要めたかと云へば、彼等は自から優越的態度を以て、

日本國民
の包容力

攘夷思想
は外人の
招きたる
もの

尊大的態度を以て、我に臨みたるが爲めである。彼等が多年印度に臨み、南洋諸邦に臨み、將た支那に臨みたる態度、其儘を以て、我に臨みたるからだ。

日本國民の疑心暗鬼

所謂る黒船の來航は、我に取りては、第一我國の獨立國たる體面を損傷し、第二我國の獨立國たる位置を危殆ならしめ、第三我國體の尊嚴を冒瀆し、第四我國の膏血を絞り取り、第五我國の人情、風俗を壊破、攪亂するものと認めしむるに到つた。此れは固より二百餘年鎖國の常習の爲めに、我が國民に疑心暗鬼を生ぜしむるに到りたることをも、其の理由の幾分として、説明することが出来るが、然も其の大半、寧ろ過大半は、外人が自から斯く我が國民をして、暗鬼を生ぜしむるに到りたるものがある。嘉永、安政の當初に於ては、開國論の大先達と云はるる横井小楠さへも、「紛々擾々海是何虜。斯虜不憚盟不_レ生」と詠じたる程であつたから、其の如何なる雰圍氣が、彼理來航の時節、日本全國を掩うたかゞ判知る。

攘夷論の鼓吹

此れと同時に、徳川氏末期、寧ろ最末期に於ては、攘夷論は、倒幕論の身代りとなり、倒幕論の先棒となり、倒幕論の方便となり、殆んど極端まで、それが鼓吹せられた。而して未だ必らずしも其爲めのみとは云はぬが、其爲めに幕府が瓦解に到つたことも、亦た看過し難き一事だ。而して攘夷論を以て幕府を倒し、取りて之に代りたる新政府の人士が、又たしも攘夷論の爲めに、一再ならず其手を燻くに到りたるは、餘儀なき因果律として、彼等も之を甘受せねばならぬが、然も國家に取りては、少からざる當惑であつたことは、固より今更ら云ふ迄もあるまい。

外人優越感の結果

正月三日、鳥羽、伏見の役より、纔に一週間を過ぎたる正月十日に、日置帶刀の兵士と神戸港に於ける外人の衝突があり、此れが爲めに、新政府の滿廷の人心を以て、洶々たらしめ、更らに官軍が漸く江戸に向つて京都を發すると殆んど同時に、二月十五日堺事件あり、此の事件たるや、神戸事件に一層の輪を掛け、頗る重大の影響を來たさんとし、新政府の諸要人をして、手を措くに所無からしめんとした。是等は今日に於て平靜に考察すれば、何れも双方の誤解に出で、然も其

外人殊更
難題持込

の誤解の原因は、かねて外人が優越意識をもて我に臨み、我も亦た彼等が優越意識をもて、我に臨むものと事前から假定し、その爲めに双方思ひ掛なき始末に立ち到りたる場合が多かつた。然も當時に於ては、外人等は、嚴刑酷罰もて日本人から攘夷思想を根治し去らんと欲し、その爲めに必要の程度、正當の程度以上に、種々の難題を持ち込み、我も亦た内外多事に際して、只管ら大局の上から、背に腹は代へられぬものとして、彼の注文に詭隨し曲從したる事情も少くなかつたのだ。然も要するに是れは時局推移に於ける、暫生的現象にして、之を以て我が國民性の如何を、速了早斷す可きものではない。

【二七】 攘夷看板の塗變

新政府の
苦境

新政府は苦境に立つた。諸外國公使等は、新政府の基礎未だ鞏固ならざるを見て、之を奇貨として、動もすれば不當と云はずんば、過當の要求を持ち出さんとし、

國民は豫ねての約束である尊皇攘夷が、尊皇の一事は申分なしとしても、攘夷に至りては、其の態度が甚だ不鮮明なるのみならず。往々裏切られんとするを見て、疑惑ばかりでなく、却て反抗の氣分を醸生せんとするあり。その中間に挟まりたる新政府は、一方に向つては、新政府は開國和親の主義を把探す可しと云ひ、他方に向つては、攘夷の國是も、時局一變と與に、開國和親の已む可からざるを云ひ、只管ら双方に向つて、辯解やら、釋明やら申譯やら、是れ日も足らざる情態であつた。

新政府を
認めさせる
一法

鳥羽、伏見の役までは、佛國公使は専ら幕府側の味方となり、英國公使は、専ら薩長諸藩の同情者であつたが、東軍利あらず、徳川慶喜が、大阪城を立ち退き、新政府が儼然として京都に出現し、之を外國公使等に宣示するや、彼等は先づ局外中立の態度を取り、之を中外に通告した。此れは新政府に取りては、少からざる痛手であつた。彼等は飽迄新政府を、正統なる日本政府として認識せしめ、而して東軍側を叛軍として、之を取扱はしめんとしたが、外國公使等は、容易に其

の註文には應じなかつた。されど新政府に於ては、何は兎もあれ、速かに各國公使等を京都に入朝せしめ、主上への謁見をも濟ませ、彼等をして真正なる日本政權は、此處に存在することを、實物教育にて知悉せしめ、且つは全國に向つても、新政府の威信を昭かにせんと欲し、それを先決問題とした。

泣顔に蜂

然るに親の心子知らずで、折角其事を企て、漸く之を實行せんとする矢先きに、正月十一日には、神戸に於て備前藩老日置帶刀の隊士と、外人との衝突事件が發生し、それが漸く其局を結ぶ―二月九日―や否や、二月十五日には、堺に於ける土佐兵士の佛人砲撃事件あり、新政府に取りては、宛も泣顔に蜂と云ふ情態にて、其の困難や、苦心は―假令それが新政府の自業自得にもせよ―同情に餘りあるものがあつた。

看板塗潰しの難

然も如何なる難題が發生するにせよ、新政府としての方針は、開國和親の他に、其道は無かつた。攘夷の看板は、餘りに巨大に、餘りに鮮明に描き出され、今更ら之を塗り潰すには、頗る骨が折れたるに拘らず、新政府では一生懸命に、それ

を企てた。乃ち其爲めに、種々の文書が出で來つた。先づ第一に氣を付く可きは、正月十五日付の布告書である。

攘夷取消布令

外國之儀は、先帝多年之宸憂に被_レ爲_レ在候處、幕府從來之失錯に依り、因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不_レ被_レ爲_レ得_レ己、此度朝議之上、斷然和親條約、被_レ爲_レ取結一候。就ては上下一致、疑惑を不_レ生、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光耀せしめ、祖宗、先帝之神靈に對答可_レ被_レ遊叡慮に候間、天下列藩士民に至る迄、此旨を奉戴し心力を盡し、勉勵可_レ有_レ之候事。

但是迄於幕府取結候條約之中、弊害有_レ之候件々、利害得失公議之上、御改革可_レ被_レ爲_レ在候。猶外國交際之儀は、宇内之公法を以、取扱可_レ有_レ之候間、此段相心得可_レ申事。

取消無雜作

此れは確かに新政府が、從來唱へ來りたる尊皇攘夷の、その攘夷の二字を取消したる第一の文書だ。彼等は別段其の理由を明示せず、詳宣せず、只だ「大勢誠に不_レ被_レ爲_レ得_レ己」の一句にて、平氣で之を取消し去つた。當初から無關心の者は

兎も角も、一般攘夷宗の門徒に取りては、其の取消方の餘りに雜作もなく、手輕さに、恐らくは一驚を喫したであらう。

【二八】 六大藩主の開國和親に關する建白 (一)

大久保の努力

新政府には人材濟々。殆んど當時幕府側を除きたる、日本上下の人材を網羅したと云ふも不可なき程だ。然も其の樞軸として新政を双肩に擔ふたるは、岩倉具視と、大久保一藏とを推さねばならぬ。特に大久保は當初よりして對外關係に就き、深厚なる注意を拂ひ、開國和親の國是を中外に徹底せしむ可く、多大の功夫と、工作とに努力した。彼はそれには先づ各國公使をして參内謁見せしむるを以て、第一著の急務とし、之を三條、岩倉等に説き、更らに長藩、越前、土佐等の諸士に諮り、遂ひに之を薩、長、土、越、藝、肥諸藩主の名によりて建白せんことを決した。

大久保の建白勸説

大久保利通日記に曰く、

四日 (慶應四年二月) 一 今日越公より列侯御連名建白之一條を以云々承知。

一 五日今朝海江田彦之丞、え差越云々示談。……今夜海江田、岸良、木藤入來、草稿成る。

一 六日出殿、草稿入御覽 (島津忠義に一見せしめたのだ)。

今夜海江田彦士入來、外國え布告之草稿持參。

建白書起草者

此によりて見れば、二月七日を以て、松平春嶽、山内容堂、毛利廣封 (元徳)、島津忠義、淺野茂勳 (長勳)、細川護久等の名をもて提出したる建白の、如何にして出で來りたるかが判知る。乃ち大久保は海江田彦之丞、岸良兼養等をして、建白の文案を起草せしめ、併せて海江田をして、各國公使に通知する文案をも起草せしめ、一切の筋書が出來上りたる後、之を舞臺に演出したる次第が判知る。而して其の建白書は、實に左の通りだ。

建白書本文

臣等謹而按するに、古之能く天下の大事を定め候者は、必先づ天下の大勢を觀

て、緩急機に従ひ、處置宜を得候。故に唯功德の一時に光被するのみならず、萬國不拔の業、是に於て相立候。今や皇上始て大統を繼がせ給ひ、御政權復一に歸し、凡百の宿弊も更始一新し、天下萬姓目を拭ひ、治を望むの秋なり。以上は現時の大勢を云ふ。

對外交際の急務

即在朝の百官、自ら奮發し、内は皇上の御徳化を輔け奉り、外は皇威を萬國に張り、臣子之分を盡さん事を欲す。就中今日の急務は、皇國と外國との交際を講明せずして不協儀に奉存候。近頃朝廷始て外國事務の官職を設けられ、其人を御撰擧遊され、専ら御力を盡され候は、天下の人をして、方向する處を知らしめ給はんとの御趣意にて、皇威を萬國に赫耀せしめ候は、此時に可有之と、不堪感銘奉存候。

これは當今の急務は、對外交際にあるを云ふ。漸次に本題に入り來る。宛も笥皮を剥ぐが如し。

支那の前例

乍併古語にも、人心不同は面の如しと申候て、在上在下の人、未だ各々區々の議を執て、疑惑なき事能はず。又或は漢土人の如く、自ら尊大にして、外國人を禽獸の如く蔑視、終には彼に打負、却て驅使せられ候様に成行き候覆轍を踐むに至るべき歟と、甚憂慮仕候。

支那の例を援き來る。

依而熟考仕候處、今日之先務は、上下協同一和して、宇内之形勢を辨じ、皇國一大革して、開業すべき所以、方向確定すべき儀第一と奉存候。

彌よ其の眞面目を發揮し來る。

是迄皇國は一方に孤立し、世界の事情に不達、只偷安を以て志とし、在再衰微を致し、彼が爲に制せらるべき次第に立至候と、各國に航行、衆善を包取、氣運日々に開け、政治、文明、兵食充備し、天下に縱横致し候と比較いたし候得ば、盛衰之原由も、判然相分り可申哉に奉存候。

此れは鎖國孤立と、開國進取とを兩々相對して、比較論究す。建白の本旨、全く此處に存す。

開鎖の損益

【二九】 六大藩主の開國和親に關する建白 (二)

六大藩主の建白は以下につゞく。

無法排外
非ず

元來膺ようちよう懲ちやうの重典も無くして不叶儀には候得共、控御こうぎよ之術、其方を得候へば、遠人も懐なづき服し候道理にて、尤無罪之人を膺懲致し候譯には無レ之候。

此れは無闇むいんに外人なるが故に、排斥はいせきす可きものにあらざるを云ふ。

外人綏服
前例

中古朝廷にも玄蕃げんぱの官を置せたまひ、鴻臚館こうりくわんを建させられ、遠人を御綏服被レ成候事も、相見え居、其後天正、慶長の間には、蠻夷ばんいども屢西國に渡來、交易致し候。

此れは従前からの事實を、歴舉したるもの。

若し其來港不レ致節は、大將軍より書簡を以て促うながされ、猶も遲緩ちくわんに及候時には、此方より大軍を發し、攻撃に可レ及なぞと申遣し候儀も有レ之候處。

此れは進一層法だ。斯く迄我等の先人は、外國交易に熱心であつた事實を云ふ。

鎖國の由

嶋原の一亂以來、始て幕府より鎖國さこくの令有レ之候。

鎖國令の由來。

乍レ併漢土、和蘭に於ては、猶交易差許候得ば、一切に外國人は攘はらひ斥しりぞけ候と申譯には、更に無レ之處。

鎖國令施行中にても、未だ全く攘夷と云ふ事では無かつた。

近年攘夷之論盛に相起り、諸侯之内、偶攘斥じやうせき致し候も有レ之候へ共、素もとより一藩の力を以て不レ可レ爲は論するに足らず。

此れは馬關攘夷杯の實例を云ふ。

幕府の術

且先年幕府より十年を期して、成功を奏し可レ申杯と申上候は、陽に其名を假り、陰に其私を行ひ候詐術さじゆつにて、先帝日夜御苦慮被レ爲レ遊候御儀とは、同年之論には無レ之と奉レ存候。

幕府の年限付攘夷などは、全く聖明を欺罔きまうし奉る術策であつた。

諸國の要

然れば今日皇國之衰運を挽回ばんくわいし、皇威を海外かうがいに耀かざし候儀、萬萬一刀兩斷之朝

裁を以て、井蛙管見之僻論を去り、先づ在廷樞要之御方々より、御豁眼に被_レ爲_レ成、上下同心して、交際之道無_二二念_一開せられ、彼が長を取り、我が短を補ひ、萬世之大基礎相据られ候様、奉_二専_一禱_一候。

一篇の大眼目、大主旨は、此の一節に存す。此に到りて、開國和親に止らず、開國進取の皇謨を展成することとなる譯だ。

參朝下命の要

仰願くは皇上之御英斷、能く天下之大勢を御觀察被_レ爲_レ遊、是迄犬羊戎狄と相唱候愚論を去り、漢土と齊しく視させられ候朝典を一定せられ、萬國普通之公法を以て、參朝をも被_レ命候様、御賛成被_レ爲_レ在、其旨海内へ布告して、永く億兆之人民をして、方向を知らしめたまひ度儀と、偏に奉_二懇願_一候。誠恐誠惶、頓首頓首。

二月七日

越前宰相

土佐前少將

長門少將

薩摩少將

安藝新少將

細川 右京大夫

要するに全篇の目的は、「萬國普通之公法を以て、參朝をも被_レ命候様」との一句である。百言千語只だ日本の國是を開國進取とし、先づ須らく外國使臣をして、參朝謁見せしむ可しと云ふに外ならない。

大久保の識度

此れは固より岩倉、大久保等の意見であつたが、故らに之を六大藩主若しくは藩主の代表者の名を籍りて、建白せしめたるは、之を以て平穩に朝議を取り纏めんとする方便に外ならないのだ。而して此に就て大久保其人が、如何に樂屋裏に於て周旋奔走したるか、前記の通り(參照二八)であるが、彼が兵馬倥傯の際に於て、最も對外干係に氣を付け、外人をして、幕府に與せしめ皇政復興の障礙を發生せしめざる可く、周到なる注意を拂うたるは、彼が單に手腕、力量の人であるのみならず、經世の識度ある政治家であることを、證明して餘りあるものと云はねば

ならぬ。

【三〇】 各國公使謁見に關する東久世の書簡

外使參内の議決す

二月七日六大藩主の建白(參照二八、二九)は、豫(あらか)じめ出來上りたる筋書通り、朝議も此の建白を理由として、外國公使參内の議を決し、二月十三日には、外國事務掛東久世通禧は、書を三條、岩倉の兩人に寄せ、各國公使入朝の期日を定めんことを請うた。

東久世書簡本文

昨十二日各國公使著阪、中寺町へ居住仕候。佛國公使白山(モンブラン)説諭にて、格別六ヶ敷も不_レ申候。猶明日諸侯重臣立合談判可_レ仕候。其都合は自_レ跡可_レ申上_一候。先佛國一件は、御安心可_レ被_レ下候。

此の佛國一件とあるは堺事件ではない。堺事件は二月十五日の事にして、未然の事だ。此れは當時佛國が幕府に加擔し、動もすれば新政府に苦情を持ち込むに就

いてのことだ。

參内日時指定の要

一 交際之儀、新政府に於て、他意無_レ之顯證、公使上京拜謁之儀、自_レ彼申出候ては、甚不都合故、明日於_レ政府決定之旨可_レ申出_一存候。就ては親征御下阪、二十二日御發途之旨敬承候得共、自然御延引之節は、公使共横濱發船差急候。間、世話敷可_レ申立_一、甚政府之體裁を失候儀に可_レ立到_一と懸念仕候間、二十日頃迄之内に、公使上京被_レ仰出_一、於_レ條城(二條城)拜謁被_レ仰附_一候儀に御決定相願度、左様相運候得者、懇親無_レ此上_一、皇國之大幸不_レ過_レ之候。

公使共から催促せられて、而して後御謁見となつては、不體裁故、此方より豫(あらか)じめ謁見の日を指定して、公使共に先知したしとのこと。而して船便の都合にて、横濱歸航を急ぎつゝあるから、二十日頃迄に、彼等を上京せしめよとのこと。

儀禮の事

一 儀式は、天子椅子成共、何様にても著座之前へ、各國公使出頭立禮、天子座を立て、懇親之一語を發す。傳宣の命を傳ふ。公使起座。

夫迄にて宜_一旨に候。

此れは謁見の儀禮に付てのこと。

饗應萬端は、旅館にて有司取計候。條城(二條城)の儀式は、右丈の事故、左様御承知にて、御周旋被下度候。

此れだけのこと。

謁見仰付
京都たる
の要

浪華表は、場所も十分に無之、天子下阪して逢候様に、全國人思取候ては、氣向にも相拘不穩、萬國に對し、尊を失するに相當り、旁上京御指免に無之ては不_二相濟_一儀に存候。宇和島(伊達宗城)より、春嶽、容堂へも右周旋致候様に申達候間、御兩卿之處にて宜相願存候。

主上が御下阪の上各國公使へ謁見仰せ付けらるゝが如きあらば、内外に對して、皇國の尊嚴を冒瀆するの虞あれば、是非とも謁見は京都にてとの意味。

一、右上京拜謁相濟候へば、直様横濱へ出帆爲_レ致、浪華御下著之比は、西洋人少く相成、至極都合宜存候。皇國の幸ならんを欲せば、是非右に御周旋、御決定被下度候。早々以上。

二月十三日十二字(時)發

外國事務 通 禧

三條 亞相公

岩倉 金吾公

閣 下

備前一件、詔書末文之處、少々相改達置候間、更に申上候事。

備前一件
詔書

備前一件とは、同藩家老日置帶刀の兵士が、神戸に於て、外人と衝突の一件の善後策だ。右は二月九日、責任者として、日置帶刀の馬廻士瀧善三郎の、神戸永福寺に於ける割腹にて、一切を了した。詔書は宇和島少將(伊達宗城)の名を以て、佛、英、伊、亞、孛、蘭の六ヶ國公使へ送つたのだ。序でながら、その文書を此處に附記し置く。

以_二手紙_一致_二啓上_一候。然ば今般備前家來無_レ故外國公使等並其人民を襲ひ候段、於_二朝廷_一新政之_レ砌、旁不行届之義、拙者より御詔可_二申入_一、且此以後双方より

三〇 各國公使謁見に關する東久世の書簡

信義を守、相交候に於ては、右等妄動之所爲無^レ之様、列藩へ急度申渡置候に付、以來此等之事、總て朝廷にて受合可^レ申、此度之義、如^レ別番一日置帶刀謹慎申付、瀧善三郎割腹申付候段、各國公使へ可^レ申入^レ旨、蒙^レ勅令^レ候。以上。

二月九日

宇和島少將

六ヶ國公使

姓名閣下

但各通

此れが東久世の所謂る備前一件詔書の全文だ。

上記の如く、東久世よりも、朝廷へ各國公使京都に於て參内拜謁仰せ付けらる可き旨を請要し、催促し來たから、朝廷でも彌よ其の實行に取り掛つた。

【三一】 參内謁見に關し彼我代表者の會見

各國使への告知

西本願寺の應接

外國事務設置告知

一方に於ては六大藩主の建白によりて、朝議は各國公使を參内謁見せしむ可く評定し、他方には其旨を各國公使にそれぞれ告知することとなつた。乃ち二月十四日、午半時(午後一時)より、申(午後四時)の刻まで、大阪西本願寺に於て、醍醐大納言(忠順)、東久世前少將(通禮)、宇和島少將(伊達宗城)は、各國公使と、左の如く應接問答した。而して此の坐席には、外國事務掛及び諸藩家老等も列坐した。

一 東久世公發話 我日本政體復古、帝自ら政權を握り、外國の交際も一切朝廷にて曳請、裁判可^レ致旨意は、過日兵庫に於て、布告せし如く、相違ある事なし。此節外國事務局を建立し、交易通商一切の諸事件、悉く外國事務官の裁決にあるを以て、今日改めて、朝廷守護の列藩と共に、各國公使に會同し、此盟約を定む。自後普く日本人民と、外國人民との交際厚く、誠實を盡し、互に疑惑なきを以て、主意となさん。故に大小の事件、外國に關係するの務は、外國事務局の專任なるを以て、我等に就て、帝に建言するを要せよ。

以上は東久世前少將が、新政府を代表して、其の對外方針を宣明したるもの。

外使新政
府承認

各國公使曰、先般兵庫にて布告ありし、其證明白にして、今日改めて列藩會議、帝普く政令を下し、兩國の人民の爲め、廣く信睦を求め、互に誠實を旨となすは、我各國に於ても、兼々渴望せし處にして、感悅之至に堪へず。自今朝廷、帝を以て、日本の主府と仰ぎ、萬事其政令を奉ぜんとす。

果して斯く明言したる乎、否乎。若し彼等が日本に一政府、一主權、一元首を認めたりとせば、各國公使は故らに局外中立などを颺言する必要は無き筈だ。然も彼等の當時局外中立を固持したる所以を見れば、其の言葉は兎も角も、其の心中に於ては、日本新政府に對して、未だ十二分の信用を措かなかつたことが判知る。

一 又曰、此度萬國と、我が帝と條約を改めし上は、各國公使に帝自ら對面し、盟約を立ん。故に不日上京あるべき旨、各國公使へ可ニ申入、帝の命を奉じ候。此にて謁見の事は、彼より促されずして、我より申入れた。

公使曰、恐入候。談合の上、明後日否可ニ申上。

一 又曰、當今戰爭の後は、京攝及諸所に鎮撫の師を出し、過半其政令行はれ、

上京の命
告知

居留地安
堵告知

既に各國の諸侯をして、徳川慶喜征討の師、京を發せし上は、不日に其成功あるべきは勿論なり。自ら横濱、箱館、外國人在住の場所は、朝廷の官吏より人民安堵の令を下すべし。即慶喜を征討する事實明白の罪狀、書面を布告すべきなり。

之を見ても當時人心恟々の狀、想ひ見る可しだ。

公使曰、慶喜を討伐の師、既に京師を發せし上は、關東の形勢安心なりがたし。若早く帝に拜謁すること能はずんば、速に浪華を去り、横濱に在る人民の爲めに、彼地を鎮靜せんことを欲す。

之を見ても如何に新政府の信用が、各國公使に希薄と云ふ能はずんば、不十分であつたかゞ判知る。

一 又曰、明日中には、上京の日限申來るべく、夫まで滯阪、其上進退せらるべし。公使曰、帝に謁する期限の日數を確定し、以て此事を約せん。

一 又曰、今日必相分るべしと雖、彌確定するは、明十五日と定むべし。

期日決定
の約束

外使早く
横濱に至
らんとす

斯く東久世は、我を代表して明言し、約束をした。

公使曰、然らば明後十六日朝十字（時）、米國公使館に於て再會し、各般の諸事
件を約定せん。

右之通にて相濟、申の刻（午後四時）各國公使退出せり。

此の如く東久世等の通告によりて、愈よ各國公使入京、參内、謁見の事は確定し、
其の日限だけが、尙ほ未定であつた。

【三二】 各國公使參内謁見に關して小松、大久保の書簡

小松大久
保宛狀

尙ほ公使上京、參内、謁見に就ての内輪の消息は、左記在阪小松帶刀が、二月十
五日付、在京大久保一藏への書簡と、同十六日付大久保一藏より、在鹿兒島養田
傳兵衛への書簡の一節とが、能く之を盡してゐる。

東郷源左衛門より之御書翰相達、忝奉存候。先々御安全被爲御奉職奉

欣喜候。陳ば行幸御場所爲御見合、本願寺圖面差上候處、西本願寺に皇居御
治定之由、細々被仰聞趣致承知候。右に付坊城様、戸田殿御下阪之節、尙
縷々相伺、御見分之上、御下知可有之と奉存候。其内掃除等は精々行届候
様、取計可申候。

此れは主上親征の爲め、大阪行幸に付ては、西本願寺津村別院を以て御駐輦の所
となす可く、其の準備に就てのこと。

萬國交際
禮法の要

諸各國公使上京云々之儀に就ては、不容易御盡力被下候半。奉察に、中々
六ヶ敷事とは飽迄承知之事には御座候得共、世界萬國之御交際には、普通之禮
を御用無之ては不_レ相濟、殊に米、伊、李之三國は、今日出立、横濱え參候筈
に付、昨日應接之節は（參照三二）押切上京之命、御達に相成居候付、御地より如
何之御命令相下り候半と奉存候處、十分之御運び致承知、誠に安心仕候。

外國交際
根本立つ

如何にも外交當局の小松としても、左もある可きことだ。
此上は外國交際之處、大根本を立られ候付、以來六ヶ敷事は有之候ても、十

分談判も出來候事と奉_レ存候。

正さに此の如くなる可し。

昨日之應接書等は、別紙御用封申上候間、別段不_ニ申上_一候。(參照三一)

此れは既記の通りだ。

五代上京

明日十字(時)に亦々各國公使より出會いたし吳候様承申候付、其談判相濟次第、

五代上京いたし候様、取計可_レ申候。外に誰も無_ニ御坐_一、致方無_ニ御坐_一候。其節

萬事申含差立候様可_レ仕候。

五代上京のこと。

大久保總
裁局出仕
の事

御用部屋云々之儀も致_ニ承知_一、兩方え御勤は御難澁之筈、迎も御繰合不_ニ出來_一事と奉_レ存候。

此れは大久保が、一身以て内外諸般の事に當り、特に總裁局に出仕して、顧問となる事を云ふ。

右に就ては愚存之趣も御坐候故、公使一同、上京之上、御内談申上度候間、左

様御含可_レ被_レ下候。税所壹條は、委細承知仕候。飛脚待せ置、此旨御報旁如_レ此御坐候。頓首。

十五日(慶應四年二月)四字(時)過

小松 帶刀

大久保一藏様

再白、細々申上義、山海御坐候得共、壹人にて、勤場寸暇更に無_レ之、今夕も佛公使より參候様と之事にて、彼之方に出掛申候付、急ぎ居、吳々亂毫御免可_レ被_レ下候。佛公使之勤王、舊幕之恭順は、餘り早きものに御坐候。何も不日上京御直話と申上殘候。以上。

如何に佛國公使レオン・ロツシユが、此際方向轉換をなしたるかは、此にて判知る。

尙ほ大久保二月十六日付、箕田傳兵衛(島津久光近臣、即ち彼を透して久光への報告書である)への書簡の一節に曰く、

大久保箕
田宛狀

一 朝廷之所も先當分通にては、御緩み相付候儀は無御坐、英佛以下六ヶ國公使入京參内、天顏拜迄も被_レ仰付_二候筋、朝議確斷、十八日方浪華發足之都合に御坐候。

此れは二月十八日各國公使等が大阪を發して、京都に來る可しとのことだ。

謁見式の事

最紫宸殿におひて御對顔被_レ仰付、奏樂の御設も被_レ爲_レ在候筋に御坐候。白馬御節會之御式之御椅子に被_レ爲_レ召、御立禮御沓にて、自ら固有之大禮を以、御接遇之場に相當り、旁御便利なるを以、御治定に被_レ爲_レ成、誠に斯迄斷然の御處置を以、御待遇被_レ爲_レ在候得ば、彼等におひても奉_レ感伏_一事は相違無御坐候。是さえシツカリ御結付相成候得ば、皇國之事不足_レ憂、萬歲を唱へて可なるべしと奉_レ存候。

如何にも大久保は能く大政の要機を擱んでゐる。

佛軍艦四艘參、調和を謀り候と之說にて、大に懸念も御坐候得共、格別に申立候向にも無_レ之由。是はタトヒ申立るにせよ、佛一國にて賊に荷擔する筋合無

御坐候故、左まで可_レ憂譯とも相考不_レ申候。

舞臺裏の苦勞

以上によりて只だ各國公使を上京せしめ、參内謁見せしむるだけの一事さへも、多大の障礙や、面倒が横はりて、それを排除し、その事が首尾克く實行せらるゝ迄には、舞臺裏に於ては、如何に種々心勞、心配したるかが想像せらるゝ。

第六章 英佛蘭三國公使の参内

【三三】 各國公使召見の布告及副書 (一)

外交の要
あり内交に

外交の面倒は、寧ろ内交である。言ひ換ふれば、相手側に對する以前に、先づ内輪の態度を一定し措く必要がある。維新の新政府も亦た正さに此の通りであつた。外人に曉諭する以前に、内人に曉諭する必要があつた。乃ち其爲めに六大藩主の名を假りて、開國和親、参内、謁見の事を建白せしめ、之を機として、朝議を一定するに至つた。即ち二月十四日朝廷に於て會議あり、宮中に於ける禮節に關し、議論百出、夜に入りて叡慮を候し、其論始めて定まり、公使等を京都に召すことに決した。而して十五日公卿諸侯に公使朝見の事を曉諭し、六大藩主の建白書(参照二八、二九)を示した。

公卿諸侯
曉諭

方今外國之事情御洞察被遊候處、世態變革、一朝之儀に無之被之知食候。

隨ては別紙列藩建言之次第も有之候條、建言之通、御決定之思召候間、爲見被下候事。

岩倉の具
奏

當日後宮に於て公使召見に關し、異論を唱ふるものあり。議定の面々何れも心配した。此に於て岩倉具視は、松平慶永(春嶽)と與に、御前に候し、君主が他國の公使を召見あらせらるゝは、世界萬國の通義であることを具奏し、御裁可を得、十七日其旨を布告し、三職も亦た之に副書して、天下の大勢、宇内の公法を訓示した。

召見布告

先般外國御交際之儀、叡慮の旨被仰出候に付ては、萬國普通の次第を以、各國公使等御取扱被爲在候。然る處此度御親征被仰出、不日御出輦被爲遊候に付ては、御餘日も無之御事に付、各國公使、急々参朝被仰付候に付、此段可相達被仰出候事。

三職副書

所謂「萬國普通の次第」なる一句が、此の布告の眼目とする所だ。而して總裁、議定、參與の三職の副書は、實に左の通りだ。

三三三 各國公使召見の布告及副書(一)

一三三

外國御應接之儀は、上代崇神、仲哀御兩朝之頃より、年を逐て盛に成來り、遠邇之各國歸化貢獻有之、其後唐國とは常々使節相往來、或は居留し、其交際も亦自ら親敷候。此時に當り、船艦之利、未だ開けず、故に三韓四近と唐國而已。西洋各國之事は、暫差置、印度地方尙明瞭ならず候。此れは上代の事を云ふ。

和親締結の次第

然るに近代に至りては、萬民所知之如く、船艦之利、航海之術其妙を窮め、萬里之波濤、比隣之如く、相往來し、一時幕府之失錯とは乍申、皇國之政府に於て、誓約有之候事は、時之得失に因て、其條目は可被改候へ共、其大體に至り候ては、妄に不可動事、萬國普通之公法にして、今更於朝廷是を變革せられ候時は、却て信義を海外各國に失はせられ、實以不容易大事に付、不被爲得止於幕府一相定置候條約を以、御和親御取結に相成候。

苦しき申譯

此れは苦しき申譯だ。若し萬國と交際するが、通義であれば、其の通義に準由して、幕府が各國と和親條約を締結したるは、當然の事であらねばならぬ。然るに

條約締結の要

之を幕府の失錯と云ふは何事ぞ。而して其の失錯を踏襲せねばならぬ理由は安くにある。但だ新政府を組織したる人々が、從來の行掛りよりして、斯く辻褃の合はぬ申譯をせねばならぬ必要に迫られたるは、笑止千萬の事だ。若し公平に云へば、幕府の和親條約は、勅許を経ずして、之を締結した事は、手續上の失錯ではあるが、條約締結其物は、萬國普通の公道に由りたるものにして、當然の事である。是を以て新政府に於ても、一切の幕府の陋習は排除し去るも、和親條約だけは之を締結せねばならぬ。加^{しかのみならず}之幕府は日本政府として、之を締結したるものなれば、新政府としても亦た之を締結するは、當然の義務である。故に何れの角度から考察しても、和親條約通りに、之を實行せねばならぬ。果して然らば各國公使を入京せしめ、参内せしめ、謁見せしむるは、當然の結論とせねばならぬ。此れが虚飾なき理由である。幕府の失錯とか、それを締結するは已むを得ざる事とか、申譯けをなすは、必竟申譯とするに足らざる申譯である。

【三四】 各國公使召見の布告及副書 (二)

副書は尙ほつゞく。

萬國公體と萬國法酌

既に先般御布告被_レ爲_レ在候上は、皇國固有之御國體と、萬國之公法とを御斟酌御採用に相成候は、是又不_レ被_レ爲_レ得_レ止御事に候。仍て越前宰相（松平慶永）以下建白之旨趣に基き、廣く百官諸藩之公議に依り、古今之得失と、萬國交際之宜を折衷せられ、今般外國公使入京參朝被_レ仰付候。

苦しき申譯ではあるが、當時の新政府としては、從來幕府を外交問題もて苦しめたる行掛りもあり、宛も自繩自縛の情態なれば、此れ以上の言説は出来なかつた。

膺懲の師曲直による

元來膺懲之舉は、萬古不朽之公道にして、縱令和親を講ずるとも、其曲直に依て、各國不_レ得_レ止の師相起り候。其例し不_レ少。付ては攻守之覺悟、勿論之事に候得共、

此れは膺懲の事を云ふ。此處に此の一節を挾むは、聊か藪から棒を突き出すに類するも、攘夷論の行掛りより、今更ら此の一節を挿入す可き必要があつたものと察せらるゝ。

和親之事は、於_レ先朝既に開港被_レ差許候に付、皇國と各國との和親、爰に相始り居候處、其節は幕府へ御委任之儀に付、諸事交際之儀於_レ幕府取扱來り候。従前の慣例は此の如くであつた。

外交朝廷取扱

然る處此度王政一新、萬機從_レ朝廷被_レ仰出候に付ては、各國交際之儀、直に於_レ朝廷御取扱に可_レ相成は元よりの御事に候。

此れは當然の事だ。

公使召見決定次第

今や御初政之御時、總て之事件は全く總裁始當職之責に有_レ之候。何分某等不肖之身を以て、大任を負荷し、非常多難之時に逢候上は、深く恐懼思慮を加へ、天下の公論を以て、及_レ奏聞、今般之事件、御決定被_レ爲_レ在候。

以上は公使召見の事を云ふ。

且國內未だ定らず、海外萬國交際之大事有之候得ば、普天率濱協心戮力、共に王事に勤勞し、萬國交際を始、萬機悉く既往將來を不_レ論、無_二忌憚_一詳論極諫有_レ之度、只急務とする處は、時勢に應じ、活眼を開き、從前之弊習を脱し、聖徳を萬國に光耀し、天下を富岳之安に置き、列聖在天の神靈を可_レ奉_レ慰、上下舉て此趣意を可_レ奉_二謹承_一候事。

二月十七日

太政官代

三

職

論不徹底

全文を通讀すれば、如何にも論理不徹底の感なき能はず。されど新政府は幕府を咎めて、其の咎めに倣ふものなれば、其の主旨が一貫を缺くところあるも致方はない。されど其の不徹底の裡にも、興國の元氣は、何となく鬱勃として、紙表に溢るゝものがある。

堺事件に就き御沙汰

斯る機會に於て堺事件の發生は、新政府に取りては、實に思ひ掛なき當惑の事件であつた。云はゞ漸く内輪の異論を取り繕ろひ、各國公使等召見の段取りとなり

つゝある際、二月十五日に堺事件の突發したるは、新政府の要人等に取りては、全く當惑千萬の事であつたに相違ない。されば二月十九日付にて、左の御沙汰書は出で來つた。

御沙汰

今般御一新に付、各國御交際之道も、大略相立、既に近日参内之儀も、被_二仰出_一候處、不_レ圖も土州家來法外之所業に及び、深被_レ惱_二宸襟_一候。素より皇帝におかせられ候ては、御交親之外更に御他念も不_レ被_レ爲_レ在事に候條、此度之儀は、如何様にも御取糺之上、至當之御所置被_二仰付_一候間、御交際之儀は、聊違亂無_レ之様被_レ爲_レ成度叡慮候間、此旨相心得、各國公使え可_二申達_一候事。一難排し去りて一難來る。神戸事件漸く片付き、直ちに堺事件出で來る。如何に播_まく者は獲らざる可からずと云へばとて、新政府に取りては、正しく當惑の出來事には相違無かつた。されど彼等は飽迄初志貫徹に邁進し、毫も其の意氣を沮喪する所なかつた。

【三五】 異論百出の一例 (一)

評定の面

如何に各國公使召見に付き、内輪の議を纏むるに就き、困難であつたかの事情は、中根雪江の戊辰日記を見れば判知る。

十四日(慶應四年二月) 今日公(松平春嶽) 太政官へ御出仕之處、俄に御参内相成候様、岩倉殿より御達有之、下參與之面々も同様未半刻(午後三時)頃参朝之處、右は外國公使参朝之儀、彼より不申出己前、此より被仰出度段浪華東久世殿より御申越、小松(帶刀)よりも後藤(象二郎)迄申來に付而なり。申刻頃(午後四時比)より奥御廊下に於て、總裁宮、岩倉、中山、正三(正親町三條) 徳大寺等之諸卿、公(春嶽)並下參與迄、御一席之大評議なり。拜禮之節、握手、或は屈膝等に而之俗論甚敷、更に不相決して、夜に入。遂に叡慮伺と申事に相成、戌半刻(午後九時)頃迄御手間取、亥刻(午後十時)前に至り、漸く京師に被召、参朝可被命と御決議有之、其段早々浪華へ御返事有之由。拜禮之實際に至りては、極内狀は未

決之由。岩倉殿歎話せられたり。御場所之儀も南殿、條城兩議有之、遂に南殿に被決たり。(参照三二)

之を見ても如何に其の評定の面倒であつたか判知る。更らに十五日の項に曰く。

後宮の物議

一 今日(慶應四年二月十五日) 在京諸侯惣参内被命、外國交際之儀、御布告有之、下參與之面々も參集を被命たり。此時外國人へ御對面之儀後宮之物議等有之、未決にて、當路之公卿、殊之外苦惱せらる。暮時前、公(松平春嶽) 岩倉殿と御一處に天前へ被爲候、更に交際之事情、詳悉極言、御明辨有之。御退出之後、岩卿猶滯坐に而、御諫諍被申上、漸くにして拜禮も可被命に御決定有之由(参照三三)。今日御散朝後及夜陰に付、御歸邸之上、御内儀より御膳部御酒御拜領被遊。

公卿中の反對論

とあれば、如何に當時群疑、衆難、紛々、擾々の模様と、而して後宮雲深き處に於て、其の反對論が、有力であつたか想像せらる。乃ち公卿中に於ても、反

大原重徳の論

對論者は鮮からず。其の一例として、大原重徳の意見書を掲げんに、
 此度六藩より獻言之趣(參照二八、二九)蒙_レ勅問_一奉_レ敬承_一候。愚昧小臣存意言上仕候も、恐縮之至に候得共、聊愚存言上仕候。獻言之趣意は、萬國洞察之人々、殊に萬世不拔之事柄故、忽御奏上之事にて、御氷解被_レ遊候御模様と奉_レ存、敬承仕候。乍_レ去尙又存意候はゞ、可_レ申上_一と之聖慮、誠以難_レ有存候へば、伏藏可_レ仕筋は毛頭無_レ之候間、一二言上仕、奉_レ汚_レ聖聽_一候。
 以上は意見書提出の因由を云ふ。

人心攘夷の實行を期す

一 是迄徳川政權を執り、我意を張り朝廷を奉_レ輕蔑_一候時節と雖、攘夷被_レ仰出、天下有志の輩、如何計難_レ有がり、何卒報國と思込、身命を投候者幾千人。斯る次第は、皆國辱を歎きての事にて、遂に徳川天罰を蒙り、暫行方も不_レ知相成、速に大政御掌握被_レ遊、兼々思召之通り、攘夷に可_レ推遷_一と、諸臣を始、天下の衆諸無_レ僻之人々、神州之正氣も可_レ引立_一事、立て可_レ待坏申、相喜居候。

天下志士の

此れは攘夷の爲めに、徳川氏を倒し、今や朝政一新、愈よ此れから攘夷の實行に取り掛る可しと、天下の人心が勇躍しつゝあるを云ふ。此れは如何にも月並的の議論であるが、然も所謂る志士の多數は、其の身分の上下を問はず、何れも皆な此の月並的の意見を主持し、就中真正直、眞精神の者共ほど、其の熱心の程度は強盛であつたことは、固より當然の事にて、大原重徳杯も、亦た其の一人であつたのだ。されば皇政復古と同時に、攘夷の中止は愚るか、廢止するが如きに至りては、彼等の失望や知る可く、失望の極、其の不平や察す可きのみだ。

【三六】 異論百出の一例 (二)

朝廷の不信

大原重徳の意見書は尙ほつゞく。
 乍_レ去天下未だ治平之半にも不_レ至、紛亂多端の折柄、中々以攘夷可_レ申出_一様も無_レ之、何分國內御平治之上はと存込居候處、獻言之末語に至り、參朝をも被_レ

命候様、御賛成被遊候様にと有之候へば、無程夷人も入京致候様可相成候(参照二八、二九)。左候ては彼尾州より言上有之候國事に死亡の者共へ、地所を賜り其靈をも可祭との難有御沙汰も、一時に消滅可仕、然ば朝廷之御儀は、何が御實やら、御不條理にては、實以衆諸總て向ふ所を不辨、朝廷をも誹謗仕候様之事に可立至と、深恐縮歎慨に不堪事奉存候。如何にも攘夷者の立場から見れば、此の通りだ。

神靈衆諸の水解難

乍併既に御水解被爲在候上は、是迄御祈願被爲在候神祖を奉始、御代々之御神靈へも、御水解之趣被仰上、衆諸へも十分御布告相成、同水解仕候上被許候様の御事にも相成候はゞ、少しは承服も可仕候へ共。此れはせめて其の攘夷取消の次第を祖宗の御神靈に奉告し、衆庶に委詳報告せられたらんには、或は聊か承服するやも知る可からざるが、斯く敷から棒への變改では、とても承服する者はあるまいとのことだ。

擾亂を虞

只今言上有之諸臣之勅問も、如形の事にては、逆も感服は仕間敷、慶喜暴政の時よりも甚敷、人々異存を懐き、更に擾亂可仕と、千憂萬苦不堪言語事に有之候。此れが爲めに、再び禍亂の生ぜんことを虞る。

延期の申出

仰願くは何卒今暫之處被差延、天下相定候上、御許容被爲在候様仕度、此儀下文に述候。

從來偽言の疑

此の如く大原重徳は、外國使臣御召見の延期を主張してゐる。延期は即ち中止だ。全體之處、政權御掌握被遊候哉否、忽夷人を被近附候様之御儀被爲在候ては、是迄年來攘夷之聖諭は、皆御偽言にて、全徳川を徒に困苦せられ候迄歟。但此上は打亡し、和親交易を朝廷にて被遊度儀、御心組にて、正義を御主張被遊候様に相當り、天下の有志に對し、面皮も無之、悲泣血涙の事に候。攘夷は必竟徳川を倒す爲めの方便、口實に過ぎず。それでは天下の志士に對する面皮が無い。

延期交渉

元來夷人は犬羊と唱へ候へ共、近來は大に事情も相分り、應對も易く抔、薩藩

薩人に托するの案

士も申居候間、薩藩士に殊更に被_レ命、國內の實情を明白に申聞せ、政權朝廷に歸すと雖、慶喜之亂、未_ニ落居_一紛紜擾々、中々外國交際ところに無_レ之筋を、懇_ニに申聞せ、國內治平之見込相立候迄、何事も見合吳候様。

薩藩士が、外國人と親しくあるから、薩藩士をして、外國人へ外國交際延期の交渉を作さしめたらば然る可しとのこと。

延日の利益

尤右交際之事、御聞濟に相成候上は、二年三年之後たり共、信義に於て相變る事なければ、何ぞ延日を論ずる事あらんや。信を守れば、日の延る程、固く相成候は、神州人の定情にて、夷人と異なる所に候。

此れは全く此方の都合のみを謀りての申分である。

此邊を能々了得爲_レ致候様、薩士に被_レ命候はゞ、御請可_レ申と奉_レ存候。

薩人も斯る役目は、よもや引受はしないであらう。

慶喜異存の憂ひ

ケ様に不_レ被_レ遊候ては、慶喜も未_ニ服罪_一事故、忽異存を生る事可_レ知事に候。又天下之衆諸も亦異存を起し、更に慶喜に屬し候者も出來可_レ致、左候得ば、更

に擾亂と成可_レ申候。

外國公使を召見あらせられなば、天下は再び擾亂す可く、慶喜も或は異存を申立つ可く、民衆も異存を生じ、再び慶喜に屬す可しとのこと。此れは全く架空の説にて固より取るに足らざる謬見である。

ケ程之事にて獻言は盡き不_レ申候得共、何程書並べ候ても、其趣意は唯今夷人入京候ては、忽人心立騒、瓦解可_レ仕候間、延日被_ニ仰出_一候より外なく候。偏に此延日之事懇禱仕候。死罪死罪、誠恐誠惶、頓首。

二月十六日

重 徳

此の如く彼は徹頭徹尾延期論を主唱した。延期論は事實中止論である。惟ふに其の理由は人々によつて同じからざるも、此説に賛同したる者は、必らずや少くなかつたであらう。

【三七】 英、佛、蘭公使の入京 (一)

警戒の嚴

好事魔多し。新政府が千辛萬苦、内を纏め、外を纏め、漸く外國公使を、入京、
参内、謁見の段取りまで漕ぎ附けんとしたる刹那、神戸事件突發し、それが漸く
落著せんとするに際し、更らにより大なる堺事件は突發した。然もそれさへ四方
八方詫びやら、挨拶やら、謝罪やら、申譯やら、残る隈なく盡して、彌よ入京の
期に近いた。されば羹に懲りて膾を吹くどころではなく、如何に新政府が各國公
使入京に就て、其の警戒を嚴重にしたるかは、今更ら申す迄もない。

各藩の警備

先づ二月十七日には加賀、尾張、紀州、肥後、備前、出雲の六藩に命じ、加賀に
は孝漏生入宿所の南禪寺警衛を命じ、尾州には英吉利入宿所の知恩院の警衛を命
じ、紀州には和蘭入宿所の妙心寺の警衛を命じ、肥後には佛蘭西入宿所の妙法院
門跡の警衛を命じ、備前には米利堅入宿所の興正寺の警衛を命じ、雲州には伊太
利入宿所の大徳寺の警衛を命じ、外國掛と照會して、それぞれ其の指圖を受くる

こととした。

諸藩告諭

斯くて二月二十三日に堺事件は終局し、同二十六日に至り、更らに加賀、薩摩以
下の諸藩に左の如く通達した。

先達て布令に相成候各國之中、佛、英、蘭公使、愈來廿七日、大阪表發途、水
陸通行、同夜伏見表止宿、廿八日、上京被_レ仰出_一候。右に付ては兼て御沙汰之
通り、凡て萬國公法を以、御交際被_レ遊候儀に付、一同心得違無_レ之様、於_二藩
藩_一も嚴重可_レ致取締_二被_レ仰出_一候事。

此の時節には「萬國公法」の四字が金科玉條にて、此れが一切の反對を懾伏する
護符であつた。

不法外人
取扱方

但途中往來之節、萬一彼より不法之所業有_レ之候はゞ、一己相對之儀は不_レ致、
諸藩警衛之輩へ、屹度尋問可_レ致候。左候はば夫々處置恥辱に不_二相成_一様御公
裁可_レ被_レ爲_レ在候。尤此方之輩に於ては、申迄も無_レ之候得共、今度御交際之初、
且内地多難之折柄に付、始終之儀、能々相心得、卒爾之振舞無_レ之様可_レ致事。

二月

如何にも注意周到である。更らに二十七日には、

佛國公使之儀は、來廿八日、大阪表發途、伏見止宿、廿九日入京被_レ仰付_一候に付、取締之儀、昨日被_レ觸候通、可_レ相心得_一、御沙汰候事。

此れは大阪發途が、廿八日に延引したから、斯く達したものであらう。尙ほ途中護衛なども、實に仰山を極めてゐた。例へば二十五日付にて、尾州への達書には、英吉利人近日上京に付、兼て被_レ仰付置_一候通、可_レ被_レ相心得_一候。且又途中警衛之儀も被_レ仰付_一、肥後へも同様被_レ仰付_一候間、可_レ被_レ申談_一候事。

二月

又た筑前にも、同日左の達書あり。

今般英吉利並和蘭公使上京被_レ仰付_一、伏見驛止宿に付、警衛且御用取扱被_レ仰付_一候。尙委細之儀は、外國掛り後藤象二郎旅宿へ可_レ承合_一候事。

而して同時に佐賀藩にも、同様の達ありたることは、黒田長知家記に、

佐賀藩へ
告諭

廿五日、佐賀藩へも亦同様御達有_レ之候に付、則同藩打合之上、後藤象二郎殿へ及_レ引合_一候處、廿七日伏見驛止宿に付、同所警衛、且同所より南禪寺迄致_レ護送_一、加州藩へ引渡候様被_レ申談_一候に付、佐賀藩は英吉利受持、本藩は和蘭受持之處に申合、警衛人數差出候。

而して同廿六日肥後へは、

近日英吉利人上京、知恩院滯留所に相成候付、同所警衛並途中警衛共被_レ仰付_一候。尾州へも同様被_レ仰付_一候間、可_レ被_レ申談_一候事。

而して同日阿州にも、左の如く達せられた。

來る廿八日、英吉利人上京、知恩院滯留所に相成候に付、入京之上、滯留中並に途中警衛御用被_レ仰付_一候。尤尾張、肥後へも被_レ仰付_一候間、可_レ申談_一候事。

此の如く各國公使上京の注意、又た上京中の注意は、眞に至れり、盡せりと云ふ可きであつた。

【三八】英、佛、蘭公使の入京 (二)

佛使取扱
訓令

且又た佛國公使入京に付て、二月廿六日薩藩に對しては、左の達書があつた。

來る廿八日、佛蘭西公使上京被_レ仰付、伏見驛止宿に付、警衛^{けいゑい}且御用取扱被_レ仰付_一候。尙委細之儀は、外國掛へ可_レ承合_一候事。

同時に又た、

來る廿九日、佛蘭西人上京、相國寺滯留所に相成候に付、同所警衛並途中警衛共被_レ仰付_一候事。

英人引請
訓令

尙ほ二月廿六日付にて、

紀伊中納言

池田丹波守

池田相模守

稻葉右京亮

本多肥後守

一柳因幡守

右英人旅宿知恩院^{ひきうけ}引請被_レ仰付_一候事。

而して翌廿七日には、

本莊彈正忠

木下備中守

右英人旅宿知恩院引請被_レ仰付_一候事。

且又た同日、

酒井右京大夫

谷大膳亮

安藤飛驒守

牧野豊前守

右佛國人旅宿相國寺引請被_レ仰付_一候事。